

10月2日(水)

出席委員

委員長 新妻 さえ子  
副委員長 澤田 えみこ  
同 松永 よしひろ  
委員 のだて 稔史  
同 やなぎさわ 聡  
同 おぎの あやか  
同 ゆきた 政春  
同 ひがし ゆき  
同 石田 ちひろ  
同 田中 たけし  
同 せらく 真央  
同 松本 ときひろ  
同 えのした 正人  
同 山本 やすゆき  
同 安藤 たい作  
同 鈴木 ひろ子  
同 横山 由香理  
同 石田 しんご

委員 筒井 ようすけ  
同 あくつ 広王  
同 塚本 よしひろ  
同 まつざわ 和昌  
同 こしば 新  
同 吉田 ゆみこ  
同 高橋 しんじ  
同 西本 たか子  
同 中塚 亮  
同 須貝 行宏  
同 藤原 正則  
同 こんの 孝子  
同 若林 ひろき  
同 石田 秀男  
同 西村 直子  
同 高橋 伸明  
同 大倉 たかひろ

欠席委員

木村 健悟

その他の出席議員

渡辺 ゆういち

出席説明員

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 区 長<br>森 澤 恭 子                        | 戸籍住民課長<br>築 山 憩                                  |
| 副 区 長<br>堀 越 明                        | 地域産業振興課長<br>小 林 徹                                |
| 副 区 長<br>新 井 康                        | 文化観光スポーツ振興部長<br>辻 亜 紀                            |
| 企画経営部長<br>久 保 田 善 行                   | 文化観光戦略課長<br>大 森 直 人                              |
| 企画課長<br>崎 村 剛 光                       | スポーツ推進課長<br>三 井 崇 司                              |
| 政策推進担当課長<br>吉 岡 孝 樹                   | 子ども未来部長<br>佐 藤 憲 宜                               |
| 財 政 課 長<br>加 島 美 弥 子                  | 子ども家庭支援センター長<br>(子ども家庭センター開設準備担当課長兼務)<br>染 谷 洋 紀 |
| 税 務 課 長<br>(定額減税調整給付金担当課長兼務)<br>吉 野 誠 | 子育て応援課長<br>飛 田 則 文                               |
| 区 長 室 長<br>柏 原 敦                      | 保育入園調整課長<br>芝 野 諭                                |
| 新庁舎整備担当部長<br>黒 田 肇 暢                  | 保育施設運営課長<br>中 島 秀 介                              |
| 広町事業担当部長<br>品 川 義 輝                   | 保育事業担当課長<br>佐 藤 裕 樹                              |
| 総 務 課 長<br>(秘書担当課長兼務)<br>勝 亦 隆 一      | 品川区児童相談所長<br>原 彰 彦                               |
| 地 域 振 興 部 長<br>川 島 淳 成                | 児 童 相 談 課 長<br>長 谷 川 彰                           |
| 生活安全担当課長<br>河 合 伸 彦                   | 一時保護担当課長<br>金 子 讓                                |

地域活動課長  
 宮澤俊太  
 福祉計画課長  
 東野俊幸  
 障害者支援課長  
 松山香里  
 高齢者福祉課長  
 菅野令子  
 高齢者地域支援課長  
 檜村潤  
 生活福祉課長  
 (生活支援臨時給付金担当課長兼務)  
 豊嶋俊介  
 健康推進部長  
 (品川区保健所長兼務)  
 阿部敦子  
 健康推進部次長  
 (品川区保健所次長兼務)  
 (地域医療連携課長事務取扱)  
 遠藤孝一  
 健康課長  
 若生純一  
 保健予防課長  
 五十嵐葉子  
 品川保健センター所長  
 石橋美佳  
 荏原保健センター所長  
 三ツ橋悦子  
 都市環境部長  
 鈴木和彦  
 都市整備推進担当部長  
 鴫田正明

木密整備推進課長  
 小川晋  
 都市開発課長  
 中道元紀  
 建築課長  
 森雄治  
 環境課長  
 中西俊介  
 品川区清掃事務所長  
 篠田英夫  
 福祉部長  
 寺嶋清  
 防災まちづくり部長  
 溝口雅之  
 災害対策担当部長  
 (危機管理担当部長兼務)  
 滝澤博文  
 地域交通政策課長  
 櫻木太郎  
 交通安全担当課長  
 山下憲雄  
 土木管理課長  
 川崎由布子  
 公園課長  
 大友恵介  
 防災課長  
 平原康浩  
 防災体制整備担当課長  
 羽鳥匡彦  
 会計管理者  
 大串史和

教 育 長  
伊 崎 み ゆ き

教 育 次 長  
米 田 博

庶 務 課 長  
船 木 秀 樹

学校施設担当課長  
荒 木 孝 太

学 務 課 長  
柏 木 通

指 導 課 長  
中 谷 愛

教育総合支援センター長  
丸 谷 大 輔

区議会事務局長  
大 澤 幸 代

○午前9時30分開会

○新妻委員長 　ただいまより、決算特別委員会を開きます。

　委員会の審査に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

　本委員会は、去る9月20日の本会議におきまして36名の委員より設置されました。これまでと同様に理事会を設置し、計画された審査日程等に基づき、令和5年度各会計決算の審査を行うものであります。

　このたび、委員長の重任を皆様方のご推挙により私が仰せつかり、重責を担うことと相なりました。幸いにして各会派より優秀な副委員長、また理事の方々が選出されましたので、皆様と一致協力いたしまして、誠心誠意、全力を尽くしてまいり所存でございます。委員ならびに理事者の方々のご協力と真摯なるご討議等を賜り、成果のある審査ができますよう、心からお願い申し上げます。

　簡単ではございますが、委員長の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

　それでは、ただいまから着席のまま発言させていただきます。

　引き続きまして、区長より発言を求められておりますので、よろしくお願ひいたします。

○森澤区長 　おはようございます。決算特別委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

　本日からご審査いただく令和5年度決算は、私が区長に就任後、初めて編成した予算に基づくものです。「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」の実現に向けて、「子育て三つの無償化」や見守りおむつ定期便など、多様化する区民ニーズに応えるべく取り組んできた各種施策の成果を、決算という側面からご審議いただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

　他方、この先、まさに令和7年度予算案の編成が佳境の時期に差しかかってまいります。限られた財源を効果的・効率的に配分していくためには、PDCAサイクルによる事業の不断の検証、見直し、ブラッシュアップが重要だと考えています。本委員会では、このマネジメントサイクルの「C」に当たるチェックを委員の皆様から頂き、今後のアクション、すなわち来年度予算編成につなげていきたいと考えております。

　また、委員の皆様には、議論の充実に資するよう、事務事業評価シートをお示ししていますが、事業のスクラップ・アンド・ビルドも非常に重要だと考えております。既存事業のスクラップにより生み出される財源やリソースを活用し、真に区民の幸せ、ウェルビーイングに資する予算へと、より一層磨き上げていきたいと考えております。本日から始まる審議の中で、ぜひ前向きな政策提案を頂きまして、今後の施策展開や予算編成に活かしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

○新妻委員長 　それでは、当委員会の運営につきまして、あらかじめ理事会で種々協議いたしました結果、お手元に配付の資料「決算特別委員会の運営について」を作成いたしました。

　これより、澤田副委員長がご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○澤田副委員長 　決算特別委員会の運営につきまして、お手元の資料によりご説明いたします。

　まず、第1項、理事および理事会の設置につきましては、本委員会を円滑に運営するため設置されたものであります。組織および協議事項は資料のとおりでございます。

　次に、第2項、審査日程につきましては、審査日数を7日間とし、その日に予定した審査は、終了予定時間を超えても完結することとし、審査日程の変更は致しません。具体的な審査日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

次に、第3項、開会、閉会および休憩につきましては、資料のとおりでございますが、特に開会時間は今年度より30分前倒しをし、9時30分としております。審査促進のため、定刻開会に一層のご協力をお願いいたします。

次に、第4項、款別審査の質疑等についてでございます。各会派におかれましては、あらかじめ定められた質問時間の枠の範囲内で質問者をお決めいただき、前日までに、副委員長または理事を通じて、委員長に通告をお願いいたします。無所属の委員が質問する場合も同様となります。

なお、質問時間は、会派におかれましては、1人当たりの質問時間は、答弁時間も含めて、10分、15分、20分のいずれかとし、無所属の委員は、答弁時間も含めて1日につき10分となります。

質疑の際は、必ず最初に記載ページおよび質問事項をお示しください。また資料を提示される場合は、パネル等の取扱い基準にのっとり、事前に委員長にお申し出の上、あらかじめ許可を得ている旨を一言添えてください。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らしますので、質問の途中でありましても、直ちに切りやめていただきます。

関連質疑につきましては、委員長の許可により、5分以内で行うことを可能とし、終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らします。

また、1日に複数の項目を審査する場合は、一括説明、一括質疑の運営形態といたします。

次に、第5項、総括質疑につきましては、例年と同様に、特に政策的な質疑をお願いいたします。また、質問の際は一問一答形式にならないようご注意願います。

なお、質疑は、別に用意いたします質問者席で行い、質疑の順番は大会派順といたします。また、理事者におかれましては、総括質疑という性質上、原則として部長級以上および財政課長が答弁されますよう、お願いいたします。

最終日は、総括質疑の終了後、各会派の意見表明、表決という手順で進めることとなります。

次に、第6項、委員会傍聴の取扱いにつきましては、5階の理事者控室に当委員会の音声を放送いたします。

次に、第7項、資料要求につきましては、理事会で協議の上、必要な資料を要求し、議会運営委員会の決定に基づき電子配付とし、既にSide Booksに資料を登録しております。

以上で、委員会の運営につきましての説明を終わります。ご協力のほど、重ねてよろしくお願いいたします。

**○新妻委員長** 説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

**○田中委員** すみません。今、委員会運営についてのご説明を頂いたのですが、1点だけ確認させていただきたい点があります。それは項目の5番目の、総括質疑に関しての(4)番の、「一問一答形式にならないよう簡潔に」という、そこの一問一答形式のことについて確認したいのですが、昨年、議会に復帰しまして、去年の決算特別委員会、そして今年の前予算特別委員会と経験して、その間、いろいろな議員とのやり取りをさせていただいた中で、私の一問一答形式についての認識と、ほかの方々の認識が少し食い違っているのです、そこを確認したいのですが、まず私が思っている一問一答形式というのは、項目だけを連続して質問する、「議会費は幾らですか」、「幾ら幾らです」、「総務費は幾らですか」、「幾ら幾らです」、「民生費は幾らですか」という、質問の背景や意図などは質問しないで、項目だけを連続して質問することを一問一答形式と呼んで、それは特に総括の中ではそぐわないのでやめなさいと

ということで申し合わせ確認事項に記載されていると。当時、これは平成12年に申し合わせ確認事項が確認されているのですけれども、私はそういう認識をしているのです。一方で多くの方々は、全員とは言いませんけれども、1つの質問をして答えを求める、また質問して求めるというのを一問一答形式として、それは総括ではやってはいけないという認識で今までの総括質疑は行われている、皆さんが認識されていると私は思っているのですけれども、今のいろいろ全国的な議会改革の流れの中で言うと、特に本会議がまさに、連続して質問して連続して答弁する。それは分かりづらいから、むしろ一問一答形式にすべきだというのが、最近の議会の改革の流れなのです。それで、そのときの一問一答形式というのは、1つの質問をして答弁を求めて、また改めて質問するというふうに関連してやることによって、聞いている方も理解しやすいので、本会議の在り方自体もそういう方向で変えていくべきだという、一般的な全国的な風潮があると思っています。それに照らし合わせますと、ここで言う「一問一答形式にならないように」というのは、全く逆の捉え方をされている方が多いように私は思っているのですけれども、今回、今、委員会運営についてとご説明がありました、ここでの一問一答形式というのはどういうものを指しているのか。私は総括質疑ができませんので、関係ないといえば関係ないのですけれども、議会の運営上、確認しておきたいと思ったので、発言させていただきました。

**○新妻委員長** 一問一答につきまして、ご質問を頂きました。

決算特別委員会の運営は、議会運営委員会で決められております。本日は、まだ総括質疑まで時間がございますので、改めて皆様にお伝えさせていただくようにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

**○田中委員** はい。よろしくお願いいたします。

**○新妻委員長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○新妻委員長** ご質疑等がないようでございますので、以上の説明について、全てご了承を得たものとして決定し、これに沿って運営させていただきます。

それでは、審査に先立ち、令和5年度決算の概要および財務4表について、説明をお願いいたします。

**○大串会計管理者** おはようございます。本日からの決算特別委員会、どうぞよろしくお願いいたします。

私から、まず一般会計決算の概要と地方公会計制度に基づく財務諸表についてご説明申し上げます。

最初に、一般会計決算の概要からご説明申し上げます。恐れ入りますが、令和5年度品川区各会計歳入歳出決算書の525ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は、2,005億2,931万414円で、対前年度2.4%の増、金額では46億1,293万4,598円の増であります。

歳出総額は1,941億5,556万8,533円で、対前年度2.5%増、金額では48億1,717万7,085円の増であります。

このため、その下の歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は、63億7,374万1,881円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源4億7,954万8,950円を除いた実質収支は、58億9,419万2,931円の黒字決算となりました。

以上で概要の説明を終わります。

続きまして、地方公会計制度に基づく財務諸表についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、517ページをご覧ください。

財務諸表につきましては、一般会計と各会計合算のものを表にしておりますが、説明は一般会計の数値でさせていただきます。

まず、財務諸表から読み取れる全体的な総括といたしましては、貸借対照表からは、固定資産が増加しているにもかかわらず、正味財産比率が98.8%と高く、将来世代への負担をせずに社会資本の形成がされていること。行政コスト計算書からは、当期収支差額が50億8,880万円弱発生しており、収入した税収等が、行政サービスの提供にかかった費用を上回っていること。キャッシュフロー計算書からは、形式収支が引き続きプラスであること。以上の点から、品川区の令和5年度の財務状況がおおむね良好であることが分かります。

それでは、簡単に個別にご説明させていただきます。

まず、517ページ、貸借対照表になります。貸借対照表は、現時点の資産を獲得するために、どの世代がどれだけ負担しているのかを表している表になります。表の左下、資産の部合計は、右が負債の部合計と正味財産の部合計の合計と一致します。負債の部は将来の区民の負担であり、正味財産の部は過去および現在世代の負担になります。品川区の令和6年3月末時点での資産は、約2兆3,499億円余になります。昨年度と比較して、117億3,600万円ほど資産が増加しています。これは、品川区立総合区民会館および品川歴史館の大規模改修工事完了などによる、行政財産の増加によるものです。

一方、負債については、固定負債の特別区債が5億6,600万円の増となっております。これは、土地購入のために新たな起債を発行したことによるものです。

次に、518ページをご覧ください。行政コスト計算書になります。

行政コスト計算書は、一会計期間の行政運営に伴う費用とその財源としての収入を表した表で、区の収支を明らかにするものです。行政収入では、都支出金が50億円ほど増えています。一方、特別区財政調整交付金は9億2,400万円減少しています。行政費用では物件費が減少している一方、学校改築推進経費や戸越公園駅周辺地区再開発事業等による投資的経費が増加しました。

次に、519ページに参りまして、キャッシュフロー計算書になります。キャッシュフロー計算書は、一会計期間における3つの活動分野、行政サービス、社会資本整備等投資、財務ごとの現金収支を表示した表で、どのような要因で現金が増減したのかを明らかにしたのになります。表の右下、形式収支が63億7,374万円余となっており、期首時点よりも現金が約2億400万円減少しています。表の左下、行政サービス活動収支差額が124億6,344万円余となっており、この黒字分を社会資本整備に回していることが分かります。

最後に、520ページ、正味財産計算書になります。正味財産変動計算書は、貸借対照表の正味財産の部の一会計期間の増減を要因ごとに表示したものです。当期末残高の合計が、貸借対照表の正味財産の部の合計と一致するものでございます。

また、521ページには、財務諸表に係る注記を載せております。

**○新妻委員長** 以上で、令和5年度決算の概要および財務4表についての説明を終わります。

次に、決算統計上の数値および財政健全化法に基づく各指標について発言を求められておりますので、説明を願います。

**○加島財政課長** それでは、私からは決算状況につきまして、決算統計上の数値および財政健全化法に基づく各指標についてご説明させていただきます。

恐れ入ります。令和5年度主要施策の成果報告書の70ページ、決算状況一覧表をご覧ください。



こちらの一覧表につきましては、全国の自治体を同じ基準で比較できるように、地方財政状況調査、いわゆる決算統計として計算方法や様式が統一のものでございます。表記の数字でございますが、普通会計となっており、先ほど会計管理者からご説明がありました数値と若干異なる項目もございます。

初めに決算状況の概略でございますが、令和5年度においても主要な財政指標の数値が良好で、引き続き、財政の健全性を維持している決算状況となっております。

70ページの左上、上から2つ目の表をご覧ください。令和5年度の歳入総額Aの欄につきまして、2,001億6,979万7,000円で、対前年度比2.4%の増、その下、歳出総額Bは1,937億9,605万5,000円で、2.6%の増となっております。その下、歳入歳出差引額Cは63億7,374万2,000円で、この金額が普通会計の形式収支でございます。その下、翌年度に繰り越すべき財源Dにつきましては4億7,954万9,000円で、実質収支Eは58億9,419万3,000円でございます。その下の単年度収支Fにつきましては、マイナス3億6,658万8,000円でございます。

右側の71ページをご覧ください。

左上の歳入でございます。

初めに一般財源ですが、1行目、特別区税は575億5,616万7,000円で、1人当たりの納税額増加などにより1.6%の増であります。その5行下、地方消費税交付金につきましては、122億5,927万8,000円で、0.5%の減であります。5行下の特別区財政調整交付金は441億6,989万7,000円で、2.0%の減でございます。

4行下をご覧ください。一般財源の計につきましては、1,175億9,932万3,000円と、0.5%の増でございます。

表の一番下から1行上、特定財源の計につきましては、825億7,047万4,000円で、こちらにつきましては5.2%の増となっております。

次に、表右側の性質別歳出をご覧ください。一番上の人件費ですが、構成比は12.8%、2.1ポイントの減、3行下の扶助費につきましては、令和5年度に実施した住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金や、高校生等医療費助成の新規実施により6.1ポイントの増。

以上によりまして、4行下の義務的経費の計は3.2%の増でございます。

続きまして、表の一番下から空欄を除きまして1行上、投資的経費につきましては、17.6%の増となっております。

次に、左下の目的別歳出でございます。構成比が高い順に、民生費、教育費、以下、総務費、衛生費という順番になっております。

恐れ入ります。もう一度、隣の70ページ上段の表の右側をご覧ください。表の下から5行目、実質収支比率でございますが、こちらは5.2%で、前年度比0.5ポイントの減。1行下、経常収支比率につきましては76.8%で、2.0ポイントの増でございます。1行下、地方債現在高につきましては、142億5,994万2,000円で、23億189万9,000円の増となっております。

ページ下段の表の右側、積立金の状況でございます。一番下の行になります。令和5年度末現在高の合計は945億3,208万円で、こちらにつきましては14億2,189万4,000円の減となっております。

72ページに、出納整理期間を加味いたしました、決算年度末における現在高を記載しておりますので、ご覧いただければと存じます。

以上で、決算状況一覧表の説明を終わります。

続きまして、財政健全化判断比率についてご説明させていただきます。別紙でお配りいたしております報告第23号をご覧ください。こちらにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、4つの指標を公表し、それぞれ設定された基準を上回った場合には、健全化計画、財政再生計画を策定する義務が各自治体に課せられているものでございます。

おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。上段の表ですが、健全化判断比率でございます。

初めに実質赤字比率でございます。標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の比率を表しております。算出した数字につきましては、一般会計が黒字であるため横棒の表示となっておりますが、実際の数値はその下段に括弧書きに表記しておりますマイナス5.19%でございます。

その下の早期健全化基準11.25%、および財政再生基準20%が基準値となっております。品川区の数値は基準値と比べてかなり低い数値であり、良好な財政状態であることを示すものでございます。

次に、隣の連結実質赤字比率でございますが、標準財政規模に対する一般会計と特別会計を合わせた全会計の赤字額比率でございます。全会計とも黒字でございますので、こちらも横棒の表示となっております。実際の数値につきましては、マイナス6.24%でございます。早期健全化基準16.25%、財政再生基準30%で、全会計を合わせても良好な状況であることを示しております。

次に、隣の実質公債費比率でございます。標準財政規模等に対する借入金の返済額等の過去3年間の平均比率です。この項目は、マイナスでも表記することと定められているため、公式比率の欄はマイナス3.7%となっております。早期健全化基準25%、財政再生基準35%で、良好な数値となっております。

最後に将来負担比率でございますが、これは標準財政規模に対する一般会計が将来負担すべき実質的な負債を基金等から差し引いた額の比率で、数値はマイナス95.3%となっております。早期健全化基準は350%であり、基準と比べまして、こちらもかなり低い数値であり、良好な状況となっているものでございます。

**○新妻委員長** 以上で、決算統計上の数値および、財政健全化法に基づく各指標についての説明が終わりました。

それでは、令和5年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、歳入全般、そして歳出のうち、第1款議会費、第8款公債費および第9款予備費といたしますので、ご了承願います。

それでは、これより、本日予定の審査項目の全てを一括してご説明願います。

**○大串会計管理者** それでは、一般会計の歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、決算書の52ページをお願いいたします。

第1款特別区税は、予算現額556億400万円であります。

4列右に参りまして、収入済額は575億5,616万6,515円で、収入率は103.5%、対前年度9億250万2,225円、1.6%の増であります。

各項の収入済額につきましては、1項特別区民税は540億310万6,715円で、対前年度9億5,541万9,700円、2%の増であります。

2項軽自動車税は、1億4,713万5,802円で、対前年度200万1,616円、1.4%の増であります。

次の54ページに参りまして、3項特別区たばこ税は、34億592万3,998円で、対前年度1億5,491万9,091円、4.4%の減であります。

第2款地方譲与税は、予算現額5億4,590万円、収入済額は5億7,464万円で、収入率は105.2%、対前年度463万7,999円、0.8%の増であります。

次の56ページに参りまして、第3款利子割交付金は、予算現額1億2,000万円、収入済額は2億1,618万3,000円で、収入率は180.1%、対前年度3,507万円、19.4%の増であります。

第4款配当割交付金は、予算現額7億円、収入済額は11億5,232万4,000円で、収入率は164.6%、対前年度1億8,473万円、19.1%の増であります。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、予算現額7億円、収入済額は12億4,308万2,000円で、収入率は177.5%、対前年度4億9,510万8,000円、66.2%の増であります。

次の58ページに参りまして、第6款地方消費税交付金は、予算現額118億円、収入済額は122億5,927万8,000円で、収入率は103.9%、対前年度マイナス6,632万円、0.5%の減であります。

第7款環境性能割交付金は、予算現額1億円、収入済額は1億6,165万8,228円で、収入率は161.6%、対前年度1,851万1,212円、12.9%の増であります。

第8款地方特例交付金は、予算現額2億1,000万円、収入済額は2億3,246万6,000円で、収入率は110.7%、対前年度マイナス5,398万1,000円、18.8%の減であります。

第9款特別区交付金は、予算現額437億8,000万円、収入済額は441億6,989万7,000円で、収入率は100.9%、対前年度マイナス9億2,392万9,000円、2.0%の減であります。

次の60ページに参りまして、1目普通交付金の収入済額は419億8,237万3,000円で、対前年度マイナス16億8,601万9,000円、3.9%の減であります。

2目特別交付金は21億8,752万4,000円で、対前年度7億6,209万円、53.5%の増であります。

第10款交通安全対策特別交付金は、予算現額3,100万円、収入済額は3,362万8,000円で、収入率は108.5%、対前年度マイナス177万4,000円、5.0%の減であります。

第11款分担金及び負担金は、予算現額19億3,530万6,000円、収入済額は18億3,180万8,587円で、収入率は94.7%、対前年度マイナス4億7,652万6,077円、20.6%の減であります。減の主なもの、保育園保育料、老人福祉法施行措置費自己負担金であります。

2枚おめくりいただきまして、64ページに参ります。中段にございます第12款使用料及び手数料は、予算現額46億1,284万3,000円、収入済額は45億1万922円で、収入率は97.6%、対前年度1億600万5,003円、2.4%の増であります。

1項使用料の収入済額は、38億1,503万9,741円で、対前年度6,700万9,783円、1.8%の増であります。増の主なもの、区民住宅使用料、土地建物使用料であります。

続きまして、80ページに参ります。2項手数料の収入済額は6億8,497万1,181円で、対前年度3,899万5,220円、6%の増であります。増の主なもの、廃棄物処理手数料、戸籍証明手数料であります。

続きまして、86ページに参ります。下段にございます第13款国庫支出金は、予算現額299億3,956万円、収入済額は300億2,197万6,417円で、収入率は100.3%、対前年度マイナス20億5,380万8,630円、6.4%の減であります。

1項国庫負担金の収入済額は、225億4,577万917円で、対前年度マイナス2億3,879万6,988円、1.0%の減であります。減の主なもの、新型コロナウイルスワクチン接種負担金、感染症予防費であります。

3枚おめくりいただきまして、92ページ、2項国庫補助金の収入済額は74億6,842万2,618円で、対前年度マイナス18億1,534万2,427円、19.6%の減であります。減の主なもの、生活支援臨時特別事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金であります。

続きまして、108ページに参ります。3項国庫委託金の収入済額は778万2,882円で、対前年度33万785円、4.4%の増であります。

次の110ページに参りまして、第14款都支出金は、予算現額212億7,932万7,000円、収入済額は224億419万8,535円で、収入率は105.3%、対前年度51億4,199万1,966円、29.8%の増であります。

1項都負担金の収入済額は66億8,766万6,276円で、対前年度4億4,413万4,546円、7.1%の増であります。増の主なもの、児童保育費、障害者自立支援給付費であります。

2枚おめくりいただきまして、114ページにございます、2項都補助金の収入済額は145億3,678万7,302円で、対前年度49億1,657万1,588円、51.1%の増であります。増の主なもの、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金、保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金であります。

続きまして、140ページに参ります。3項都委託金の収入済額は11億7,974万4,957円で、対前年度マイナス2億1,871万4,168円、15.6%の減であります。減の主なもの、参議院議員選挙費、事務処理特例交付金であります。

2枚おめくりいただきまして、144ページ、上段にございます。第15款財産収入は、予算現額7億6,049万2,000円、収入済額は8億2,662万4,740円で、収入率は108.7%、対前年度1,744万6,523円、2.2%の増であります。増の主なもの、公共施設整備基金利子、義務教育施設整備基金利子であります。

次の146ページに参りまして、第16款寄附金は、予算現額2億7,927万5,000円、収入済額は2億7,492万333円で、収入率は98.4%、対前年度16億1,285万9,593円、85.4%の減であります。減の主なもの、公共施設整備指定寄附金、社会福祉指定寄附金であります。

1枚おめくりいただきまして、148ページ、第17款繰入金は、予算現額144億7,985万8,000円、収入済額は73億7,310万7,347円で、収入率は50.9%、対前年度11億4,022万1,347円、18.3%の増であります。増の主なもの、義務教育施設整備基金、減債基金からの繰入金であります。

2枚おめくりいただきまして、152ページ上段にございます。第18款繰越金は、予算現額65億7,798万4,000円、収入済額は65億7,798万4,368円で、収入率は100.0%、対前年度マイナス4億2,718万4,583円、6.1%の減であります。

第19款諸収入は、予算現額58億6,939万3,000円、収入済額は58億5,735万6,722円で、収入率は99.8%、対前年度7億3,619万3,206円、14.4%の増であります。

1項延滞金、加算金及び過料の収入済額は、3,704万2,634円で、対前年度マイナス273万2,911円、6.9%の減であります。

2項特別区預金利子の収入済額は14万円で、前年度と同額であります。

次の154ページでございます。3項貸付金元利収入の収入済額は、5億7,876万2,315円で、対前年度3,271万5,184円、6.0%の増であります。

1枚おめくりいただきまして、156ページの下段でございます。4項受託事業収入の収入済額は23億4,774万8,832円で、対前年度6億32万1,637円、34.4%の増であります。

1枚おめくりいただきまして、158ページの下段でございます。5項収益事業収入の収入済額は9億249万5,230円で、対前年度1億6万5,298円、12.5%の増であります。

次の160ページでございます。6項雑入の収入済額は19億9,116万7,711円で、対前年度582万3,998円、0.3%の増であります。

続きまして、168ページに参ります。第20款特別区債でございます。特別区債は、予算現額51億1,100万円、収入済額は32億6,200万円で、収入率は63.8%、対前年度14億4,690万円、79.7%の増であります。増の主なものは学校施設整備費であります。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。初めに議会費でございますが、170ページをお願いいたします。

第1款議会費は、予算現額8億4,932万2,400円、その3列右になりますが、支出済額は8億441万9,866円で、執行率は94.7%、対前年度3,917万598円、5.1%の増であります。

次に、公債費をご説明いたします。恐れ入りますが、402ページをお願いしたいと思います。

第8款公債費は、予算現額10億9,658万2,000円、支出済額は10億9,051万8,982円で、執行率は99.4%、対前年度マイナス1,839万4,355円、1.7%の減であります。

第9款予備費には支出済額はございません。

**○新妻委員長** 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

本日は、30名の方の通告を頂いております。それぞれの持ち時間の中で、活発なる質疑をお願いいたします。

なお、質疑に際しましては、必ず最初に記載ページおよび質問項目をお示しいただくとともに、答弁に要する時間をご考慮の上、ご質問されますよう、改めてお願いいたします。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。西村直子委員。

**○西村委員** おはようございます。本日より決算特別委員会、どうぞよろしく願いいたします。

まずは169ページ、学校改築から、プールについてお伺いをしてまいりたいと思います。

学習指導要領の体育におきましては、年10時間程度、計算すると大体2こま掛ける5回の水泳授業の機会とありますが、年々暑さが増していく中、2回もしくは数回しか入れていないという児童の声も聞かれてまいります。暑さの中でプール授業が延期された場合、基本的には振替授業を行うことで

年10時間を確保することになりますが、1つしかないプールをめぐって、夏の限られた期間では、クラス間の調整がつかずに授業を回せず、結局10時間が確保できないまま終わることになっているという声が保護者の方々からも届いております。

私が子どもだった昭和の時代には、もっとプールの授業があったと思い出しますが、近年は気候変動の影響による猛暑化や豪雨の増加などの影響が、特に屋外プールを利用した授業に影響が出る可能性は容易に想像できます。今の子どもたちにも、少なくとも年10時間の水泳授業の機会を担保していく取組をお願いしたく、様々プールの課題は顕在化しておりますので、伺ってまいりたいと思います。

学校のプールが普及したのは、1964年の東京オリンピックを前にしてスポーツ振興法が制定されたことがきっかけと言われていています。しかし、この時代に設置された学校のプールは、既に50年から60年という時を経ており、老朽化、学校プールの管理・維持負担の課題も抱えている自治体が増えてまいりました。このことにより、補修するか、建て替えるか、それとも廃止するかといった差し迫った判断の下で、屋外プールの廃止という選択をする自治体もあり、改めて区の状況を伺いたいと思います。

まずハード面から、現状の課題と現状を伺います。区内学校のプールの屋内・屋外の設置状況、現状、品川区においての学校改築のそれぞれのプール設置状況をお聞かせください。また、学校改築の際に、開閉式屋根にするプールと屋外にするプールの基準をお聞かせください。

**○荒木学校施設担当課長** 私からは、学校プールの整備状況についてご紹介いたします。

区立学校においては、大きく分けて3種のプール施設がございます。現状、屋内温水プールが5校、開閉屋根式のプールが設計中の改築を含めて4校、それ以外は屋外プールでございます。

学校改築の際には、コスト面や維持管理面での優位性のある屋外プール整備を基本としており、最大想定クラス数がおおむね30学級以上となる場合は、授業を効率的に回せるよう、開閉屋根式プールを選択しているところでございます。

**○西村委員** 品川区のプールの考え方は、原則屋外、授業を回すのが難しくなってくる30学級以上は開閉式屋根および室内と理解しております。小さな単学校のプールに屋根をつけることは今後ないということになります。

これから改築予定の源氏前小学校や、区議会議員の皆さんと視察に行かせていただいた城南第二小学校は、屋上のプールが予定されています。暑さが今後も増していくことが予定される中、どのように運営を考えていくのか、昨年的一般質問で、まつざわ委員から質問いたしましたが、私どもの会派から、改築予定の学校プールの屋根もしくは屋根に代わる設備の検討を要望させていただいています。担当課が考える現状のプールの考え方、課題、方向性をお聞かせいただければと思います。

**○荒木学校施設担当課長** まず区におきましては、児童の生徒数が増加傾向にあること、あとは学校間で施設格差をつくらないようにする観点から、各学校においてプールを整備する考えで進めております。その上で、ご指摘の暑さへの対策につきましては、プールサイドへひさしや日よけを設置することにより、子どもたちに直射日光が当たらないよう配慮しているところでございます。

**○西村委員** 学校間で施設格差をつくらないというのは、ぜひお願いしたいと思っております。今回、最もお伝えしたい点でもあります。

全ての子どもができる限り泳げるようになり、水難事故から自衛する能力を身につけるといって、とても大切な意義についても伺ってまいりたいと思います。暑くてプールの授業が受けられない、そして授業が10時間に満たなくなるというのは、子ども一人一人の視点から見れば、大規模校か、小規模校で

あるかは問題ありません。夏休み中などに、海や川でこれだけ日本中で子どもたちの水難事故があり、これ以上、水に触れる機会が少なくなるのは避けるべきだと考えております。クラス数が多くなれば屋根のあるプールにならないということであれば、熱中症対策やプールの機会担保、学校間の差が生まれないようにどのような方策を取るのか、実施しているのかについて伺います。

**○荒木学校施設担当課長** プール授業の実施に当たりましては、気温以外にも、プールの水温管理、特に温度上昇を防ぐということが重要かと思っております。この課題に関しましては、委員ご提案の屋根に代わる設備につきまして、今後、各校の授業実施状況や費用対効果を十分に検証した上で、設置を検討してまいりたいと思います。

**○西村委員** 様々、私もこの間、いろいろなテントや新しい整備が開発されていることを知りまして、例えば開閉式の日よけテントや遮光ネット、また日よけメッシュシェルターなどの調査、まさに今言っていたいただきました費用対効果の検証を含めてお願いしたいと思います。ぜひ、こちらはお願いしたいと思います。

そして、具体的な施策についても伺ってまいりたいと思うのですが、様々な既存のプールを活用して、運用面での工夫を行うことで、ソフト面の年間10時間を確保する取組について伺ってまいります。

この点では、私たち会派としましては、外部委託の検討や周辺校との共同利用の検討、また水泳授業の実施月の見直しなどを提案しております。例えば、学校プールを改修・新設せず、公営や民間の屋内プールでの水泳指導に切り替える自治体が、23区でも出てきております。2021年度以降に改築する小学校にはプールを造らず、校外の室内温水プールを活用しています。全国を見渡しますと、実際に委託した事例で様々な効果が指摘されています。2019年度から、試験的に民間のスイミングスクールの利用とスクールの指導者による授業を始めた自治体では、多くの児童が意欲的で、プロの指導で上達を実感しているとの声もありました。また、学校プールを造り直すよりも、利用料を支払って屋内プールを使うほうが、1校につき年間約260万円抑えられるという試算をなさっている自治体もありました。さらに、屋外プールでは夏の間に授業しなくてはなりませんでした。5月から10月までに広げられ、計画どおりに進めやすくなったと利点を挙げている自治体もあります。このように、公営や民間の屋内プールを活用することができれば、季節にかかわらず授業を行うことができ、スポーツ振興や健康づくり、水難事故から身を守るための力を身につけるといふ、様々な意義が達成され、その効果は大きいと思われまふ。このように、運用面で実際に工夫していただいていることもあると思ひますので、ソフト的な取組について区の方針を伺ひたいと思ひます。

**○丸谷教育総合支援センター長** 水難事故を防止する上でも、学校における水泳授業は大変重要な役割を果たしていると思ひしております。

スイミングスクール等の施設の利用についてですが、水泳授業の時数確保の1つの方策であると捉えております。しかしながら、往復にかかる時間や移動手段等を考慮すると、全ての学校で実施することは困難と捉えており、また、水泳指導はそもそも教員が行うべきものであり、教員が評価をつけるという観点からも、指導者を外部に委託するべきではないと捉えております。

小学校・義務教育学校前期課程は10時間程度、中学校・義務教育学校後期課程は8時間程度の水泳授業を計画しており、今年度、計画どおり水泳授業を実施できた学校は、およそ8割でございました。天候不順等により計画どおり実施できなかった学校であっても、授業の組替え等の工夫により、ほとんどの学校で2こま続きの授業が1回できなかった程度で収めることができました。こういったことから、現状の取組を、何とか授業のやりくり等で、時数の確保に努めてまいりたいと思ひしております。

○西村委員 指導者を外部に委託するべきではないというようなお考えがございましたが、そのようなところも一つ一つ、課題と状況を改めて検証していただくなど、お願いしたいと思うのですが、例えば水泳授業の実施月の見直しに関しましては、区内でも温水プールのある学校は、5月から11月ぐらいまで、冬になる手前まで開催月を広くしていることで、全校生徒が入れているという学校もあると伺っております。また、周辺校との共同利用の検討に関しましては、建て替え中の学校で、徒歩で移動して様々な近隣校でお借りしているという事例を伺っております。

この点に関しましては少し伺いたいのですが、学校現場も大変苦勞なさっているのではないかと考えておまして、様々な学校に行くわけですので、お借りした先で着替えをするスペースの確保など課題があれば、他校をお借りしている利用状況を伺いたいと思っております。

また、外部委託の検討ですけれども、確かに移動の課題や成績評価の取り方など、課題があると思うのですが、特に今申し上げた建て替え中の学校など、夏休みのプールの教室実施が難しい、水泳授業が難しいという課題も区内で様々なあると思いますので、新しい取組を検討できないかというのを併せて伺えればと思います。

○丸谷教育総合支援センター長 改築校におきましては、近隣の学校のプールを調整の上、使用している状況でございます。着替えのスペースについてですけれども、各学校のプールには更衣室が備わっておりますので、着替えについては問題なく行われていると捉えております。

また、改築中の学校における外部委託につきましては、1つの方策だとは捉えております。周辺の立地などといった状況を見ながら、適切な対応ができればと考えております。

○西村委員 今ご提案させていただいた、建て替え中の学校なのですけれども、そこだけではなくて、夏休みのプールの水泳授業の実施が難しいというのが、今、区内の中であるかと思うのですが、現状はどのような感じか、お聞かせいただけますでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長 今年度の夏季休業中の水泳指導についてですけれども、やはり暑さの影響でかなりの学校が中止せざるを得ない状況にございました。

○西村委員 特に夏休み、夏季休暇の間の検討から、ぜひともモデルの検討をしていただきたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

やはり、屋根のない学校プールに通う保護者の方々からは、入れていないという声が聞こえてきますので、水泳授業の回数もあまり多くはない中で、振替が机上の学習になってしまう場合もあると思えます。あくまで実際に泳ぐという経験が水難事故防止のためにも大変重要になってくると思いますので、運営面の取組に関しましては実態調査をひとしくしていただいて、現状把握に努めていただきたいと思います。

また、全国的な今のプールの現状を冒頭にお話しさせていただいたのですが、品川区ではぜひ減らさずに続けてほしいと思っております。なくなっていく方向の自治体が多いものですから、そこを懸念しております。今のプールの管理や維持負担の課題を訴えている自治体もあるのですけれども、今、品川区内では現状その点はいかがでしょうか。伺います。

○荒木学校施設担当課長 プールの維持管理でございますが、こちらも適切に外部委託などをすることによりまして、定期的に清掃を実施するほか、各職員でも毎年、プールの老朽度などを調査いたしまして、必要に応じてプールの再塗装、それからプールの水槽自体を取り替えるといったようなことで、児童・生徒が安全に安心してプール授業が実施できるような環境を整えているところでございます。

○西村委員 水道代など、常にプールは水を張っておりますので、そういったところで、プールをこ



れから始めますというときに管理人の方々が大変ご苦労してくださっていたりすると思いますので、そういった意味でのプールの管理・維持負担の課題もあろうかと思っております。

よく言われておりますけれども、まだプール授業が普及していなかった戦後間もない時代に起きた水難事故で、泳げないがゆえに多くの児童が亡くなってしまったことが、学校のプール普及の背中を押ししたとも言われております。この水泳授業の必要性は大変痛感しておりますので、ぜひハード面とソフト面両方ともでご検証を重ねていただきたいと思います。

以上で終わります。

**○新妻委員長** 次に、ゆきた委員。

**○ゆきた委員** 私からは、108ページ、学校保健特別対策事業費補助金の保健運営費に関連して、登下校中の熱中症対策と黄色い帽子についてお伺いします。

まず初めに、登下校中の熱中症対策についてお聞きします。

令和6年4月に文部科学省から出された学校教育活動等における熱中症事故の防止については、昨年の通知で、学校の管理下で登下校中における熱中症は3,240件であり、学校の管理下における熱中症事故は多くが体育・スポーツ活動中に発生しているが、運動部活以外の部活動や、屋内での授業中、さらに登下校中においても発生していることにも十分留意することとあります。

今年の夏は例年以上の猛暑であり、特に登下校時の小学生は熱中症にならないかと不安視されておりました。子どもは汗腺が未発達で、発汗によって体の熱をうまく外に逃がすことができません。大人に比べて体力も弱く、子どもは大人よりも地面に近いので、輻射熱や日光の照り返しの影響も受けやすく、大人が感じている暑さよりも2から3度ほど高い気温の中に身を置いています。我が会派からも重たいかばん問題で訴えてきたランドセルや水筒などの荷物を持って、猛暑の中での登下校は、大人が感じている以上に負担がかかっていると思われます。

本年度5月下旬には三重県四日市市で、9歳の男の子が頭痛や嘔吐の症状を訴え、救急搬送され、報道されました。登下校時における熱中症対策として、品川区での現状と対策についてお聞きできればと思います。

**○丸谷教育総合支援センター長** 登下校中についての熱中症対策ということでございますけれども、児童・生徒には日頃から水筒の持参を許可しております。また、登下校中の飲料ということも許可しております。自分で自分の身を守るという指導を行っております。また、どうしても暑い場合は、近隣の区有施設等に一時的に避難して涼むということも認めておりますので、そういったところで熱中症対策を進めているところでございます。

**○ゆきた委員** 学校の登下校での水筒の持参と、その途中での飲料水の指導、また各学校からの指導もされているところだと思われませんが、さらに、年々上昇するこの暑さの中での熱中症対策というのが必要になってくるのではないかと思います。

例えば熱中症対策として、登下校時に日傘の使用を推奨している自治体もあります。暑さ対策を重点対策として、埼玉県熊谷市や福岡県筑後市では、市内に住む全児童に日傘を配付し、通学や校外授業などでも利用されています。また、愛知県豊田市の童子山小学校では、夏のテーマアイテムとして、全児童が傘を差して学校に通い、校外授業でも利用されております。

大同大学工学部、渡邊慎一教授の研究結果によると、夏季の屋外において日傘を使うことにより、暑熱感覚が改善され、全身の体感温度が1度から2度低下し、頭部の体感温度が4度から9度低減することが明らかになっています。さらに、日傘により熱中症の危険性も低減できることが示されています。

環境省では、日傘を使って強い日差しを遮ると汗の量が17%減少するとして、熱中症対策の日傘の活用を推奨しています。現在では、安全性を重視した、とがった部分をなくし、透明部分が加えられた、視界が確保された子ども向けの日傘も商品化され始めています。日傘だけではなく、兵庫県たつの市教育委員会では、ランドセル装着用の冷却パッドが、昨年の7月に市内全児童に配付されましたが、帰りに冷たくなるとの声を受け、市内全16校に冷凍庫が配備されました。学校で再度冷却できると、登下校時に冷却グッズを身につける児童も増えたそうです。本年は、静岡県焼津市や三重県川越町が全小学校に冷凍庫を設置しております。

毎年、夏の気温は上昇傾向にあり、特に都心部はヒートアイランド現象により上昇度が大きいと言われています。他自治体よりも先んじた、一歩踏み込んだ熱中症対策が、今後さらに求められていくのではないかと思います。区の見解をお聞きできればと思います。

**○丸谷教育総合支援センター長** まず日傘や冷却グッズの利用についてですけれども、登下校中の児童・生徒の様子を見ていますと、日傘を差している児童・生徒の姿を見ることがあります。これは、各家庭や個人の判断によって利用していると思いますけれども、今後こうした暑さ対策の一つとして学校からも声かけできるように、こちらからも声かけをしていきたいと考えます。また、冷却グッズの利用についても併せて検討してまいります。

**○ゆきた委員** さらに今後、そういった熱中症対策が求められていくのではないかと思いますので、さらに前向きに進めていただければと思います。

続いて、黄色い帽子についてお聞きします。小学1年生が通学時に使用している黄色い帽子ですが、黄色い帽子の協会から、以前は大半を寄附という話も聞いておりましたが、小学1年生で配付され、交通安全対策として、まだ通学に慣れていない新1年生にとって、正しい交通ルールや交通マナーを覚えてもらうとともに、ドライバーからも注意を引く色であり、交通事故の未然防止対策として効果的であり、長年活用されてきています。

ですが、品川区で各小学校の1年生に配付されている黄色い帽子は、通気性のないポリエステル製であり、汗をかくと帽子が頭皮に張りついたままになってしまい、中に熱が籠もってしまいます。地域の保護者たちからの声では、帽子の中が汗でむれてしまい、汗でびっしょりになってしまうとの声も聞いております。帽子だけが原因ではないと思いますが、中には子どもの頭皮にあせもができて、かぶれてしまったという声も聞いております。頭部の熱や汗がぬれたままだと、汗の蒸発を妨げて、体に熱が籠もりやすくなり、体温が上昇し、熱中症のリスクも高まります。通気性が悪い帽子は、逆に熱中症のリスクが上がってしまうとも言われています。

例年になく気温上昇が懸念され、熱中症が不安視される中で、ぜひとも通気性のいい、メッシュ生地の黄色い帽子の配付ができるように配慮していただければと思います。また、併せて熱中症の予防効果として、つば付きの帽子は直射日光を防ぐ範囲を広げる効果があり、さらに現在では、首元に保冷剤を入れる帽子もあります。現在の黄色い帽子はつばはありませんが、つばありと、つばなしを選択できるような形にしてもらえればという声も聞いております。

熱中症は、大人より体温調節機能が低い上、皮膚も紫外線の影響を受けやすく、地面からの照り返しの影響も強く受けます。もちろん、交通事故を未然に防ぐことを主とした目的として配布されているとは思いますが、子どもの安全を守る観点で配慮をお願いし、要望したいと思いますが、区の見解をお聞きできればと思います。

**○山下交通安全担当課長** 私からは、黄色い帽子についてお答えさせていただきます。

現在、委員のおっしゃるとおり、交通安全対策といたしまして、新たに区立小学校に入学する新1年生に対しまして、オールシーズンのポリエステル製のハット型の黄色い帽子を配付しているところがございます。メーカーに確認しましたところ、確かにキャップ式やメッシュが入ったものも販売されておりまして、今後、各関係部署との調整も必要になってくると思いますけれども、そういった選択制ができるかどうかについて検討してまいりたいと考えているところがございます。

また、後ろに保冷剤を入れるというものにつきましては、今、黄色いキャップにつきましては販売が確認されていないということですので、今後の研究材料とさせていただきたいと考えております。

**○ゆきた委員** ぜひ熱中症対策として、登下校中に起こり得る小学生の安全を守る意味でも、さらに力強く前向きに進めていただければと思います。

以上です。

**○新妻委員長** 次に、ひがし委員。

**○ひがし委員** 本日はよろしくお願ひいたします。

私からは最初に、63ページ、保育園保育料について、次に129ページの0歳児見守り・子育てサポート事業について、質問をさせていただきます。

最初に、保育園保育料第2子無料化についてです。子育て支援を拡充するため、保育者が負担している認可保育施設の0から2歳児の第2子保育料について、都に先行し、令和5年4月より所得制限を設けず、区独自で無償化を開始した事業だと認識しております。成果報告では、第2子保育料無償化により対象となった区立・私立認可保育施設園児は延べ2万1,911人であり、4億9,500万円余の子育て世帯の負担を軽減したとあります。所得制限を設けず始めた子育て支援策は、子育て中の方々からも大変高い評価を得ているものと感じております。

根本的な確認となりますが、東京都では、保育所等利用多子世帯負担軽減事業により、令和5年の10月から第2子保育料が無償化されたと思いますが、東京都が開始するまでの4月から9月までの費用については品川区が負担し、10月からは東京都の補助金を受けたという認識でよろしいでしょうか。もしそうなった場合、1年間の予算として上げられていたと思いますので、残りの半月分、余った金額の使い方、ぜひ子育て世帯の施策に上乘せするような形で使用するのがいいかと思っておりますが、その点について、どのような金額の行方になっているのかも併せてお答えください。

**○芝野保育入園調整課長** 保育園保育料の第2子無償化について、私からはお答え申し上げます。

今、委員からご意見がありました、保育園保育料の無償化について、まず4月から9月までは区の財源で実施したかというご質問でございますが、東京都に先駆けて令和5年4月より、区独自の施策として保育園保育料第2子無償化を実施し、子育て世帯の経済的な軽減を図ってまいりました。

財源につきましてはお見込みのとおりで、4月から9月までは区の財源、そして10月からは東京都の補助金を頂戴しております。

そして、その使い道でございますが、決算書にもございますように、区内の私立保育園の経費等々に充当させていただいております。

**○ひがし委員** 昨年の予算委員会の議事録も見ていきましたところ、同じような質問がありまして、品川区としてそのような運用を検討していくというお話になっていたと認識しているので、実際にどのような使い方になったのかというところで確認させていただきました。

現在、東京都では第1子からの無償化に向けて、現在行われております東京都議会で都知事から、都独自に保育料無償化を進めていく、第1子無償化に向けて区市町村と連携しながら検討していくという

ような発言がありました。保育料をめぐるっては、国が現在、3歳から5歳までを無償化、0から2歳は住民税非課税世帯などを対象に無償化しています。都は、国の助成に上乘せする形で独自に無償化の対象を広げており、現在は0から2歳児の第2子以降について、所得制限なしで全額を無償としております。現在の都議会の動きを見ましても、第1子が無償化になった場合、品川区の対象児童数および予算額はどのぐらいになるのでしょうか。

**○芝野保育入園調整課長** 第1子無償化がなされた場合の対象人数と金額についてのご質問でございますが、現時点での試算になります。令和7年4月から実施した場合には、対象人数は延べ2万7,000人、金額、保護者の負担軽減額は約1億5,000万円と試算しております。

**○ひがし委員** 前回の品川区の進み方は、都よりも先行してというところが、大変、子育て世帯からの評価を頂いているのかと思っております。現在、都議会でこのような動きがあるということで、子育て世帯の方から、品川区はぜひ先行して行ってくれるのではないかと期待の声が私にも寄せられております。

前回、都よりも先行して実施したという実績がある品川区は、子育て世帯から喜びの反応を頂いておりますが、この東京都の報道を見て、いつから無償化を第1子についても考えているのかなど、もし今、現状でお答えできる範囲でいいのでお答えいただければと思います。ぜひ品川区として、子育て世帯の負担軽減のために、これからどんどん展望を広げていければと思いますので、お聞かせください。

**○芝野保育入園調整課長** 第1子無償化に係る今後の考え方についてのご質問でございますが、委員からもありましたように、さきの都議会本会議において小池都知事より、保育の実施主体である区市町村などと連携しながら具体的に検討していくというようなお考えが示されておりますので、都と情報交換を密にし、検討を進めていきたいと思っております。

また、今後の区の保育施策については、これからも子育て世代の皆様の視点に立ち、しっかりと着実に推進していきたいと考えております。

**○ひがし委員** 都の動向を見ながら、きっと連携して進めてくださると思うのですが、先ほども言いましたように、前回先に進めている、そして評価を頂いているというところでは、ここで打ち出すことでさらに子育て世帯の方々への伝達も広がるのかと思っております。ウェルビーイングを促進している品川区として先駆けて取り組んでいくような課題かと思っておりますので、その点は要望に留めておきますが、ぜひ前向きに検討を進めていただければと思います。

次に、129ページの0歳児見守り・子育てサポート事業、おむつ宅配についてお伺いさせていただきます。

こちらの予算現額は1億8,000万円、決算額は1億3,200万円余となっております。0歳児を養育しているご家庭に、満1歳まで月1回程度、見守り相談員が訪問し、養育者と子を見守りを行い、育児用品を手渡すものと認識しております。現在、利用率としては72.7%、昨年11月から開始している新規事業ということで、大変ご苦労もあったとは思いますが、利用者を増やすためのアプローチ方法、初年度での72.7%という利用率に対する区の評価をお聞かせください。

**○石橋品川保健センター所長** 私からは、0歳児見守り・子育てサポート事業についてご回答いたします。

利用率の72.7%という件ですが、事前からの周知をしっかりと行ったこと、また注目されていたこともあり、昨年度は初年度で、実施は5か月という期間でしたが、決して低い利用率ではないと評価しております。

○ひがし委員　利用率についてのアプローチ方法についても併せてお聞かせください。

○石橋品川保健センター所長　こちらは利用率についてのアプローチという形になりますが、事前に、妊娠中に周知したいということで、登録を促すお手紙を配布しております。また、登録していない方に関しましては、未登録の方には勧奨通知を送ったり、登録していますが利用していない方にも勧奨通知をメールで送ること、あとは、1回以上利用していますが、次回訪問申請がしばらくないという、期間が空いている方に関しましては、勧奨のメールや通知を送らせていただいて、積極的な利用を促しているところがございます。

○ひがし委員　区のホームページを見ると、8月に更新されていて、利用の仕方のところが少し変わっているのかと思いました。4時間枠だったものを2時間枠にして、より利用しやすくなりましたというところは、このホームページの内容だと、どういうことなのか分かりづらい点があったので、どのように工夫したのか、また運営事業者と随時、情報共有を図っていると評価もされておりますが、どのようなタイミングでされているのかというもお聞かせください。

○石橋品川保健センター所長　ホームページの実施の成果というところのご質問になるかと思いますが、以前、当初は4時間の枠ということで、9時から13時の枠のどこかで訪問しますということで、区民の方にはお願いしておりました。その中で、時間枠に関する意見がとて多かつたために、利用者の方の負担を軽減するために、受託者の方と毎月1回の見守りの定期報告会や見直しの会を実施しておりますので、そちらで時間枠を短くするという調整をさせていただきまして、今は9時から11時等の2時間の枠で、こちらの時間枠を縮小させていただきました。支援員を待つ時間を短くすることで、養育者の負担を軽減するということにつながったと考えております。

○ひがし委員　今の説明を理解すると、使える時間が減ったわけではなくて、4時間ずつで区切られていたものが、もっと細かく、いつ来るというのが分かるようになったという認識だと思っております。使用されている方々からのご意見で、待っていないといけない時間があると思うので、時間が短くなったという点については利用しやすくなってよかったのかと思いますが、ただ、時間の指定がまだできないようになっていると思ひまして、その点について、ぜひ利用を進めていくためには、予約の時間というところも指定できて、分かるといいのかと思いますが、いかがでしょうか。

○石橋品川保健センター所長　私からは時間指定の件についてご回答いたします。

現在、品川区を9地区に分けて、地区ごとにルートを設定しております。ルートを設定して、近隣の地区を集めて回っている関係上、なかなか時間指定というところまでは現状、難しい状態でございます。2時間枠になってまだ2か月というところになりますが、時間に関するご意見は大分減少したように感じております。しばらくは2時間枠での時間枠で様子を見ながら、実施を進めてまいりたいと思っております。

○ひがし委員　承知しました。課題についても理解いたしました。様々調整を進めてくださっているところだと思ひますので、ぜひ区民の方々の声を聞きながら進めていただきたいと思います。

また、他区の事例も拝見いたしました。明石市や福岡市などで実施されていると思うのですが、そこでの情報の中で、これは、登録していない、利用していない方々への見守りの事業でもあると書かれておりました。利用されている方は現在72.7%。逆に、利用していない27.3%の方々への支援というのはどのようにしているのでしょうか。見守りにつながるような取組などありましたら、教えていただければと思ひます。

○石橋品川保健センター所長　委員ご質問の、利用していない方へのアプローチ、分析というところ

のご質問かと思えます。

約27%の方が現状利用していないというところがございますが、利用していない理由等は、まだこちらでしっかり検証はできていない状態になっておりますが、今回、1か月から利用されるということ为前提にこの事業の体制を組んでおりまして、里帰りしている方に関しましては、出産後間もなく里帰りをしているということもありますので、品川区に戻ってきてからのご利用をいただいているところもありますので、この利用率には反映されていないというところもございます。

また、先ほど話をさせていただきました勸奨の実施後に利用していない方に関しましては、妊婦面談や、すくすく赤ちゃん訪問、4か月児健診の状況等を確認して、支援が必要とされているご家庭に関しては、地区の保健師が電話等で連絡をさせていただきまして、こちらの事業の実施を促していただいたり、状況等の確認をさせていただいているところでございます。

今後、利用していない人の把握やアプローチ方法は、課題として捉えて検討してまいりたいと思っております。

**○ひがし委員** ぜひ、利用率を上げていくだけではなくて、利用につながっていない方々の分析というのが今後の課題になるかと思えますので、その点については進めていただきたいと思えます。

最後に1点だけ、こちらは要望だけなのですが、**「しながわ子どもぼけっと」**というところにいろいろな子どもの情報が載っていると思えます。こちらの事業の中に、おむつ宅配のところを私は見つけ切れなくて、今載っていないのかと思っておりますので、ぜひこの中に入れていただきたいというのと、あとはそれを押したときにホームページに飛んでいる事業が多いのですが、そうではなくて、こちらはせっかくすごくいいホームページが別途あると思うので、そちらに直接飛べるような形にさせていただきたいと思えますので、その点については要望とさせていただきます。

終わりです。

**○新妻委員長** 次に、安藤委員。

**○安藤委員** おはようございます。101ページ、アスベスト対策事業、130ページ、都市計画交付金等に関連して、再開発の補助金について伺います。

まず、国の社会資本整備総合交付金の充当事業のアスベスト対策事業について伺いますけれども、本事業の事項別の事業の概要の説明欄には、アスベストが多く使用された民間建築物の解体のピークは令和10年度に訪れると推計されており、適切な解体・改修をより一層推進する必要があるとあります。ところが、この事業に対する国の補助金は除却制度に限られており、調査費用には補助はないようで、実際の決算額も、決算書を見ると、除去助成で1件執行された50万円の2分の1の25万円にすぎませんでした。

伺いたいと思えますが、このペースでは到底、解体のピークに対応できるとは思えませんが、いかがでしょうか。また、国の規制の遅れも原因であり、国にも責任があると思えます。アスベスト対策にかかる費用負担を事業者や消費者に押しつけるのではなく、国も費用負担に責任を持つべきだと思います。新たな補助制度を設けるなど、国に求めるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○中西環境課長** アスベスト対策に関するご質問でございます。今、現状、委員にご紹介いただきましたとおりの制度となっております。私ども環境課としましても、23区と共に、国にはアスベスト対策事業に関する要望等はさせていただいているような状況でございます。

**○安藤委員** はっきり答弁にはなかったのですが、回答のピークに対応できないという認識は一致していると私は理解しました。

令和2年度、石綿障害予防規則、大気汚染防止法の改正によって、アスベスト工事開始前の事前調査の厳格化、あとレベル3建材までの調査の拡大など、規制が大幅に強化されました。作業員や区民の健康を守るために必要なことだと思いますが、作業や報告の大幅な追加、消費者にとっては費用負担の増加が新たに生じるというのも事実だと思います。この辺の問題が解決されなければ、未調査、除去の未実施が進みかねません。

そこで、3点求めたいと思います。1つは、現行の調査・除却助成を、新たに調査拡大対象になったレベル3建材にも拡大することを求めますけれども、いかがでしょうか。2つ目は、現状、上限5万円の調査費用の見直しなのですが、今回、調査が対象拡大、一定規模以上は行政の報告の義務化、結果の現場への掲示と備えつけ、最長40年の保存義務化など、かなり大幅に規制が強化されています。こうしたルールの強化の現状に照らすと、現状の補助額では不十分で、これは増額が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。3つ目なのですが、アスベスト除去工事後の産廃費用の問題なのです。引受け先・処理上の問題などで、1立米、4から10万円の廃棄代がかかるとも、現場、建設組合の皆さんから伺いました。ここも踏まえた新たな助成制度や対象拡大の検討をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○中西環境課長** 3点、ご質問を頂いてございます。

まず、分析調査助成についてでございます。こちらに関しましても他区の動向等を注視しながら、拡大についても検討してまいりたいと考えてございます。それから助成金額に関しましても、他区の状況等もこちらでも把握しているところでございます。確かに品川区より高い区もございまして、私どもの区よりも低い区もございまして。おおむね大体、真ん中ぐらいの助成制度になっているのかと考えてございます。

引き続き、より効果的に使っていただけるような助成制度というものは検討してまいりたいと考えてございます。

**○安藤委員** 産廃費用の問題について伺ったので、もう一回、その辺をお伺いします。

**○中西環境課長** すみません。失礼いたしました。産廃費用についてでございます。

その辺りに関しましても、清掃事務所とも調整しながら、どのような形が取れるかというのは検討してまいりたいと考えてございます。

**○安藤委員** 他区もよく把握しているようですけれども、やはり拡大をぜひ検討していただきたいです。これからピークを迎えていくアスベスト対策というのは、やはり強化するということはもちろん、飛散の健康被害を防ぐことが第一なのですけれども、同時にこうしたことも言われました。「必要な建物の解体・除却が進まないということになってしまう。となると、区内の耐震化の進捗にも関わってくる。ひいては、災害対策、防災対策にもつながってくる問題なのです」ということで強く訴えがありましたので、ぜひ新年度からの対策強化を求めたいと思います。

次に再開発事業の補助金について伺いたいと思うのですが、例えば東五反田二丁目第3地区についてですけれども、地区名が書いてあります。都からの都市計画交付金として6,256万円。国からも2つの交付金を受けて、令和5年度の決算書を見ますと、計5億8,000万円余が支出されています。

伺いますけれども、最終的に当該地区への補助金投入総額は幾らになるのでしょうか。また、その内訳についても伺いたいと思います。最終的に、国、都、区がそれぞれ何%ずつ持つのか。また、最終的には区の持分についても、東京都から入ってくるということでのいいのか。こちらを確認させてください。

**○中道都市開発課長** 東五反田二丁目第3地区の事業費についてでございます。

事業費につきましては、総額約1,030億円ということになってございます。そのうち、調査設計費や建物の費用の一部を補助するというので、232億5,983万4,000円が補助の対象となつてございます。それを、国、また区、事業者で、3分の1ずつ負担するというものになってございます。また、近年、資材高騰もございまして、国から100%の補助金といった形での支出もございまして。そうした中で総額は225億円になる予定というところでございます。また、区が支出している費用につきましては、都市計画交付金または財政調整交付金等で充当するものになります。

**○安藤委員** もう一度、よく分からなかったのですが、225億円、232億円ということでしたけれども、その補助金というのは全て、出るところはいろいろありますけれども、私たちが払っている税金なわけですね。区民の皆さんが今、生活の中で大変な思いをして払っている税金なんです。その総額の割合です。もう一度伺いたいのなのですが、3分の1ずつというのですが、国が3分の1、東京都が3分の1、区が3分の1ということだったのでしょうか。伺いたいと思います。お願いします。

**○中道都市開発課長** 事業の中で全て補助するものではなくて、補助対象となる事業がございまして。その中で、232億円が補助の対象となるものになります。その3分の1が国、また3分の1が区、3分の1が事業者が負担するということになります。それで、区が負担する額といたしましては、77億5,327万8,000円ということになります。

**○安藤委員** 要は77億円ということですが、先ほどの答弁ですと、それも最終的には財政調整と都市計画交付金で返ってくるということでしたので、区の持ち出し分はゼロということになるということですね。会計上、区の負担がないということで、開発企業の利益増進のために住民の財産権・居住権の侵害が頻発している状況が今あります。この超高層再開発事業に、区はもう際限なくどんどん投入していくということになっていくのではないかと思います。

品川区は、少し古いのですが、2022年の23区調査を共産党で行いましたけれども、そちらによりますと、法に基づく市街地再開発による事業への補助金総額なのですが、通算で、中央区と並び、断トツ、トップ2。もう、この2区が突出しています。1,523億円でした。品川区も補助金要綱を定めているわけですが、そうやって支出しているわけですが、しかし再開発といったら品川区なのかという世間的にはそうでもなく、渋谷区や千代田区など。中央区はそのイメージのとおり、額は多いわけですが、渋谷区などのほうが有名だと思うのですが、ところが渋谷区を見ますと、その時点で130億円にすぎず、品川区の10分の1しか入っていないのです。これは何なのかということなのですが、新宿区もずっと低いです。千代田区も低いです。伺いますけれども、なぜ品川区は、新宿区や千代田区、渋谷区などに比べて、これほど税金を入れて再開発を進めるのか、率直に伺いたいと思います。

**○中道都市開発課長** 市街地再開発事業の全般についてでございますが、再開発につきましては、やはり安全性の高い複合市街地を形成することにより、駅前に空間をもたらす歩行者動線、または防災上の観点といったことを進めていくといったところになります。また補助金の使い方というところにつきましては、法令等またはそういった手順に従って補助金を算出しているものでございますので、区としては適正に補助をしている、支援をしているということでございます。

**○安藤委員** 適正と言いますが、23区を並べてみますと明らかに、品川区は要綱もつくっていますが、突出して税金を持ってきているわけですね。それは、今の説明では理由がつかないのではないかと。品川区がなぜこれだけ再開発に税金を投じて、再開発を誘導しているのか、呼び込んでいるのか。渋谷区は130億円にすぎません。千代田区は438億円にすぎません。新宿区も549億円にすぎま



せん。品川区の3分の1なのです。では、ほかの区は申請していないということなのですか。品川区はなぜそんなに申請するのですか。その辺が分からないということなのです。

**○中道都市開発課長** 他区の補助金の額、その率というのは、また他区の算出、またはその考え方というものがあると思います。基本的には、補助金といったものは、最後に埋めるピースというような考えでございます。基本的には、組合で歳出する額、歳入がある額がイコールになるといったものが資金計画になりますので、そうしたところで、新宿区、渋谷区といった土地柄で、いわゆる保留床、事業者が売る建物の床の価格というものが、やはり品川区よりも新宿区、渋谷区というのは高い傾向にございますので、そういったところで事業資金といったものは充当しているというところでございます。そうしたところと比較しますと、品川区の床というのは価格的に見ると低い傾向にございますので、そういった部分を品川区としては補助金で補っている部分もございます。

**○安藤委員** 今のご答弁で少し理解できたのですが、つまりポテンシャルが、渋谷区や新宿区に比べると品川区は低いのですけれども、それだと事業者が来ないものだから、品川区がその分、補助金に税金を入れてあげて、そして再開発を呼び込んでいる。本当はそのままだったら大して来ない再開発を、品川区は補助金を入れて事業者にうまみを持たせることで来てもらう。そういうことをやっているということが、今の答弁でもう完全にはっきりしたのではないかと思うので、私はこれはどうなのかと。先ほども言いましたけれども、開発企業の利益のために地権者の方は苦しんでいるのです。財産権も居住権も奪われて苦しんでいるのですから、私はこういう税金の使い方というのは、もうぜひ正していく必要があると、区民のための税金の使い方をしてほしいと思います。

**○新妻委員長** 次に、筒井委員。

**○筒井委員** 私からは、65ページ、区民斎場使用料、なぎさ会館について、あと79ページ、公園占用料、ロケーション・写真撮影について、148ページ、ふるさと納税寄附金についてお伺いいたします。

なぎさ会館についてなのですけれども、令和4年度の行政評価シートや令和5年度事務事業評価シートを見ても、赤字経営、需要減少、使用料による歳入が著しく低い赤字経営などといった評価をされているのですけれども、令和4年度の行政評価シートを見ても、所管評価で3年以内に廃止を検討されるということまで書かれておりますけれども、そろそろ令和4年度から3年以内に廃止が検討されていないといけないのかなと思っているのですけれども、なぎさ会館の廃止の検討状況、そして廃止後は施設の活用ということはどうに行っていくのか。その辺りをお聞かせください。

**○築山戸籍住民課長** なぎさ会館の検討状況でございます。

現在、近隣にございます臨海斎場で式場の増設が計画されております。その計画によりますと、令和8年度に4室増室、令和12年度に4室増設、合計現在4室の式場が12室の式場となることが決まっております。そういった中で、現在、稼働率が低下している、なぎさ会館をどうするかということで、検討を進めているところでございます。まだ具体的などころまでは入ってはおりませんが、臨海斎場の整備の状況を見極めつつ、進めているところでございます。また、今後の活用方法についてですが、こちら併せて検討していく予定でございます。

**○筒井委員** 承知しました。臨海斎場の状況に合わせてやっていかれるということかと思えます。

ただ、なぎさ会館というのは火葬場がなくて式場のみでありますので、火葬場もある臨海斎場に今後、統合というか一本化していかれるのかと思うのですけれども、その辺り、区民の火葬場・式場について、どのようなお考えをされているのかをお聞きしたいと思います。

**○築山戸籍住民課長** 区民のニーズといたしましては、なぎさ会館よりも臨海斎場のほうが使い勝手がいいということを知っております。理由といたしましては、葬儀、告別式が終わった後の移動を考えますと、車で移動する手間・コスト等を考えると、臨海斎場で告別式・葬儀を行って、そのまま火葬するといったほうが、区民にとっては使いやすいというところでございます。そういったことを踏まえまして、検討も一緒に進めていきたいと考えております。

**○筒井委員** 承知しました。

ただ、今、都内の火葬場の利用費が高いということが結構話題になっておりまして、なぎさ会館は式場のみなので、関係がないといえれば関係ないのですけれども、区民に与えるイメージとかインパクト、またこのような葬儀関連施設が廃止されるとなると、結構、区民の方にインパクトを与えるのかなと思いますので、この状況についての区民への説明や、またその予定というのは考えておられるのでしょうか。

**○築山戸籍住民課長** まず区民への周知でございます。施設の特性上、なかなか周知が難しい施設であるというところは感じているところでございます。

しかしながら、現在、戸籍住民課でおくやみコーナーを今年1月から開設しております。また、おくやみハンドブックの作成もしておりまして、今年度も改定する予定でございますので、そういったところで周知を図っていききたいと考えております。

**○筒井委員** 承知しました。ぜひ周知をよろしくお願い申し上げます。

続いて、公園占用料、ロケーション・写真撮影についてお伺いいたします。

今現在、公園占用料、ロケーション・写真撮影で、930万円ほどの令和5年度歳入があったかと思うのですけれども、今、公園撮影許可申請というところで、区のホームページでも品川区フィルムコミッション「しなロケ」のリンクが張られており、「しなロケ」のページを見ても、区内の公園の利用というのが非常に多いかと思っております。

私も都市ブランディングには非常に有効かと思っておりますし、やはりドラマや映画のロケ地に使われて、実際、それが映し出されるということは、やはり本当に区民が身近に感じられて、改めて品川区の魅力の発見の一つになるかと考えております。区有財産の有効活用にもなりますし、非常にいいことかと思っております。一方、令和4年度の行政評価シートを見ますと、委託料が結構、占めていて、それが程度高額なのかと思っておりますし、そうしたことから、「しなロケ」サイトの閲覧者数は多いのですけれどもD評価がつけられており、廃止も視野に入れた検討ということが書かれております。そうしたことから、「しなロケ」、フィルムコミッション事業は今後どのように展開されていくのか、お知らせください。

**○大森文化観光戦略課長** フィルムコミッション事業についてのご質問ですけれども、フィルムコミッション事業は、委員がおっしゃられたように評価を受けておりまして、縮小は今年度しているところでございます。サイトも多く閲覧者が引き続きいるので、サイトはそのまま残すといった形で運用を続けます。

その形で、情報発信というほうの事業にサイトの運用を移し替えた形で、フィルムコミッション事業につきましては、ロケ支援業務等は引き続き、区職員によって続けていくというような形で、フィルムコミッション事業というところについては縮小はするのですけれども、そのものの取組については、引き続き、続けていくというような形でございます。

**○筒井委員** つまり、今後、委託ではなくて、区の職員がきちんと運用していくということで、人件

費コストをやはりメインに下げていくという理解でよろしいのでしょうか。

○大森文化観光戦略課長 そちらの認識で結構でございます。

○筒井委員 分かりました。

続けられていくということなのですけれども、縮小はしていくということで、そのバランスを取っていただきたいのですけれども、そうすると、今まで入っていた公園占用料が歳入にありますけれども、今後、公園占用料への影響というのはどのように考えていくのか。減ってってしまうのか。その辺りはどのように考えられているのか、お知らせください。

○大森文化観光戦略課長 公園占用料の増減についてというお話なのですけれども、従前、ロケ支援につきましても、文化観光戦略課でロケ隊からの連絡を受けまして、最終的には公園を使用するというのであれば、公園の使用の部署にご案内しまして、そして公園占用料を規定に沿ってお支払いいただいて、撮影していただくという流れになりますので、そちらにつきましては、特にフィルムコミッションとの歳入の大きな関わりという部分はないかと思います。

○筒井委員 承知しました。公園占用料というのも歳入で結構な重要な位置を占めるものだと思っておりますので、引き続き、ぜひフィルムコミッションで公園占用料というのを増やしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

続いて、ふるさと納税寄附金についてお伺いいたします。

ふるさと納税制度につきましては、年々、区からの流出額が増えてきているということで、今回50億円ぐらいの流出が見込まれているということなのですけれども、制度としておかしいものはおかしいので、抜本的な見直しをぜひ求めていただきたいと考えておりますけれども、一方、やはり区も対抗措置の一環として、品川区としても寄附額の増加を図っていかなくてはいけない。それで区の魅力発信をしていくということで、体験型の返礼品の開発促進を行っているかと思っておりますけれども、現在、フライトシミュレーター、SKY ART JAPAN株式会社でひとつやられているかと思うのですけれども、私の知人で、23区にお住まいで飛行機好きの方がいらっしゃって、区外の方なのですけれども、「品川区でこういうフライトシミュレーターをやっていますよ」と私がお伝えしたところ、そんなものは全く知らなかったということだったものですので、これは非常にもったいないことかと思っております。区長も記者会見で先日発表されたように、今度はJALのご協力で、CAによるマナーレッスン、運行管理施設の見学などをやるご予定だと思っておりますけれども、やはり体験型返礼品は、やみくもに周知するのではなくて、その体験型返礼品に大変ご興味があるような方、それで寄附してくれそうな方、ターゲット層をしっかりと明確にして、そこに重点的に効果的に広報していくべきかと考えております。例えばフライトシミュレーターやJALのものだったら、羽田空港や成田空港等に広報して、積極的に仕掛けていくべきかと考えておるのですけれども、その辺りはどのように、ふるさと納税、体験型返礼品の周知・広報というものをお考えなのか、お知らせください。

○吉野税務課長 今、委員のご指摘のとおり、こちらの流出額は50.9億円ということで、年々上昇しております。

それで、議員のご指摘のとおり、なかなか寄附額が伸びていない状況ですので、企業やほかの団体などといったところの協力を仰ぎながら、興味のある方、ターゲット層をもう少し検討して、研究して広げていきたいと考えております。

○筒井委員 ぜひ、本当にこちらとしてはもう微力ながらになってしまうかもしれないのですけれども、それでも効果的に品川区の体験型返礼品というものを進めていって、そして今後、都市ブランディ

ングということもありますので、品川区の魅力につながるようなものの開発というのを積極的に行っていただければと思います。ぜひよろしくお願い申し上げます。

**○新妻委員長** 次に、せらく委員。

**○せらく委員** 本日は、54ページの特別区たばこ税、152ページ、過料、171ページ、議会費から本会議録・委員会記録作成についてお聞きしていきたいと思います。

まず、たばこ税収については、前年度比でマイナス4.4%と、先ほど確認いたしました。品川区の喫煙人口の割合と推移を、直近の2回の調査の結果からお知らせいただければと思います。また、東京都全体と比較した品川区の喫煙人口の割合も教えていただきたいです。よろしくお願い致します。

**○若生健康課長** 直近の調査での喫煙率の動向というところでございます。

区では健康に関する意識調査というのを約5年置きに実施しておりまして、今回、昨年度、令和5年度に実施しておりまして、そのときの喫煙率と、前回の平成29年度の喫煙率で申し上げますと、まず前回の平成29年度の喫煙率につきましては、区内で調査を取ったところ、18%となっております、その後、令和5年度に取った調査ですと11.9%となっております。これが区内でございますが、ちなみに全国につきましては、直近で申し上げますと、令和4年度の全国の喫煙率で申し上げますと16.1%、それから東京都の令和4年度に関しましてが13.5%となっております。

**○せらく委員** お調べいただきまして、ありがとうございます。品川区内で見ると、平成29年と比べて令和5年は減少傾向にあるということが確認できました。

品川区として、ホームページ上で、女性の喫煙割合というのが、20代、30代が東京都と比較して多いということから、女性の喫煙対策が今後の重要な課題となっていることを挙げられています。その要因の分析と、課題解決に向けた取組を教えてください。

**○若生健康課長** 女性の喫煙の割合が東京都より高いというところです。これは前回の平成29年度の調査の段階で、全国・東京都と比べて、やはり女性の喫煙率が若干高かったというところがございました。

原因・理由につきまして、区でも様々調査はしたところなのですが、明確な理由は、どうして品川区が都より高いかというところはつかめていない状況ではございますが、対策としましては、こういった事実がございましたので、区のホームページに載せさせていただいたり、あとは喫煙の防止に関して、がん対策の推進計画を区は策定していますが、その冊子の中にも、女性の喫煙率が少し高めだということところはきちんと掲載して、見える化するということで対策につなげていこうということをやっていること。それから、これは女性に限らずなのですが、喫煙が体に与える影響につきまして、イベントや、5月から6月にかけて世界禁煙デーの周知・啓発のパネル展示等を通じまして啓発していたり、あとは禁煙外来治療助成の制度を推進しているというところ。それから、あとは助成に関してということで、妊婦の方や、あるいは生まれた赤ちゃんへの影響というところにつきましては、妊婦面接や、あと、すくすく赤ちゃん訪問の際に、相談があったときにたばこの害について説明したチラシを配布するなどといったところで啓発に取り組んでいるところでございます。

**○せらく委員** 様々な取組をされていることをご紹介いただきまして、ありがとうございます。

妊婦の部分で言いますと、やはり、身体への影響が分かっているけれども、ストレスや不安で喫煙を始めたたりする場合もあるかもしれません。ほかの方と変わらない寄り添った支援をお願いいたします。

喫煙に関しては、周りへの配慮とマナーを守ることが大切だと思っております、喫煙マナーのマナー啓発の多言語化について、本日、取組を確認したいと思います。最近、歩行喫煙やポイ捨てをする

外国人を見かけるようになりました。インバウンドや就労が考えられると思いますが、区としては、そのような状況をどのように把握していらっしゃいますか。あと、見守りパトロールの方との共有で気づいた点があれば教えてください。また、過料の件数の中に外国人がいらっしゃったか、何件くらいか肌感覚でも構いませんので、お願いします。

**○河合生活安全担当課長** 路上喫煙禁止等の表示の多言語対応と、あと過料徴収の外国人の関係でございます。

表示につきましては、過料罰則の適用があります路上喫煙禁止と、環境美化推進地区の表示物については、英語、中国語、韓国語と、多言語対応になっているのですが、その他の歩行喫煙のところにつきましては多言語対応になっていないところもございますので、今後、観光政策等で外国人の増加、外国人来訪者の増加を見据えて、多言語対応の検討をしてみたいと考えております。

また、過料徴収の外国人の方々なのですが、統計は取っておりませんが、違反が認識できているかというところで、日本語をある程度理解できて、違反の認識があるようでしたら、過料の徴収を行っているところでございます。こちら表示物の多言語対応と同様に、過料徴収についても実態に即した適正・妥当な取締りができるように、研究してみたいと考えております。

**○せらく委員** マナーアップについて多言語化の取組をお聞きしたのですが、喫煙所と路上喫煙禁止の地区は4か国語で対応しているとお聞きしました。歩行喫煙については、まだ多言語化されていないというところで、例えば歩行喫煙者に、歩行喫煙は駄目ですと母国語で教えたとしても、それ以外のルールやマナーについては教えられていないのではないかと感じています。小さな多言語で書かれたボードを提示する、品川区のルールを数か国語で書かれた携帯灰皿を配るなど、多言語化への取組を強化していただきたいと思います。こちらについて、見解を伺います。

**○河合生活安全担当課長** 委員がご指摘のとおり、表示物だけではなくて口頭で指導を、外国語を話せない状況でも提示するような形でできるようにやりたい、検討してみたいと考えております。

**○せらく委員** では最後に、品川区民の喫煙ルールについての認知度はどの程度あるかということをお聞きしたいのですが、調査をしていらっしゃったら認知度について、所感を教えてください。

**○河合生活安全担当課長** 認知度につきましてはの調査というものは行っておりません。サポート隊等が回っている間に話をしまして、知らなかったということもございますけれども、そういったところは丁寧に説明する形で、周知徹底をしてみたいところでございます。

**○せらく委員** 分かりました。

マナーアップの点では、区として苦慮している部分もあるかと思うのですが、調査はぜひ行っていただきまして、調査を基に効果的な啓発方法を探していただきたいと思います。

議会費の質問をしたいと思っていたのですが、時間がありませんので、本日はこちらで質問を終わります。ありがとうございます。

**○新妻委員長** 次に、横山委員。

**○横山委員** 私からは、60ページ、特別区財政調整交付金、147ページ、児童相談所移管推進事業についてお伺いいたします。

1点目に、児童相談所移管推進事業についてお伺いいたします。まずは、簡単にこちらの内容を教えてください。

**○長谷川児童相談課長** 児童相談所開設に向けた準備経費を主に計上させていただいておりまして、引継ぎに関する経費や研修に関する経費等を計上させていただいております。

**○横山委員** 昨日、品川区立児童相談所が開設されましたが、特別区では9区目の児童相談所が設置されたこととなります。これまで長期にわたりまして準備を進めていただきました職員の方々をはじめとして、全ての皆様に心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今年5月に豊島区立児童相談所と葛飾区立児童相談所を視察いたしましたでしたが、開設直後の児童相談所は軌道に乗るまで大変だというお話をお伺いいたしました。開設して1日ではありますが、東京都からの引継ぎの状況と、10月1日0時0分の様子や、子どもたちと保護者、職員の方々の現状についてお聞かせください。

**○長谷川児童相談課長** 私からは引継ぎの状況についてお答えさせていただきます。

1年前から引継ぎを開始いたしまして、約6,000件の終結ケースを含めると、約6,500件の引継ぎを完了したところでございます。この間、職員は、いわゆる困難ケースにも果敢に対応するなど、強い使命感と責任感でやり遂げてくれました。昨日、満を持して開設いたしました。今後は職員がさらなる研さんを重ね、子ども家庭の福祉向上に寄与するものと確信しております。

**○金子一時保護担当課長** 10月1日0時0分の様子についてご回答申し上げます。

児童相談所の開所に先立って、ゴールデンウィーク明けより、都の児童相談所から学齢児の一時保護の委託を受けておまして、9月末の時点で小学生の男児が2名、それから小学生の女児が1名、それから高校生の女児が2名の、計5名の子どもを保護しておりました。9月30日前日には、区長から開所に当たってのメッセージも頂きまして、開所直前の準備に追われた一日だったのですが、10月1日0時0分の時点では、本当に静かな、ふだんどおりの様子で、子どもたちは本当に休み、職員は夜間業務を行っていました。

ただ、その日の明け方ですけれども、つながったばかりの警察からの直通電話に連絡が入りまして、結果的には他区のお子さんだったのですけれども、夜間の緊急的な保護の第1号の受け入れを行ったということです。これまで準備してきたことの実践なのですけれども、初めて対応した職員は、とにかく無事に受け入れられてよかった、ほっとした、本当に胸をなでおろしたというような感想を述べていました。そして、10月1日、昨日ですけれども、また新たに幼児の一時保護の入所もありました。

そうした状況と併せて、現在の子どもと職員の状況に関してです。職員個々の経験が様々で、児童相談所の文化、品川区としての文化もまだ積み上がっていません。その中で、職員チームがとにかくチームで対応できるように共通認識を図りながら、実際の子どもの保護を通して、見えてきた課題を日々整理するということを繰り返してきました。実際、退所したお子さんというのは現在まだ4名なのですけれども、ただその中では、本当に生育歴の中で、とても自己主張がなかなかできずに黙り込んでしまうといったお子さんが、1か月ぐらいの保護の中で、とても自信を持って、職員にいろいろ話しかけて気持ちを表現するようになり、退所するとき、とても安心して過ごせたといった声も聞かせていただき、職員も自信を持ち、その言葉を励みに今、頑張っております。

大人が常に子どもと一緒にいるという、それこそが保護所の特徴なのですけれども、子どもが確実に変化しているという実感も得ていまして、職員もそれを経験しながら、スキルや自信を積み上げているという状況です。

**○横山委員** 詳しく説明を頂きまして、ありがとうございます。何事も大きなことがなく無事に受け入れていただいているということで、お聞かせいただいております。初日から本当に大変だったことと思います。

子どもたちの命を最前線で守っていただいている児童相談所・一時保護所の職員の方々に対して、豊

島区や葛飾区でも支援者支援が重要とのお話がありましたが、こちらは後日お伺いしていきたいと思っております。子どもたちのために、先ほど区長からもメッセージがあったとありましたけれども、区が一丸となって進めていただきますよう、引き続きよろしくお願いたします。

今年8月16日の毎日新聞に、「戦争トラウマ、初の実態調査 国が旧陸海軍病院の資料など照会へ」という記事が掲載されました。一部を引用いたしますが、「過酷な戦場の現実や加害行為のため、心的外傷後ストレス障害（PTSD）などに苦しんだ旧日本軍兵士や家族の実態について、厚生労働省は近く、初めての調査を本格化させる。旧陸海軍病院を前身とする国立病院機構などに対し、治療を受けた兵士のカルテなどの資料が残っていないか照会し、協力を求める方針。厚労省は関係資料などを収集・分析した上で、戦後80年を迎える2025年度に公開、展示する」とあります。

また、2019年12月16日の東京新聞の「復員兵PTSDか 遺族ら交流」という記事から一部引用いたします。「アジア・太平洋戦争で心に傷を負ったまま亡くなった元兵士の遺族が交流を始めた。父親は心的外傷後ストレス障害（PTSD）だったのではないかと思うに至った男性が、昨年1月、PTSDの復員日本兵と暮らした家族が語り合う会を立ち上げ、8日に5回目の交流会を都内で開いた」とあり、中略いたしますが、「黒井さんは、PTSDの元兵士と暮らした妻や子どもは精神的・経済的に負の影響を受け続け、その連鎖が孫世代まで続いている。現在進行形の重大な社会問題だと語った」とあります。

なぜ大切な人が、とても大切に身近な家族や子どもたちに暴力を振るわなければならないのでしょうか。その問いに対して、歴史や原因の一部を知ることができるだけでも、少し心が軽くなる方もいらっしゃるのではないかと私は思っておりまして、アルコール依存症や薬物依存症、自傷行為、家族へのDVなどの一因として、これまで見過ごされてきた戦争トラウマとその世代間連鎖が関係している可能性について、今後、調査研究を深めていきたいと考えております。

そして、品川区におけるトラウマケアについて、児童相談所や一時保護所のできることと、子どもたちが地域に戻った後に、保育園、幼稚園、学校や保健センターにおいてそれぞれできることがあるのではないかと考えておりまして、トラウマケアを強化していただきたいと要望いたしますが、児童相談所、一時保護所、保育園、幼稚園、小・中学校、保健センターにおけるトラウマケアの現状をご説明いただきたいと思っております。

2点目に行きます。特別区財政調整交付金についてお伺いたします。令和5年度に、財政調整協議とは別で、新たに児童相談所事務位置づけ整備PTが設置され、品川区の副区長もPTメンバーとして参加されているかと思っております。PTとワーキンググループは、それぞれどのような役割を担っているのでしょうか。また、令和6年7月時点において、PTが1回、ワーキンググループが6回開催されていますが、現時点における開催状況とそれぞれの進捗について、区が把握している内容を教えてください。

**○長谷川児童相談課長** 児童相談所としましては、いわゆるトラウマとは何か、どのような影響を及ぼすかといったトラウマインフォームドケアの視点を全ての職員が持つことで、トラウマの早期発見、アセスメントを行って、必要に応じて専門的な治療につなぐことができることから、組織的な導入を図っていきたいと考えておりまして、昨年度も外部の研修を多々受講させていただいて、今年度も引き続き受講する計画であります。

**○加島財政課長** 私からは財政調整の部分についてお答えいたします。

PTですけれども、区児童相談所の事務の財政調整上の位置づけの整理を行うために設置された会議体ですけれども、ワーキンググループにつきましては、それについてかみ砕いて実質的な議論を行って

おります。例えば児童福祉法上の位置づけや、役割分担の変更に当たるかといった検討を行いました。こちらにつきましては、本年7月に1度、議論が取りまとめられまして、今後、都区財政調整協議の中で、具体的な配分割合の議論に移っていく予定でございます。

**○中島保育施設運営課長** 保育園・幼稚園におけるトラウマケアについてですが、園児に寄り添った保育を行うとともに、専門家による育児相談を行っているところでございます。

**○三ツ橋荏原保健センター所長** 保健センターにおけるトラウマケアといいますか、心の健康につきましては、保健センターで保健師、心理士などが実際に対応しておりますので、いずれにいたしましても、区民の方への心の健康というものに対応しているところでございます。

**○横山委員** 財政調整の部分なのですが、引き続き、区長会、都区財政調整協議会、児童相談所事務位置づけ整理PTやワーキンググループにおいて強く働きかけていただきたいと思っております。需要額に見合う財源の確保を、どうぞよろしく願いいたします。

**○新妻委員長** 次に、こしば委員。

**○こしば委員** 私からは、82ページ、衛生手数料に関連しまして、災害時の地域医療についてお聞きします。

本年度から地域医療連携課が新しく発足しました。この新しいセクションの背景になりましたのが、新型コロナウイルスによる世界的なパンデミックであったと思います。本区でコロナ禍の記録や検証をまとめました資料のご報告を、私が昨年度所属していました厚生委員会で受けました。内容は大変きめ細かく、国、東京都、そして品川区の取組が時系列に沿って表記されておりまして、記録と検証、そして今後の検討事項について詳細に書かれ、大変に気づきの多い資料であったと見受けました。

まず、そこでお聞きいたしますが、地域医療連携課の発足の経緯についてと、またその役割、目的について教えていただけますでしょうか。

**○遠藤健康推進部次長** 私からは地域医療連携課の設立経緯という形でご説明させていただきます。

大きく2つ、役割というのがございます、1つは委員にご紹介いただきました、コロナ禍の対応を総括する趣旨で検証しました、いわゆる新型コロナウイルス感染症対応の検証と健康危機管理体制の基盤整備検討報告書におきまして、いわゆる医師会等関係団体との連携強化が平時から必要だろうということで設けさせていただいたということ。それから一方で、日本各地で地震災害等がかなり頻発しているところでございます。これまで既に災害医療の体制という形で進んでいたところなのですが、より加速させる必要があるだろうという形で、地域医療連携課が設立されたというところでございます。

**○こしば委員** まさに平時から有事のことを考え、地域の連携が必要だといったことで、区民の命を守っていくという強い姿勢が現れたものと受け止めました。まさに地域医療連携、区民の健康・命を守るシーレーンだと思います。医療と行政のシーレーンが構築されなければ、危機は格段に押し迫ってまいります。

そこでまず前提のこととしてお聞きいたしますが、大地震が起きた場合、これまで地域社会の医療に携わってきました、区内に点在します病院は、どのような対応、また運営をされるのでしょうか。

**○遠藤健康推進部次長** 地域の災害時の医療体制というところでございますけれども、まず区では緊急医療救護所というものを設置いたします。こちらは、災害発生時からおおむね72時間という形になりますけれども、病院の敷地内に設置するものでございまして、趣旨としては、多数の負傷者が生じると。東日本大震災の際にかなり病院に殺到したというところがありまして、地域の医師会の方にも協力いただきながら、病院の診療を確保するために、トリアージあるいは軽症者の治療をするというところ



を目的に緊急医療救護所を設置するという形になります。中等者・重症者につきましては、設置する病院でそれぞれ対応する。それで、適切な治療を受けられるように対応するようなものでございます。

○こしば委員 医療救護所の話がされたと思いますけれども、私は、聞きたかったのが、まちなかにあります個人の病院がいろいろとたくさんございますが、例えば大震災が起きたときの個人の病院がどういった対応を、一律にされるのかどうかも含めて、その辺を教えていただければと思います。

○遠藤健康推進部次長 失礼いたしました。いわゆる、まちの診療所というところなのですけれども、透析など専門医療機関という部分を除いて、基本的には1週間程度、閉鎖するような扱いになります。理由につきましては、先ほど申しました、いわゆる緊急医療救護所、それから72時間以上は今度、学校医療救護所の開設になりますので、そちらに診療所の先生方においでいただいて、診療に当たっていただくというような体制になっているところでございます。

○こしば委員 今、課長がご答弁のとおり、近隣のまちなかの診療所が閉鎖されるということをお伺いいたしました。

ただ、実際にふだんの生活の中で区民の皆様が、大震災のときに病院が閉鎖されてしまうというのを平時から認識するのは難しいと思います。私も先日、かかりつけ医に行きましたところ、災害時に病院が閉鎖するといった表示は見当たらず、災害時に区民がけが・病気をした場合に混乱が生じるのではないかと思います。区内に点在する診療所が災害時に閉鎖されることを区民に周知していくことで、有事の際に混乱を来すことなく、どの区民も最寄りの医療救護所を利用できるような、あらかじめの周知を徹底してもらいたいと考えますが、お考えを教えてください。

○遠藤健康推進部次長 診療所の閉鎖の周知というところでございます。

これまでも広報紙あるいはホームページ等で掲載させていただいたところでございますが、今年から先ほども地域医療連携課ができたということで、定例会というのを医師会等と設けさせていただいております。その中で、今の周知をもっとやったほうがいいのではないかなという話も頂いたところでございまして、現在、ポスター作成について進めているところでございまして、既に両医師会にはこちらの案等を提示して、恐らくは今年末か、あるいは来年早々にはお配りできるかと考えているところでございます。

○こしば委員 ぜひ区内全域に展開していただきたいと思います。

また、災害発生時、つまり超急性期では、時間帯、早朝や日中、また夕方、深夜帯、それぞれの時間の枠の中での災害が発生した場合、医療救護所に駆けつける医者を含めて、医療関係者の人員の配置や取組内容もまた様々異なってくると思います。どの時間帯であっても、区役所や薬剤師会、また医師会が連携を取った行動ができるよう、災害時の時間帯を分けた上での訓練も必要と考えますが、その辺りの取組、またお考えを教えてください。

○遠藤健康推進部次長 時間帯、いろいろな場面を想定しての体制の整備というところでございます。

現在、区で災害に対して医療救護所マニュアルの改定作業を進めております。その中で、例えば被害状況というものにつきましても、それぞれ時間帯を決めながら、どのぐらい要るだろうというのを今出しているところでございます。実際、それを想定しての訓練などをやっていきまして、実際にこのときに誰が来られるのか、あるいは来られないのか、どれだけできるのかというのもシミュレーションしながら、徐々に関係の医師会なり歯科医師会、薬剤師会というところと訓練をできるだけ多くやりまして、進めていきたいと考えているところでございます。

○こしば委員 ただいまマニュアルの改定を行っているというところでございますが、医療救護所に

おきましては、例えば縫合手術が必要となる場合は、持針器や針、糸だけでなく、消毒液、食塩水、ガーゼなども必要となります。また薬品については、薬剤師会や病院の協力の下、ローリングストックが必要となってくると考えますが、ローリングストックに向けた、区といいますか、医療救護所または学校救護所の取組や考えがありましたら教えてください。

**○遠藤健康推進部次長** それぞれ救護所における薬品の取扱いというところでございますが、救急医療救護所につきましては、幾つか種類がございまして、いわゆる中心となる昭和大学あるいはN T T 東日本関東病院などですと、東京都から一定程度、薬品についてはお金の補助が出ているので、こちらはお任せしているようなところでございます。それから、第三北品川病院、東京品川病院、旗の台病院といった、いわゆる災害拠点連携病院というところがあるのですけれども、こちらにつきましては、これまで防災課の予算を用いまして、それぞれ配置していたというところでございます。学校医療救護所につきましては、薬剤師会にお願いして、今、購入および廃棄という形でお願いしているところでございます。多分、廃棄という部分でのローリングストックというところになろうかと思うのですけれども、いわゆる薬機法というところがありまして、区で持っているものにつきましては、なかなかほかに譲るなどというのが難しい部分もあるので、とはいっても廃棄するというのはなかなか、もったいない部分もありますので、今、薬剤師会と話をしながら、何とかうまく回せる仕組みができないかというところで検討をお願いしているところでございますので、今後また医師会とも話をしながら、ローリングストックについて進めていければと考えているところでございます。

**○こしば委員** ローリングストックについては、様々な機関で連携して、前に進めていただきたいと思います。また、医師会からも、今までどおりだと、救護所に駆けつける医師が自前の食料を持っていくということだったのですけれども、そういったことも、ぜひ後方支援に取り組んでいただきたいと思います。

**○新妻委員長** 次に、塚本委員。

**○塚本委員** 私からは、110ページ、障害者自立支援給付費、それから134ページの住宅・建築物耐震化補助金の2点で伺いたいと思います。

初めに障害者自立支援給付費なのですけれども、これは視覚障害者の同行援護のことについてお伺いしたいと思います。視覚障害者の方が同行援護を利用する場合は、指定特定相談支援事業者、身体障害者等の相談事業所ということであると、区内に14か所ぐらい今あるかと承知しておりますけれども、そちらに相談に行きまして、支給時間等の計画等をつくって決定して、その後、どこのガイドヘルパーの同行援護事業者と契約するかというところになるわけですけれども、基本的には利用者が好きなところというか、選んだところと契約することになっておりますけれども、一応そういう流れの中で、利用者は事業者と契約する、選択するとき、こういった情報を参考に選んでいらっしゃるということになっているのかという実態について、認識をお伺いしたいと思います。

**○松山障害者支援課長** 私からは、同行援護事業者の契約についてお答えいたします。

委員がおっしゃられるとおり、ケアプランを作成する障害者相談員が、障害者ご本人のご希望、それからご家族の状況等々、相談を伺いながら、個別に事業者を案内しているというところでございます。一番は、ご自身が慣れた事業者が一番いいというお声を伺っておりますので、比較的、ご自身が慣れた、同じ事業者を使っている例が多いと聞いております。

**○塚本委員** 今のご自身が慣れているというところで、もう少し教えていただきたいところがあるのですけれども、初めてこれから同行援護、例えば大体1回、そんなにしょっちゅう変えるというのも大

変だと思うので、大体最初に契約したところを選ぶのがポイントになってくると思うのですが、そのときに慣れているというのは、どういうところから来る話なのかというのを確認したいのと、あとはやはりこの同行援護は本当に人が今少なく、ヘルパーが少なく、人手不足というのは福祉関係全般に言えることではありますけれども、なかなか希望どおりに移動支援が使えないという状況は大変ありまして、そういった中で、事業所によって、どれだけそういう利用者ニーズに応えられるかというのは、結構ばらつきがあるようにも聞いております。進んでいる事業所などは、アプリを使って、登録しているヘルパーと利用者のニーズをばちっとマッチングさせて、利用したい時間、行きたいところというところに最適なヘルパーが選べるようなことをやっているところもあると聞いておりますけれども、そういうところで相談事業所から紹介されるようなときに、利用者にとって情報の格差というか、事業所はどういうところが利用できるのだということについて、最もその利用者に最適なものが選べるような形というのが望ましいのだろうと思っているのですが、その点についてどのようにお考えか、お聞かせください。

**○松山障害者支援課長** 同行援護の事業者についてでございますが、実際、慣れているところというのは、ご自身の目の代わり、いわゆる安心して、この方に任せられるということが、一番の大きな選ぶ観点だと聞いております。やはり、それぞれ事業所によっては、委員がおっしゃるとおり工夫されて、それぞれアプリを使ったりしているところもあれば、あとは地道に、いい評判で口コミを団体から聞いてというようなこともございますので、いずれにしろ、ご本人にとって選びやすいような情報を相談支援事業所が集めて、適正に速やかに情報を提供できるというのが、ご本人たちが選びやすい、選択の範囲ができるような仕組みにはしていきたいと考えております。

**○塚本委員** 次に、134ページ、住宅・建築物耐震化補助ということで、これは住宅・建築物耐震化支援事業に充当されているということで、耐震診断、耐震補強設計、改修、除却といった事業に使われていくと認識しておりますが、品川区内、目黒川、立会川等の流域や、あと浸水しやすい場所など、区内に幾つかあると思います。そういったところで、いわゆる地盤がほかの地域より弱い、脆弱なところがあって、家を建てたりするときに、地盤調査などで地盤が脆弱だとすると、改良しないといけないなど、費用が余計にかかってくるというようなことがあるのですが、耐震診断というのは、そういった地盤調査的なところで、ここのうちは地盤が弱いのでという話まで範疇に入っているのかというのを最初にお聞かせください。

**○森建築課長** 耐震診断の地盤面のところなのですが、現状のところは地盤のところまでは対象には入っていません。

**○塚本委員** ということで、ただ、実際に家を建て直そうなどということになっていったときに、そこに建築業者などが入って行って、いろいろな設計士などが、「ここは地盤調査しないと駄目かもしれません」という話になることがあると思うのです。それは、義務なのか。建築基準法上、そういうことをしないと建てられませんという義務的なものなのか、あくまで任意なのかということ、まず確認したいのと、また、そういった地域というのは、品川区内のどの地域が地盤調査や改良が必要となりそうな地域なのだというのを、区としては把握できているのかということについてお伺いいたします。

**○森建築課長** 建物を建てる際なのですが、当然、地盤に対しても安全であると、既存の設計の中で、その部分についても審査されることになっております。

区で地盤が弱いところはどこかということなのですが、東京都で、液状化の予測というところの資料があるのですが、埋立地のところ、海側で、地盤があまり、液状化の可能性がある

地域ということは認識してございます。

**○塚本委員** 今、海側ということで、そうすると、いわゆる目黒川・立会川の流域のところや、戸越銀座などは水が、最近はまだ出ませんが、出たことはあまりないですけれども、かつてはいろいろ、そういう浸水被害があって、地盤が弱いのではないかなどと言われている声を聞くことがあるのですが、その辺についての建築基準法上の地盤調査なり改良の義務みたいなものは発生しないということでもいいのか。そこについてお伺いします。

**○森建築課長** 建物を建てる際は、地盤に対してしっかりと支持しなければならないとなっておりますので、義務として地盤を調査した上で、それに見合うような基礎をつくるということになってございます。

**○塚本委員** 時間もないのであれですけれども、そういった意味では最近、区内でもいろいろ対策はしている一方で、豪雨災害等でいろいろな浸水が地盤に影響して、調査や改良ということが今後必要になってくるといふようなところも懸念しているところでございますので、そういったことについて今後またいろいろと推進していただけるようにといふようなことも必要かなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○新妻委員長** 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前 11時58分休憩

○午後 1時00分再開

**○新妻委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。おぎの委員。

**○おぎの委員** 本日よりよろしくお願ひいたします。

私からは、148ページ、ふるさと納税、128ページ、商店街活性化推進事業助成金、時間がありましたら139ページ、学校ICT活用経費についてお伺いいたします。

まず、ふるさと納税についてお伺いします。ふるさと納税に関しましては、毎回多くの方が注目しているところですが、残念ながら、ふるさと納税による区の減収額は毎年大きくなっており、令和5年度の流入額約2,500万円に対して、流出額は約45億4,000万円、先ほどの答弁では今年度は50.9億円流出ということで、議員も皆心配しています。

品川区のホームページを見ますと、ふるさとチョイス、またはふるさとパレットなどの業者を経由する場合と、区役所の窓口や郵便局から直接、品川区へふるさと納税ができる方法がありますが、やはり間に業者を挟まないと、ダイレクトなふるさと納税は難しいのでしょうか。品川区に流入したふるさと納税のうち、業者を経由した金額と、郵便局等での直接の振り込みによる寄附の内訳、また近年の推移をお聞かせください。

**○吉野税務課長** 今、流入額なのですけれども、2,400万円なのですけれども、そちらの郵便局などといったところの内訳は、現在、持ち合わせておりません。

**○おぎの委員** 数字を持ち合わせていないということで、業者を挟んだ場合と挟まなかった場合などについても検討していただきたいと思ひます。やはり直接振り込まれるふるさと納税というのは、業者に支払う手数料がないため、寄附金の全額が品川区に届く、寄附者との直接的な関係が築ける、寄附金の流れが明確になり透明性が高いなど、寄附者と自治体の双方にとって、透明性や収入の面で大きなメ

リットがあると思います。品川区にふるさと納税をしたいと思えるような魅力的な商品発掘とともに、業者を頼らなくても品川区の魅力が伝わるよう、広くPRを続けていっていただきたいと思いますが、先ほど筒井委員から、体験型の広報についての質問がありましたが、品川区のブランディング全般に関わることだと思えます。今後の広報戦略について全般的にお聞かせいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

**○吉野税務課長** 今後なのですけれども、やはり体験型はどんどん増やしていきたいと考えております。それから流出額に関しましても、やはりこれだけ税額が出ておりますので、これをやったらこれだけ実は事業がありましたなど、そういったことも区民の方に知っていただかなければならないと考えておりますので、そういったところも含めてやっていきたいと考えております。

**○おぎの委員** 多方面から検討して、広くPRをしていっていただきたいと思えます。

また、今年度よりクラウドファンディング型のふるさと納税事業もまさに今行われているということで、よい結果が出ますよう、行方を見守りながら、私も微力ながら機会をつくって、SNS等で発信していきたいと思えます。

続きまして、次に128ページの商店街活性化推進事業助成金についてお伺いいたします。商店街にぎわい創出事業や商店街活性化推進事業に充てられているようですが、こちらの事業の評価についてお聞かせください。

**○小林地域産業振興課長** ただいま、商店街の活性化といえますか、にぎわい創出のところでお尋ねがございました。

この事業というのは、東京都の補助金も得まして、商店街、各地で、先日も例えば、しながわ宿場まつりや、夏には大井どんたくなどもございましたけれども、そういったイベントや、あるいは地域のキャンペーンの事業、ミニイベントなども含めて応援しているものでございます。コロナ期間中、やはりこういう部分は少なかったのですけれども、令和5年度以降、こういう事業が増えてきて、こういうところがにぎわい創出の1つの核になるのかと、我々は評価しているところでございます。

**○おぎの委員** イベント等を補助するという事で、品川区のにぎわい創出につなげていただけたらと思えます。

先日、京都大学の大学院、また東京工業大学等で都市社会工学を研究しておられます藤井聡先生のお話を聞く機会がありました。商店街の自動車流入規制に対する店主の態度変容分析、自由が丘商店街における調査データ提供による、心理効果、社会実験を通じた自発的街路景観変容に関する研究により、交通の在り方やまちの中での豊かな暮らしというものを提唱していらっしゃいます。人間は混雑は嫌いだけど、にぎわいは好き。自由が丘の道ごとにアンケートを取ったら、車が通るかどうかで全く違っていたということです。オブジェティブハピネスな環境づくり。少し手を加えるだけで幸福度が上がるそうで、機会費用を常に考えるといったお話でした。品川区の商店街活性化のために、イベント以外にも常時、適度に相談に乗ったり、アドバイスをしたり、心理的に商店街の関係の方たちに寄り添った支援を続けていただけたらと思えます。

最後に、139ページ、学校ICT活用経費から、現在、区立小・中学校に貸与しているタブレットについてお伺いします。こちらは、どちらのメーカーで、どういったサーバー委託を行っているのでしょうか。委託先を教えてください。

**○柏木学務課長** 児童・生徒のタブレットでございますが、こちらはApple社のiPadを使用しております。

申し訳ございません。後ろの部分で質問が聞こえなかったので、もう一度お願いします。

○おぎの委員 サーバーの委託先等です。

○柏木学務課長 申し訳ございません。サーバーですが、NTT東日本を使っています。

○おぎの委員 本体がiPadで、サーバーがNTTということで確認いたしました。

品川区内の小・中学生ともなりますと、今年度が2万6,400台と、かなりの台数となります。できれば、品川区内または日本の企業の売上げにつながるように選定していただきたいと思います。また、子どもたちの個人情報の流出がないように、しっかりと守っていただきたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

○新妻委員長 続きまして、山本委員。

○山本委員 本日から、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、68ページの公園運動施設使用料、99ページのヤングケアラー支援事業について伺います。

まず、ヤングケアラー支援事業について伺います。令和5年度に実施された子ども向け実態把握のアンケート調査について、その概要と結果をお教えてください。

○染谷子ども家庭支援センター長 ヤングケアラーに関するアンケート調査でございます。こちらは令和5年9月に実施しております、小学校4年生から高校3年生の年齢を対象として実施しております。約6,550人の方から回答を頂いております、内容といたしましては、ヤングケアラーの区における実態を把握する、支援策を検討するというを目的としまして、ヤングケアラーに対する認知度や、実際に世話をしている家族の有無、いる場合についてはその内容、また行政や周りの大人に求める支援などをお聞きしております、小学校、中学校、高校生の区分で集計している中で、まず世話をしている家族がいると答えた割合につきましては、小学生で8%、中学生で5.2%、高校生で5%というような結果になっております。また、お世話の内容につきましては、食事の用意などの家事の割合がどの年代においても高いという結果になっております。それから、行政や周りの大人に求める支援というところに関しましては、どの年代においても、自分のことについて話を聞いてほしいといった、相談に関するニーズが高く、そのほか、年齢が上がるにつれて、学習面のサポート、それから将来進路に関する相談支援へのニーズが高くなっているという状況を確認しているところでございます。

○山本委員 調査内容について理解いたしました。

世話をしている人がいると答えた割合がそれほど多くない点が少し気になりましたが、こちらについては後ほどお話しいたします。

続いて、相談支援体制の構築に向けて、ヤングケアラーコーディネーターの配置やSNS相談窓口の設置、さらにはピアサポートの開催が行われましたが、それぞれの成果と効果について、区のご見解をお教えてください。また、令和6年度の新たな取組とその実績についてもお教えてください。

○染谷子ども家庭支援センター長 令和5年度につきましては、今、委員のお話にもありましたけれども、コーディネーターの配置など、相談支援体制の構築を図ってまいりました。それから、また併せて、学校や関係機関、地域の方を対象とした研修・講演会などを行いまして、周知・啓発に取り組んでまいりました。

実績といたしましては、コーディネーター、それから私ども子ども家庭支援センターのケースワーカー、それからLINE相談などを通じまして、91名、100人近いヤングケアラーの方と接点を持ち、相談支援を実施しているところでございます。

また、ピアサポートについてもオンラインを含め、3回実施しておりまして、研修についても、医療機関、小・中学校教員、地域の子ども食堂などの方たちを対象に、計20回、672名を対象に実施しております。

このような取組を通じまして、実際に高齢者福祉、介護部門と連携することで、実際にヤングケアラーのケア負担の軽減を行って、不登校の状況が改善したというお子さんもいらっしゃいますので、相談支援の成果が一定出てきていると感じているところでございます。

それから令和6年度につきましては、子ども向けのアンケート調査、先ほどご説明した実態調査の結果を踏まえまして、家事・育児支援や、お弁当を提供するといった配食支援、それから学習支援、キャリア相談など、より直接的な支援を展開しているところでございまして、現時点での導入実績といたしましては、家事・育児支援が計16回、配食支援につきましては3家庭・168食、学習支援1件、キャリア相談2件といった導入状況になっておりまして、今後もそれぞれのヤングケアラーの置かれている状況、個々の支援ニーズを丁寧に把握しながら、必要な支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

**○山本委員** 対面やSNSなど様々な手段を通じて、子どもたちが相談しやすい環境が整えられていることがよく分かりました。また、今年度は個々の具体的な支援を進めていただいておりますので、大変よいことだと感じております。今後もヤングケアラーの子どもたちに寄り添った支援をぜひ進めていただきたいと思っております。

一方で、令和2年および3年に国が実施した調査では、小学校6年生で約15人に1人、中学2年生で約17人に1人がヤングケアラーであることが明らかになっています。国の調査結果に基づけば、さらに多くの支援を必要とする子どもたちが存在すると考えられます。次に重要となるのは、支援を必要としている子どもたちをどのように見つけ出し、支援につなげられるかであると考えます。区としてこの点についてどのような課題を認識しているか、お聞かせください。

**○染谷子ども家庭支援センター長** ヤングケアラー支援における課題でございすけれども、1つ、課題として今感じているところとしては、ケアの状況が表面化しにくいといったところが課題の一つと認識しております。例えば、当初はケアの認識がなかったりというような状況の中で、徐々にケア負担が増えていくという中では、なかなか本人やご家族が相談しづらかったり、そもそも相談の必要性を感じていないというようなケースがあるかと思っております。また、逆にケアラー本人の問題が表面化していない状況というところでは、例えば不登校やメンタルの不調など、本人の状況が表面化しているという状況であれば、まだ周りも気づくこともできますけれども、そういったところが表面化していない状況ですと、なかなか専門職が入っていても気づくことができずに、結果、大人になってから生きづらさみたいなものを抱える人も少なくないといった話も聞いているところです。

そういった意味で、問題が表面化する前の予防的な関わりが重要であると今認識しておりまして、関係機関がヤングケアラーの可能性に気づくポイントや、本人に気づきを与えるような取組が必要かと感じている中で、具体的には継続的な研修の実施や、コーディネーターを中心としたネットワークの構築、子ども向けの啓発用の教材を学校などで活用するといった取組を進められれば、有効であるのではないかと考えているところでございます。

**○山本委員** ヤングケアラーとしての自覚がない子どもたちのSOSをどのように早期に察知し、支援につなげるかが課題であると認識いたしました。

この課題に対しては、デジタル技術を活用することで、効率的かつ効果的に対応できるのではないかと

と考えます。具体的には、ウェブサイトやアプリを通じて継続的にアンケートを実施できる仕組みを導入するのが有効かと考えますが、いかがでしょうか。

意識調査のアンケートを実施することで、たとえケアラー本人が自分の問題に気づいていない場合でも、アンケートの回答を通じて個々のヤングケアラーを見つけ出すことができると考えます。そして、早い段階で、その子どもたちの支援につなげることが可能です。いつでもログインできるオープン形式のプラットフォームを構築し、一定の期間ごとに子どもたちにアンケートを実施してもらうことで、彼らの状態を継続的に把握することが可能になります。この仕組みにより、子どもたちの変化を簡単かつ低コストで捉えることができると考えます。さらに、意識調査に加えて、ヤングケアラーに関する質問を設け、回答後にすぐ正しい解説を確認できる形式とすることで、子どもたちがこの問題について理解を深めることが可能となります。この点も非常に効果的であると考えます。また、行政側では正答率から情報の伝わり方を把握し、効果を確認・分析することができるというメリットも得られます。

実際に長野県千曲市では、中学生を対象に、こども基本法の理解を深めるために、デジタルコミュニケーションプラットフォームが活用され、一定の成果を上げていていると聞いています。同様の取組がヤングケアラー支援にも大いに役立つと考えます。基礎自治体によるこのようなプラットフォーム構築には、現在、こども家庭庁による支援が受けられます。申請すれば、国から3分の2の財政支援を得られ、財政負担を軽減して支援の仕組みを整えることが可能です。ヤングケアラー支援の課題解決に向けて、この手法は非常に有効であると考えますが、区としてどのようにお考えでしょうか。ご見解をお聞かせください。

**○染谷子ども家庭支援センター長** 効果的な支援を進める上で、アンケートの手法を活用するという事は非常に有効であると認識しております。今回、ヤングケアラーの法制化に伴いまして、こども家庭庁から発出された通知の中でも、定期的なアンケートを活用した実態把握の必要性というところが示されているというところでございます。

区では令和5年度に実施いたしましたアンケート調査においても、区立学校の児童・生徒に貸与しているタブレット等を活用しまして、オンラインでの回答を頂いているという状況でございますが、今後も、委員のお話にありました国の補助金の活用などをしながら、アンケート調査に限らず、対面で実施するピアサポートや、コーディネーターを中心とした関係機関との連携、SNS相談など、様々なチャネルを通じましてヤングケアラーとの接点を持ち、必要な支援につなげていくというような取組を進めてまいりたいと思います。

**○山本委員** 今後も様々なチャネルを通じて当事者との接点を持ち、必要な支援へとつなげていただきたいと考えます。その中で、特にデジタルを活用する手法は、効率的かつ効果的な進展を促すものと期待しております。前向きなご検討をぜひともお願いいたします。

次に、公園運動施設使用料に関連し、しながわ中央公園の多目的広場について伺います。

先日の土曜日、区が開催したパラスポーツチャレンジデーで当広場に伺いましたが、バスケットボールコートでは、車椅子バスケの体験に加えて、子どもたちが参加する「3X3」のイベントが開催され、大変盛り上がっていました。今年のパリオリンピックでは、男女の日本代表が出場して話題となり、また品川区ではプロチームが設立4年目を迎え、区内のバスケットボール熱がさらに高まっていると感じます。

ここのバスケットボールコートエリアは多目的広場内にありますが、グラウンドトラックと一体となっているため、グラウンドが使用されている時間は、仮にバスケットコートが空いていても利用でき



ず、もっと使えたらよいのにとのご希望を多くの区民の方からお聞きしています。より区民の皆様の利用を増やすべく、バスケットコートとグラウンドを分けて利用できる工夫があれば、区民の皆様も喜ばれると考えますが、いかがでしょうか。いろいろな方法が考えられますが、ご見解をお聞かせください。

**○大友公園課長** しながわ中央公園の多目的広場につきましては、委員のご指摘のとおり、人工芝のグラウンドとトラック、またバスケットコートが一体となった整備となっているところでございます。このバスケットボールのコートをより便利に利用していただける手法がないかにつきまして、ハード・ソフト面の両面から検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○山本委員** 前向きなご答弁をありがとうございます。ぜひ検討をお願いいたします。

また、ほかの公園においても、様々な工夫により多くの区民の皆様が有効に活用できる環境づくりを進めていただきたいと思います。

要望で終わります。

**○新妻委員長** 続いて、中塚委員。

**○中塚委員** 68ページ、区民活動交流施設使用料より品川歴史館、71ページ、屋外水泳場より、しながわ区民公園屋外プールについて、それぞれ小・中学生の利用料無料化を求めて質問したいと思います。

成果報告書では、第2子保育料無償化、学校給食の無償化、高校生までの医療費無償化等実施と述べ、今年度も学用品無償化など、子どもに関わる無償化が進んでいます。子どもからはお金は取らない。子どもは社会の宝、次の社会の担い手と。この視点を貫くのであれば、品川歴史館、しながわ区民公園屋外プールについても、子どもは無料にすべきだと私は思います。

まず現状ですが、品川歴史館について、令和3年度では子どもから幾らの観覧料を徴取したのか、小・中学生の総額を伺います。また区民プールですが、令和5年度において小学生からは総額で幾ら、中学生からは総額で幾ら、それぞれ利用料を徴取したのか伺います。

**○大森文化観光戦略課長** 令和3年度の小・中学生の観覧料になりますが、合計で3万3,000円の歳入実績となります。

**○三井スポーツ推進課長** 区民公園の屋外プールの利用料につきましては、小学生が約50万円ほど、中学生が6万円ということで、合計約56万円ほど徴取しているところになります。

**○中塚委員** まず品川歴史館ですけれども、今ご説明があったとおり、小・中学生から徴収した観覧料は年間で3万3,000円です。つまり、3万3,000円あれば全ての子どもを無料にすることができます。また、区民の小・中学生は無料となっておりますけれども、住んでいる自治体によって無料か有料かで差をつけるのではなく、どの自治体に住む子どもも大切な子どもですから、同じく無料にすべきだと思います。品川歴史館について、全ての子どもを、どの子も分け隔てなく無料にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、区民プールですけれども、小学生から総額50万円、中学生から総額6万円の利用料ということで、これだけのお金があれば無料にできるということです。小・中学生についての無料化を求めますけれども、いずれも財源の問題というよりも、区長の政策判断だと思います。ぜひ無料化を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○大森文化観光戦略課長** 現在、委員のご指摘がありましたとおり、区外の小・中学生からの徴収となっております。区外の小・中学生からは受益者負担ということで理解しているところです。4月21日から歴史館がリニューアルオープンいたしまして、改修を大きくした中で、区営の歴史館と

いうところから、拝観料を改修以前と変えておらず、据置きというような形で運用しているところがございます。維持管理費や光熱水費等の高騰もあるところで、据置きが妥当であるということで認識はしているところではございますが、政策等を鑑みまして、今後、研究してまいりたいと思います。

**○大友公園課長** プールなどの特殊に設けた施設において、利用者が限られる施設におきましてなのですが、受益者負担の考えの下、使用料を設定させていただいているところがございます。この受益者負担の考えから、利用料といったところについて無料化というところの見直す考えは現在のところはございません。

**○中塚委員** いずれも受益者負担と、従来の区の考えのとおりですけれども、冒頭にも述べましたけれども、品川区は子どもに関わる無償化を大きく進めてきました。また、来年度予算編成の依命通達でも、合計特殊出生率が全国で過去最低、東京都は其中で最低、区はその東京都よりも低いという指摘の上で、子育ての切れ目のない支援を進取果敢に取り組んでいかなければならないと記されております。依命通達では、取り組んでいかなければならないとあるのに、なぜ品川歴史館と区民プールの小・中学生無料化に踏み切れないのか。状況が大きく変わっていると思いますけれども、改めて伺います。

やはり、歴史館もプールも、子どもにとって、わくわくどきどき、学びや成長に欠かせない貴重な経験をしたいと思います。その経験を含めて、子どものときに体験した多くの学びや力になると思います。森澤区長はそのようには考えないのでしょうか。医療費も学校給食も学用品も無料と流れが進んでいる中で、歴史館やプールは子どもは有料という姿勢というのは正されるべきだと思います。改めて、子どもから徴収している様々な事業について総点検をして、子どもの完全無償化を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○大森文化観光戦略課長** 回答としては繰り返しとなりますが、受益者負担ということの理解であること、あと諸費用がかかっているところに関しまして、現在の金額が妥当であると認識しております。品川区の歴史に、少しでも区内・区外の皆様に触れていただきますよう、適正な歳入確保に取り組んでまいりたいと思います。

**○大友公園課長** プールの利用料につきましてなのですが、先ほどと少し重なるところもありますけれども、受益者負担の考えが基本となりますけれども、無料の施設にいたしますと、利用予約の殺到や予約のキャンセルにもつながるところであり、無用の予約が入り過ぎてしまうと、運用上の問題もございます。最低限のご負担という範囲内で、受益者負担の考えの下、使用料を徴収させていただいているところとなっております。

**○中塚委員** 受益者負担ということで、子どもからも取ると。しかし、益を得るのは子どもではなく社会全体だと私は思います。この施策の転換を改めて求めたいと思います。

最後に、区民プールのコインロッカーの返却式による利用料無料化についても伺いたいと思います。以前も質疑いたしました、区民プールを利用していた方から、「ロッカーに入れたお金が返ってこない。壊れているのではないか」との声を伺います。多くの場合、プールの使用時にロッカー代は返却されますが、品川区は受益者負担との理由で、大人も子どももプール使用時のほかにロッカー代を徴収しています。プールの使用料を払いながら、ロッカーの使用料もまた払うと、使用料の二重取りだと私は指摘してきました。ロッカー代もプールの使用料に含まれると、考え方を整理して、ロッカーの使用料は全員無料に、つまり返却式に変更していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○大友公園課長** プールの利用時におけるコインロッカーの使用料についてなのですが、入場者の上限であります予約数とロッカーの数が同じでありまして、1人の方が複数使用しますとロッカー

が不足するということになります。その点も防止する観点におきまして、最低金額ではありますけれども、10円をご負担いただいているというところになってございます。

**○中塚委員** ロッカーが不足するから10円取ると。そんな論理は珍答弁だと思います。ロッカーを増やせばいいだけではないかと思います。

森澤区長もこのやり取りを聞いていたと思いますけれども、社会全体で子どもと子育てを支えると、大きく打ち出しているのであれば、歴史館やプールやロッカーの10円についても、社会全体で子どもと子育てを支えるという視点で、ぜひ無償化を進めていただきたい。区長がおっしゃる本気度が、こうしたところにも現れてくると思いますので、重ねて要望して終わりたいと思います。

**○新妻委員長** 次に、えのした委員。

**○えのした委員** 私からは、166ページの水族館運営費収入についてお伺いします。

水族館は、持続可能な開発目標、SDGsの17の目標に関わり貢献でき、品川区のシンボルとして価値を高めることが期待されます。先日、私もその当時に子どもたちと家族でお世話になって以来、十数年ぶりに視察に伺いました。しながわ区民公園から歩いて、水族館までの風景を眺めながら、懐かしくもあり、また新鮮に感じることもありました。

そこで、しながわ水族館リニューアルの方向性について、今後の進め方としては、運営準備委託が令和5年度から令和8年度、基本設計・実施設計委託が令和5年度から令和6年度の予定となっております。まだ具体的には、これからの検討などを行っていくとは思いますが、現在のしながわ水族館は建物としてこれからどうするのか、また併設されている水上レストラン、ドルフィンカフェなどの建物はどうするのか、活用方法についてお聞かせください。

**○大友公園課長** 既存の水族館につきましては、イルカプールなど一部取壊しを行いますけれども、改修を行いまして、公園利用者等が利用できるスペースなどを創出したいと考えているところでございます。また、飼育設備などの設置も検討しておりまして、活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、水上レストランのドルフィンカフェにつきましては、継続して建物を利用して運営したいと考えております。レストランにおきましては、現状のファミリーレストランの運営形態に限らず、公園利用者も含めて、誰もが利用しやすい運営形態にできないかなど、幅広い視点で検討してまいりたいと考えております。

**○えのした委員** こちらの水上レストラン、カフェ等、継続して運営していくということでありましたが、水族館の中に入ると、まず最初に出迎えてくれる展示は東京湾に注ぐ川となっており、川の上流の水槽にニジマスやヤマメなどを見ることができています。恐らく、こちらは連携した取組だと推察しますが、レストランでは産地直送のニジマスを使ったフライやパスタのメニューが期間限定で提供されていました。期間や季節限定メニューは、好奇心を満たしたり、お客様の満足度が向上するよい取組だと考えております。そこで、しながわ水族館といえば〇〇、何々というのですか、特徴や親しみのあるメニューもあると、食育や水産の社会教育として江戸前の東京湾こだわりの食材、大人も子どもも興味を持てる、特徴のある新しい、また展示と連携した常設のメニューの開発などはいかがでしょうか。

**○大友公園課長** 品川区の水族館として地域の特性を活かした展示ができないか、現在、検討しているところでございます。レストランの常設メニューにつきましても、展示と関係する魚を食べることができるなど、特徴あるものにしていきたいと考えているところでございます。

**○えのした委員** 前向きなご答弁をありがとうございました。

第1回の定例会で、一般質問では同じ会派の高橋伸明委員からも、区民アイデアを取り入れた展示についても質問がございました。こちら、しながわ水族館ならではの展示とメニューを楽しみに期待して、要望いたします。

これからリニューアルまでの間、そしてレストラン・カフェの飲食メニューのお客様満足度のレベルアップ、またリニューアル後、しながわ水族館は、入館料が品川区在住・在勤・在学の方と区外の料金が設定されていますので、集客力アップのためにも、水族館入館者のレストランの割引、区民割引や、あとノベルティーの特典なども考えていますが、いかがでしょうか。区のお考えをお聞かせください。

**○大友公園課長** リニューアルまでの間におきましても、現在実施しておりますニジマスを使った期間限定メニューのような工夫を、これからも続けてまいりたいと考えているところでございます。また、リニューアル後のレストランにおける水族館の入館者のレストラン割引などにつきましては、今後も検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○えのした委員** ありがとうございます。前向きにご検討いただき、要望いたします。

品川区役所では先月の27日まで、キッチンカーの出店が施行されていました。私も利用して、ふだんとは違ったランチを楽しむことができました。実証実験の効果はこれからだと思いますが、水族館付近の区民公園にもキッチンカーが出店されていると伺いました。スペースの有効活用、にぎわいの創出には一定の効果があるのでしょうか。

**○大友公園課長** キッチンカーにつきましては、しながわ水族館だけではなく、しながわ区民公園の利用者の利便性の向上、また、にぎわいの創出を目的に、週末に設置しているところでございまして、一定の効果があると認識しております。

**○えのした委員** 一定の効果があるということで、出店の継続を要望いたします。

続いて、売店のマリンショップ「シーガル」についてお伺いいたします。こちらは、水族館に入館されない方にも利用できるつくりになっているのが特徴だと思いますが、現状、売店の年間売上げ、購買者数など、お伺いいたします。

**○大友公園課長** マリンショップ「シーガル」での売上げでございますけれども、令和5年の数字となりますけれども、年間売上げは約1億5,000万円、正確には1億5,100万円程度です。購買者数は9万7,000人程度、年齢層につきましては水族館の客層と同様、ファミリー層が多くなっているところでございまして、また客単価につきましては1,500円程度となっているところでございます。

**○えのした委員** 確認が取れました。入り口付近にはガチャガチャが何台も置かれていて、本当にご家族連れが大変楽しそうに人気な様子も拝見できました。

また品川区も、ご当地カプセルトイを活用した「しながわガチャ」の販売を9月28日から開始しておりますので、そこで、売店ではガチャガチャが一番多く設置されている区有施設だと考えますが、区民にゆかりのあるしながわ水族館づくりのために、ぜひ連携した取組を要望いたします。

続きまして、リニューアルにおいては、水族館単独の整備ではなく、区民公園、バーベキュー場や水辺体験、イベント・スポーツ広場など、全体と周辺とのビジョンを示した整備、また水辺に親しめる場所として「勝島の海」を活かした形でのリニューアルを希望しますが、区のお考えをお知らせください。

**○大友公園課長** しながわ区民公園に位置する水族館の利点を活かしまして、自然と調和した展示の演出手法や建物形状などを検討してまいりたいと考えてございます。また、リニューアルに合わせた周辺環境の整備につきましても、効果的な整備の視点で検討してまいりたいと考えているところでござい

ます。

○えのした委員 ぜひ、自然と調和した取組を進めていただければと思います。

あと9月には、しながわ宿場まつりとのコラボ便や、江戸湾クルーズというのですか、あと今度10月にはお笑い芸人のガイドによる特別船なども実施されますが、舟運事業の展開など、ソフト面充実による来場者数等、満足度の向上も重要だと考えますが、区のご見解をお伺いします。

○大友公園課長 リニューアル後の水族館におきましても、水族館に近接する栈橋を活用しまして、舟運と水族館を連携させ、より一層来館者に楽しんでいただけるよう、ソフト面の工夫も図ってまいりたいと考えてございます。

○えのした委員 今後の展開にも期待して、要望として終わらせていただきます。

○新妻委員長 次に、やなぎさわ委員。

○やなぎさわ委員 私は80ページの住民票手数料に関連してと、あと111ページの生活保護費について質問させていただきます。

ジェンダー、障害、国籍など、少数者が排除されない、誰もが生きがいを感じられる社会を目指しての質問でございます。具体的には、同性カップルの住民票の続柄についてです。今年5月、長崎県大村市で同性カップルの続柄欄に「夫（未届）」と記載した住民票が交付されました。今までであれば異性カップルの事実婚に記載されていた「夫（未届）」や「妻（未届）」が、初めて同性カップルに適用されました。これは、人権を尊重し合う社会づくり、性的少数者の生きづらさの解消につながる、画期的な取組だと思います。同じような取組を進める自治体は増えておりまして、23区では、中野区、世田谷区で11月からの導入が予定されております。品川区の現状をお聞かせいただきたいと思います。

○築山戸籍住民課長 区といたしましては、これまで当事者に寄り添うことができないかどうか、他自治体の状況を踏まえながら検討を進めてまいりました。しかしながら、幾つか課題があることが分かりまして、そのような中、総務省と大村市とのやり取りの中で見解が示されておりまして、その中で同性パートナーに対する「（未届）」の記載に対して、国が再考を求める要請をしているという状況が9月27日に分かったところでございます。そういったところで、現状は課題があるというところで認識しているところでございます。

○やなぎさわ委員 再考を求めるというところなのですけれども、具体的にどういった実務上の課題といえますか、問題が生じるというおそれがあると通知されているのでしょうか。

○築山戸籍住民課長 国と大村市とのやり取りの中でのこととなりますけれども、「夫（未届）」、「妻（未届）」という続柄は、準婚としての各種の社会保障の面では、法律上の夫婦と同じ扱いを受けている内縁の夫婦、いわゆる事実婚のみを表すものと解すべきとされております。そのため、市町村が同性パートナーの続柄を「夫（未届）」、「妻（未届）」とした場合、各種社会保険等の手続において、各種社会保障の面で、法律上の夫婦と同じ取扱いを受けられる事実婚か、今の段階ではそのような取扱いのない同性パートナーなのかを続柄だけで判断できなくなり、性別等のほかの情報を組み合わせて適用関係を判断するなど追加的な確認作業が必要となり、実務上の支障を来すおそれがあると見解を示しております。

○やなぎさわ委員 実務上のそういった障害があるということなのですけれども、一方で、協会けんぽなどはそれほど支障がないとおっしゃっていますし、実際、導入が既にされている栃木県鹿沼市は、市の裁量の範囲内で支障はないと認識していると。各種の公的制度や民間の制度には影響は及ばないと。それぞれの行政機関の判断が優先されるとおっしゃっていますし、栃木県栃木市も、市の裁量権の範囲

内と考えていると。男女の事実婚と区別できると。続柄欄には「夫（未届）」、「妻（未届）」と書いてあるけれども、結局、性別を見れば判別できるとおっしゃっています。神奈川県は逗子市も、総務省が言うほど重大な懸念事項があるとは考えていないと。葉山町も、自治事務でできれば当事者に寄り添った対応をしていきたいとおっしゃっておりまして、これに関してそれほど、総務省が懸念するようなほどのトラブルや支障が起きるようには感じないのですけれども、その点を改めてお伺いできればと思います。

**○築山戸籍住民課長** 先ほどの追加的な確認作業が必要となるといった実務上の支障についてですが、こちらにつきましては総務省から大村市への質問がされた回答の中の、複数ある質問のうちの一つとして回答されたものでございます。このほか、国からは、住民基本台帳法の趣旨や目的、最高裁判決と異なるといったことを踏まえて、大村市に対して再考を求めているというところがございます。

**○やなぎさわ委員** 例えばパートナーシップ制度を導入しているところは、9月の段階でも467自治体に上りまして、そういった制度を導入しているので、できないことはないかなとは思っております。

そういった点と、あと、例えば令和5年度の品川区の第2回定例会で、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が採択されまして、この条例は何かというと、職員の同性パートナーの給与を配偶者のいる方と同じにするという内容でございます。説明の欄には、職員の扶養手当等の支給に関して、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同様に扱う必要があると書かれておりますので、区の職員がこういった同率の対応がされているのに、品川区民がそれから該当しないというか、品川区民だけ外されているというのは、少し違和感を感じているところではあります。

というところで、23区で世田谷区、中野区は実施、杉並区も前向きに検討しているということで、これは区長のリーダーシップで、もしかしたら何とかなる問題なのかなと思っております。区長は東京都議会議員時代に、五輪人権条例の趣旨に沿って事実婚に認められている制度を、同性パートナーにも認めてほしいという声に真っすぐに答えてほしいと、繰り返し訴えてきましたとおっしゃられています。そして、つい最近ですけれども、今年7月のMarriage For All Japan、「結婚の自由をすべての人に」というところで、区長が同性パートナーの国勢調査に関して、実態を把握する上で、同性カップルも異性カップルと同じようにカウントしないのは疑問であると。カウントできるように声を上げていけたらとおっしゃられています。

というところで、もし可能であればですけれども、この件、続柄欄のことにに関して何か一言、区長の思いを頂けたらと思うのですが、無理ならいいのですが、いかがでしょうか。

**○築山戸籍住民課長** 先ほどの課題についてでございますが、ほかにも様々課題がありまして、システム標準化が現在行われておりますが、システム標準化に対応できないといった課題もございます。また、こちらについてアナログで対応するという手法を取ったとしても、住民基本台帳上のデータと異なるものを交付するといった、誤った運用をしてしまうおそれがあり、法的な危険性があるというところがございます。

以上、それぞれ、また法の趣旨等を踏まえまして、国からは大村市に再考を求めているという状況でございますので、品川区として同様の取組をするのは難しいと考えているところがございます。

**○やなぎさわ委員** やはり、区長のお考えと少し区の方針が違うのかと思いますので、区長、もしご答弁を頂ければと思います。

**○築山戸籍住民課長** 国に対しましては、機会を捉えまして、住民基本台帳事務処理要領の改正について要望してまいりたいと考えております。

○やなぎさわ委員 分かりました。やはり、品川区が少数マイノリティーの方に両手を広げて生きづらさを解消していくという意味で、非常に大事なことだと思います。

○新妻委員長 続きまして、こんの委員。

○こんの委員 私からは、84ページ、放置自転車等保管手数料、120ページ、高齢社会対策包括補助金、146ページ、防災ラジオ売払代金、この3点についてお伺いしたいと思います。3点まとめて質問をさせていただきます。

まず、高齢社会対策包括補助金の事業としては、今実施しておりますスマホ教室についてお聞きしたいと思います。応募状況や受講者の割合、実績、成果などをお聞きしたいと思います。私の周りでは、年齢の高い方でもスマホを習いたいという方がいらっしゃる。結構、応募があるのではないかと。それに対して、実績として今ある教室の状況はどうなのかというところをお聞きしたいと思います。

それから放置自転車ですけれども、当初予算に比べて、自転車は7,500台を予定というか、見込んでいましたけれども、実績としては5,917台。バイクに関しては30台と見込んでいたところ、21台といったところです。減となったということは、撤去される台数が減ったということなので、これは大変よろしいことだと思うのですが、駐輪場が増えたという認識はないので、それで撤去が減ったといったところは、どのようにこの要因を捉えていらっしゃるのか、現状をお聞きしたいと思います。

それから防災ラジオですけれども、これは、屋外のスピーカーを直接聞ける、補完できるスピーカーとして大変有効なものでございますけれども、ここも当初予算が300万円、売った代金が300万円を予定していたところ、実績としては63万5,000円といったところにとどまっているので、まず見込んだ金額よりもかなり低いので、この辺のところはどのような状況なのかをお聞きしたいと思います。

○榎村高齢者地域支援課長 「はじめてのスマホ体験教室」についてのお尋ねでございます。私からお答えさせていただきます。

まず申込み状況でございますが、令和5年度につきましては、288名の定員に対しまして318名の方のお申込みを頂いているところでございます。また、今年度4月から8月までの状況でございますが、164名の定員に対しまして177名の方にお申込みを頂いております、申込み率としては100%を超えているような状況でございます。

○山下交通安全担当課長 私からは放置自転車保管手数料についてお答えいたします。

現在、放置自転車対策といたしまして、自転車場等駐車場の整備、指導・啓発、撤去活動を3つの柱として活動を行っているところでございます。

成果としまして、放置自転車の台数につきましては年々減少傾向にあるほか、また駐輪場の利用率も、放置自転車対策の一環として利用も向上しているところでございまして、その結果、撤去台数が減っていると。それに比例した形で返還台数も減少しているものと認識しているところでございます。まだまだ放置自転車はございますので、引き続き放置自転車の減少に向けた対策を取ってまいりたいと考えているところでございます。

○羽鳥防災体制整備担当課長 私からは防災ラジオについてお答えいたします。

当初、300万円を予定していたところ、63万5,000円というところにとどまる要因につきましては、やはり防災ラジオの機能も含めて、まだ認知されていないのかというところを課題として認識しているところでございます。今年度より、防災訓練の会場を活用しまして出張販売なども行いました。また、SNSでの配信なども強化して、さらなる認知度向上に努めてまいりたいと考えてございます。

**○この委員** まずスマホ教室ですけれども、やはり想像したとおり、定員数よりもオーバーというか、もう本当にニーズが高いのだとは感じております。

先日、94歳のおばあちゃまから、スマホを習いたいのだけれども、例えばそういう事業者に行くと売りつけられてしまうので、先に体験したいのだというお話を伺いました。94歳で、ガラ携でメールでお友達とやり取りをしているとおっしゃるのです。なので、「スマホ教室はこういうのがありますよ」ということでご案内したのですが、その方から発して、また次のお友達の85歳の方にお声がかかったりといった形で、私の周りでは結構、スマホをやはり持って、「お友達も増えてきたから私もガラ携から替えたい」というお声を、たくさんというか、私の周りではそういう声が増えてきておりますので、ご案内しているのですが、そこで教室をやっている場所なのですけれども、場所が、今ある場所で、やはり高齢者の方なので、なかなかそこに通う場所が近くにない、あるいは遠いなどといったところではいるのですけれども、現在、教室は、私は5か所と認識しているのですが、この教室の場所を拡充といったところを今後考えていらっしゃるかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

次に放置自転車ですけれども、駐輪場の利用が増えたということで、それは本当によかったと思います。増設しているわけではないですが、稼働率が上がらなかったところが上がってきているといったところもあるのかと。だから撤去台数が減っているといったところだと思うのですが、場所によって、駅周辺はやはり放置が多いかと。特に、これまでも挙げてきました西大井駅の駐輪場。こうしたところの稼働率が上がらない。それで、周りに放置自転車が多いというようなところもあるので、今後その辺のところはどういうふうを考えていらっしゃるのか、いま一度確認させていただきたいと思います。

それから防災ラジオですけれども、今回、地区総合防災訓練で防災ラジオの出張販売をしてくださったということで、これは大変にいいことだと思います。直接そこで、いわゆるお金のやり取りでラジオをもらって帰れるという販売をされたのかとは想像しているのですが、実は以前、こうしたところで販売されたらどうですかという提案を我が会派でしたことがあるのですが、そのときには、公金を使うのはできないのでということだったので、それが可能になったということは、どんな体制を取られたのか、その辺を伺いたいと思います。

**○榎村高齢者地域支援課長** 「はじめてのスマホ体験教室」についての会場についてのお尋ねでございます。

委員ご指摘のとおり、5会場、今、開催しております、具体的には、大崎ゆうゆうプラザ、東品川ゆうゆうプラザ、旗の台シルバーセンター、大井三丁目高齢者憩いの広場、平塚橋ゆうゆうプラザの5会場で実施しているところでございます。これまでの利用状況等を鑑みまして、令和5年度には大井三丁目高齢者憩いの広場を追加しまして、今年度につきましては平塚橋ゆうゆうプラザを新たに新規で追加したところでございます。

来年度等の状況につきましては、今年度の申込み状況や利用者のお声などを聞きながら、受託事業者との兼ね合いもございまして、そういったところを踏まえまして、事業を展開していきたいと考えてございます。

**○山下交通安全担当課長** 私からは、西大井駅の自転車駐輪場についてお答えいたします。

西大井駅には、3階建ての駐輪場と駅前ロータリー、また公園脇の道路、歩道上に設置しております、全部で499台の収容が可能となっているところでございます。これらの駐輪場は、委員のご指摘のとおり、利用率が高く、当日の利用につきましては満車であることも多々あるということは認識しているところでございますが、そういった内容を踏まえまして、当日と定期利用のバランスを柔軟に変更



しながら対応しているところがございますし、また併せて、当日利用に参られた方で、そのときたまたま満車であったというような場合は、定期利用のスペースに案内して、利便性の向上に努めているところでございます。また、これからも柔軟な対応をできるように、指導、また管理運営に努めてまいりたいと思っておりますし、併せて放置自転車の撤去活動につきましても強化してまいりたいと考えているところでございます。

**○羽鳥防災体制整備担当課長** 私からは、防災ラジオの出張販売のやり方についてお答えさせていただきます。

これまで、恐らく年間を通じて直接販売をするというやり方に関しましては、交付金の取扱いもそうですし、人員の配置、様々な課題があったかと認識しております。今回はテスト的な試行ということで、地区総合防災訓練での出張販売ということで、限られた期間の中での対応ということで、実際に運用の方法といたしましては、東京都電気工事工業組合品川・目黒地区本部を受託者といたしまして契約いたしまして、実施しているところでございます。

その理由といたしましては、こちらの事業者は、まず日頃から感震ブレーカーのあつ旋の販売の実績があるというところと、あと、実際に地区防災訓練の同じブースで感震ブレーカーのPRもしておりますので、そういった流れもありまして、今回、このような流れで実施することができたというところでございます。

**○こんの委員** スマホ教室については、増やしてくださっているといったところで、平塚橋も増えたというところですね。ありがたいと思えます。

場所によって、ニーズがいっぱいなところと、それなりのところというふうにあると思うのですが、「はじめてのスマホ教室」は月に4回といったところで、今度、先ほどお話した94歳のおばあちゃまは、大井三丁目に申し込みたいということをおっしゃっていたのですが、場所によってやはりニーズが高いところがあるといったところもあるので、その辺は満遍なく、こちらでなじませるということはないかと思いますが、できるだけ全域に少しずつ増やしていただけるとありがたいという要望です。何かありましたらお答えください。

それから放置自転車です。西大井のところの定期利用を一時貸し利用にも、こうしたことで柔軟に対応してくださっているということでございますので、それはそれで大変にありがたいことだと思います。

私がここで課題として思っているのは、いわゆる駐輪場の建物自体の、今後ここを抜本的に変えるといったところを考えていかなければいけない場所ではないですかといった課題でございます。これは前にも答弁を頂いているところもありますが、こうしたところの改善も、後々やはり考えていただきたいと思いますというところです。

それから防災ラジオですけれども、テスト販売ということでもありますけれども、非常にこれはありがたいといったところが、買うには、電話申込み、それから電子申込み、それから直接、申込書をダウンロードして書いたものを送るという、3つのやり方だと思うのですが、たまたま私の周りで防災ラジオが欲しいと言っている方が、今年は災害が多い年でもあるので、そうしたことで意識が高まっているところ、高齢者の方が申し込むといったところだと、なかなか電話もそうなのですが、直接販売をされるといったところは非常にやり取りが簡単かといったところはあるので、そうしたところを、防災訓練に参加した方からもそういうお声もあるかと思っておりますので、全部の地区防災訓練をするというのを実施していただきたいと思うのですが、また一斉防災訓練のときなどもあったらいいのではないかと思うのですが、これは学校数全部だとすると、なかなか難しいかとも思うところですが、

こういう出張販売といったところも併せて、今後防災ラジオの、一人でも多くの方が情報をきちんと災害時に受け取る体制をさらに進めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

**○榎村高齢者地域支援課長** 「はじめてのスマホ教室」についての会場についてのバランスのお尋ねでございます。

区としましては、利用状況や地域バランスといったところを考慮しながら、多くの方に参加いただけるように事業を展開してまいりたいと考えてございます。

**○山下交通安全担当課長** 建物の建て替えの件についてですけれども、現在までのところ、建物を変えるというよりは改修という形で進めさせていただいているのですが、委員からのご意見も踏まえながら、将来に向けていろいろ検討していきたいと考えているところでございます。

**○新妻委員長** 次に、のだて委員。

**○のだて委員** 私からは、154ページの奨学金貸付金返還金に関わって、給付型奨学金の実施を求めて質問します。

まず、収入が決算で約1,750万円の返還金について、現在、返済している方の人数と、その残りの返還額の総額は幾らでしょうか。伺います。

**○飛田子育て応援課長** 奨学金の返済についてのご質問です。

現在の返済の状況ですが、令和6年8月現在で193人の方が返済しております。返済の金額全体では約3,900万円となっております。

**○のだて委員** 以前は高校生のときから借金を負わなければならないという制度でした。保護者が支払う制度のときもありましたけれども、それも保護者に借金を負わせるということとなってしまいますので、子どもとしては申し訳ないという思いを抱えながら高校に通っていた方もいると思います。1人当たり約20万円を今まだ抱えているということで、これが6年前に返還免除型に変更されてよかったと思いますけれども、今も193人の方が、以前の制度で返還しているということで、その中でも今、物価高騰で、ただでさえ暮らしが大変な中、また返還もしていかなければならないということで、さらに大変な状況になっています。将来を担う若者が希望を持って生活できるように、全額または一部、免除すべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

今年の予算委員会でこのことを質問した際に、区は、最初から返還する制度で始まっているということが大きな違いだということで、実施しないという答弁でした。実際、今、返還されている方が193人いるわけですけれども、その中で滞納者は何人いらっしゃるのか、滞納している方の理由も伺いたいと思います。

**○飛田子育て応援課長** 滞納者の数でございます。

先ほど193人が返還中ということで、そのうちの滞納の方は78件あります。ただ、この78件は全員が全然もうお支払いしていないというわけではなく、その中でも毎月払っている方もいます。当初の予定より返済が遅れているということで、78名ということで、こちらに上げさせております。滞ってしまっているということは、就職がなかなか決まらなかったり、体調が悪いということで返済が遅れてしまうということは聞いております。

**○のだて委員** 滞納している方が78件いらっしゃるということで、その理由についても、就職が決まらないということや体調が悪いということで、恐らく働けないということかと思うのですが、やはりこうしたところを見ても、返還免除の必要性が高まっていると思います。免除が必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。高校時代から借金を負わせているということについて、将来

の足かせになっていると思いますが、いかがでしょうか。

**○飛田子育て応援課長** 以前の奨学金の制度で全部また一部の返還免除ということですが、昨年の同時期の返済をしていた方は、今回は先ほど説明したとおり193人ですが、昨年度は256人の方がいらっしやいました。その中でも、様々なご事情がありながらも、こつこつと返済なさっている方もおります。この1年で63人の方が完済となっております。しっかり最後まで完済している方がいらっしやる中、不公平なことなく区としても対応すべきだと考えております。また、返済につきましては、やむを得ない事情がある場合には、また利用者の方と相談しまして、返済しやすいように計画の見直しをするなど、柔軟な対応を取っているところでございます。

**○のだて委員** ぜひ返済が大変な方には柔軟な対応をしていただきたいと思いますが、やはり、若い高校時代から借金を負うということになってしまいますので、将来への希望も見えなくなってしまうということになりかねません。

実際、足立区では、奨学金返済支援助成というのをやっております。高校では10名、大学70名ということで、借りている方の半額を助成しています。こういうやり方もあるわけです。なので、ぜひ支援を進めていくべき、していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○飛田子育て応援課長** 他区の状況も我々も注視しているところです。そういうところの状況を見ながら、またこの先も注視していきたいと考えております。

**○のだて委員** 注視もしていただきながら、ぜひ実施に向けて進めていっていただきたい。若者が、学ぶ権利が保障されて、未来に希望が持てるようにしていただきたいということで要望しておきたいと思います。

教育費の大変さは、大学生などでさらに高まっていると思います。この間、私立大学で学費値上げが続いています。さらに今年は、国立大学である東京大学が値上げを発表しました。これに対して学生は値上げに反対し、一時、発表が先送りされましたけれども、値上げに踏み切られたということで、大変な状況です。ただでさえ世界でも高い学費を、下げるどころかさらに上げていくということは、もってのほかだと思います。こうした学費値上げが続いているという状況について、区の認識を伺いたと思います。やはり教育費の負担が厳しさを増していると思いますが、いかがでしょうか。

こうした状況の下で、教育費負担の軽減の必要性は高まっていると思います。今年の予算委員会では、給付型奨学金の実施を求めたところ、まだ課題が多いと区は答弁していましたが、ぜひ現在の状況も踏まえて、区独自の給付型奨学金の実施に踏み出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○飛田子育て応援課長** 国の高等教育の制度についても、いろいろ授業料の免除と減額、また給付型の奨学金の拡充がありました。また、今年度より多子世帯や私立・理工系の学生へも支援が拡大しております。区独自の大学生向けの奨学金実施については、今後とも、区が実施している様々な支援策の動向や区民ニーズなどを注視しまして、必要性を含めて検討を行ってまいりたいと考えております。

**○のだて委員** 必要性を含めて検討するというので、それは区独自の給付型奨学金の実施に向けて検討するというのでしょうか。伺います。

**○飛田子育て応援課長** 様々な他区の状況も含めて、支援策、動向も必要かと思えます。また、そういうところで区民ニーズなどを注視し、必要性を含めて検討を行ってまいりたいと考えております。

**○のだて委員** 必要性を含めて検討していくということですので、ぜひこれは実施に向けて検討していただきたいと思いますが、この間、他区の状況を注視するというので、区も答弁してきました。23区で給付型奨学金を実施している区はどこか、また他区の状況、ご存じのことをご説明いただ

きたいと思います。

**○飛田子育て応援課長** 現在、他区の状況で、大学生に対する給付型というのはまだ非常に少ないところですが、私として捉えているところは、足立区と港区というところで今調査しているところです。それぞれ、やはり大学に入学する際に審査をして、そこのところでテストを行ったり、それぞれの、あと所得の制限というところも配慮しながら支給を行っているとは伺っております。

**○のだて委員** 足立区でも40人定員で行っておりますけれども、申込みが殺到していると聞いておりますので、やはりニーズは品川区でもあると思います。ぜひ給付型奨学金を実施していただきたいと思います。経済的な格差が教育格差につながらないように、子どもたちを支援していただきたいと思います。

**○新妻委員長** 次に、石田しんご委員。

**○石田（し）委員** 私からは、52ページ、区民税に関連してと、150ページ、財政調整基金、時間があれば152ページの諸収入についてお伺いします。

まず、決算をいろいろご説明いただきまして、聞いていると、いわゆる歳入総額も46億円、2.4%の増ということで、さらに形式収支も黒字となっていると。区民税も上がっているという状況です。まず、お聞きしたいのが、今の日本経済と品川区内の経済について、品川区としてインフレ状態にあるのか、それともデフレ状態にあるのか、どのようにお考えになっているのか、またその理由を教えてください。

**○加島財政課長** 私から全体的な動向としてお話をさせていただければと思うのですが、本年2月に日本銀行の総裁が国会の際に答弁された際には、デフレではなくインフレの状態にあるという見解を示しています。これは足元の物価動向について総裁が語ったものでございます。それから、直近の内閣府が出しております令和6年9月の月例経済報告を参照いたしますと、総括としては、景気は一部に足踏みが残るものの緩やかに回復しているという記載になっております。このような記載の原因として内閣府が示しておりますのが、欧米で高金利が続いているということと、それから中国における不動産市場の動向、停滞の継続というのが、日本経済に影響を与えているというような分析がされているところがございます。さらに、こうした取組の総括といたしましては、最後の結びといたしまして、国として様々な対策を打つことによってデフレからの完全脱却を図らなければいけないというふうに締めしておりますので、インフレの傾向は見られるけれども、デフレを完全に脱したわけではないという、一言で言うのは難しいような状況がございます。

**○石田（し）委員** まさに日本銀行の植田総裁がインフレ状態にあるという発言をして、いわゆる物やサービスの値段というものが上がっているのは事実なわけでありますから、インフレ状態なのだろう。ただ一方で、上がっていないのは給料であるし、上がっているのは国民負担率である。そういった中でも、こうやって税金を見ると、区民税も大きく前年度を上回ってきている。

インフレ状態にあると、いわゆるお金の価値というものは下がってきているのです。例えば、昔、100円で買ったジュースが今では120円から150円なので、100円持っていても買えないのです。例えば500円でジュースを5本買ったのが、今だと同じ500円でも3本しか買えない。何が言いたいかというと、こういったインフレ状態のときというのは、品川区としても積極財政として、積極的に様々な投資をしていく。財政調整基金などで、お金をいわゆる区の貯金としてためているわけですが、今はお金をためると、その価値が下がっているのです、むしろマイナスになってしまうのです。そういったことを区として今回の令和5年度の決算としてどのように認識されて、どのような方

向性で今年度、来年度と向かっていくのか、お考えをお示してください。

**○加島財政課長** まず令和5年度決算における動向というところですが、財政出動といたしましては、ソフト面ではこの間、質疑の方向でも出ておりますとおり、第2子保育料無償化、学校給食の無償化、高校生までの医療費無償化などに取り組んでまいりました。また、ハード面につきましても、今、議案を提出させていただいておりますが、これが議決されれば八潮南特別養護老人ホームの着手や、また障害者グループホーム出石つばさの家などの整備といったところで、区として必要なところにお金を使ってきたところでございます。

今後の動きなのですが、今現在、総合実施計画を策定しております。その中で、投資的経費や行政のソフトサービスの需要等の把握を進めているところでございますので、そういったところの動向を見ながら、毎年度の予算における基金については、繰入れと積立ての計画を立てているところでございます。経費の発生と基金の積立てというのはセットで考えなければいけないものですので、こちらの当該年度や将来の負担に渡るものというところを考慮しながら、財政課で資金調達については考えていきたいと考えております。

**○石田（し）委員** すばらしいご答弁をありがとうございます。

そうなのですが、要は必要なところにお金を使うのは、もう別にインフレだろうがデフレだろうが当たり前のわけです。私が言っているのは、その先。今、こういったインフレ状態だから、お金の価値は下がってしまうのだから、逆に今、投資にお金を使って、将来のために未来への投資をしていくのだという思いが必要なのです。何でそういう発想にならないかというところ、30年以上もずっとデフレ状態が続いていて、行政も我々も、皆、マインドがデフレ状態なのです。インフレ状態の思考になっていかない。節約癖が、もうこの30年間ですべてで、思い切った財政出動をすることがなかなか難しい。これはやはり、区長をはじめ、マインドをみんなが変えて、積極的に財政を使って未来への投資をしっかりとやっていくのだという思いでやっていく必要があると思いますが、改めてその辺のお考えをお知らせください。

**○加島財政課長** 令和5年度決算におきましては、品川区の区政として当初予算では1,900億円余の規模を見込んでおりましたが、歳入では2,005億円、そして歳出につきましても1,941億円。こちらの中で、子育て、教育はもちろん、高齢者、障害者施策について、令和5年度決算、区としてのお金を使って区民のウェルビーイングの向上のために施策を展開してきたところでございます。こちらにつきましても、未来の品川区のために積極的な投資をというお話でしたけれども、今後、未来の品川区に備えてご指摘等も今出ておりますが、水族館のリニューアルや新庁舎整備、ハード面はもちろん、今後、子育て、教育として選ばれる品川区として、積極的な投資というのは区でも続けてまいりたいと考えております。

**○石田（し）委員** 私が言っているのは、今、インフレ状態だから、お金の価値が下がっているのです。だから、その下がっている価値をプラスにするためには、今投資をするのが一番効果的だということなので、ぜひそういったマインドチェンジも含めて、これからの予算編成も含めて検討していただきたいと思っております。これは要望で終わります。

続きまして諸収入についてですが、主な減の中で、リサイクル資源売払収入が6,000万円ちょっと減っているのですが、これの理由を教えてください。

**○新妻委員長** 所管の課長はいらっしゃいませんか。

ご担当の課長は、お越しいただくことは可能ですか。

○加島財政課長 リサイクル資源売払収入の減のところにつきましてですけれども、後ほど調べて答弁させていただきます。

○篠田品川区清掃事務所長 リサイクル資源売払収入の減の理由でございます。

こちらは、古紙の相場が下がったというのが一番大きな理由でございます。

○石田（し）委員 そうですか。ありがとうございます。リサイクルは今、様々やっていて、いろいろ区としても取り組まれているのに、何でここが急に減になったのかと思って、少し不安になって聞いたので、分かりました。ありがとうございます。

○新妻委員長 続きまして、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 まず最初に、127ページ、予防接種費、71ページ、八潮北公園スケートボード場についてお伺いいたします。

まず最初に、127ページ、予防接種費についてお伺いいたします。令和5年3月27日に新しいインフルエンザ生ワクチンとしてフルミストが承認されました。本年、令和6年から使用できるようになりました。まず、フルミストはどのようなワクチンなのか、ご説明をよろしくお願ひいたします。

○五十嵐保健予防課長 フルミストにつきましては、鼻でスプレーするタイプの弱毒性の生ワクチンになってございます。今までのワクチンは不活化ワクチンということでやられていたのですが、フルミストにつきましては、インフルエンザウイルスの一般的な進入口であります鼻の粘膜の免疫を誘導することによって、高い感染予防効果が期待できまして、血液内にも免疫を成立させることができるというようなものになります。注射をするワクチンではなくて、鼻から噴霧するワクチンでございまして、お子さんにとりましては、針を刺すということがなく接種できるようなワクチンになってございます。

○高橋（伸）委員 今おっしゃるとおりでして、皮下注射ではないので、お子さんには特に、本当に有効的なワクチンだと私も考えております。

ご存じの委員の方もいらっしゃると思いますけれども、実はフルミストについては、昨年、令和5年3月13日の予算特別委員会、衛生費款別審査で、元我が会派の鈴木博委員が詳細な質問を行っております。このときの保健予防課長のご答弁は、正式に承認された後に区として検討するというものでした。正式に承認されて、この秋からフルミストを使用できることになった今、区は区民に対してフルミストについてどのような情報提供をされているのでしょうか。お聞かせください。

○五十嵐保健予防課長 現在、特にフルミストについてということで区民の方に周知しているわけではございませんが、子どものインフルエンザウイルスにつきましては、今までのワクチンと同様に助成をさせていただくことにしております。

○高橋（伸）委員 区のホームページの子どものインフルエンザ予防接種の項目を見ても、フルミストに関しては、助成の対象という以外、詳しい情報提供が行われていないように見えるのですが、今後、区はどのような対応をされていくのか、お聞かせください。

○五十嵐保健予防課長 現在、ホームページ等でフルミストについて詳しくお知らせする予定はないのですが、今のところ、ワクチンの量もあまり、少なかったり、入れている医療機関もそんなに多くないような状況ということも伺っておりますので、今の時点では特に区民に対して周知をしていく予定はございません。

○高橋（伸）委員 区民に、特にお子さんの予防に関しては、このワクチン、フルミストは本当に有効だと私は思っております。助成対象であるという告知のみがホームページ上では拝見できたのですが、発売元の第一三共株式会社が9月20日に突然、フルミストの発売延期を発表いたしました。

この事態を区はどのように把握されて、今後、区民への情報提供も含めて、どのように対応されるおつもりでしょうか。よろしく願いいたします。

**○五十嵐保健予防課長** 大変申し訳ございませんが、9月20日に販売を延期したという情報を私も得ておりませんので、ただ医療機関であまり入っていないというような情報だけ把握していたような状況でございます。

**○高橋（伸）委員** ぜひ、延期ということも書かれておりますので、そうなった際には、また新しい、特にお子さんの健康を守る重要な施策の一つだと私は思っておりますので、十分な情報提供と的確な対応も今後要望させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、71ページ、八潮北公園スケートボード場についてお伺いいたします。スケートボードは、今年もパリオリンピックにおいてはスケートボードに関してはメダリストも出ている中で、区が本当に先駆的にスケートボード場を開設していただいたということは、若者に対して理解促進という意味でも本当に助かっていると思いますが、回数を見ますと、大体、令和5年度4,725回の予算に対して、決算が4,099回ということで、減少はしていますけれども、もうほぼずっと、恐らく区内・区外にかかわらず、スケートボード愛好者が来ているという平均をしていると思うのですが、今の現状と、今後どういうふうに展開していくという課題や展望というのですか、そういうものももしあったら教えていただきたいと思います。

**○三井スポーツ推進課長** 委員にお話しいただいたとおり、今年度は4,099件と、月平均に直しますと約340件。それ以前は、令和2年度から4年度が大体370件から390件前後で推移しておりました。こちらはオリンピック等の影響もありまして、一度、令和元年度より順次、増えてきたところになっております。令和5年度は一旦利用数が落ち着いておりますが、今年度はまた月平均約370件と上がってきております。やはり今後も多くの方に利用いただけるよう、公園課とも連携しながら広く周知していきたいと考えております。

**○高橋（伸）委員** 公園課とも連携してというお話が今ありました。

関連して、しながわ中央公園にボルダリング場があります。スケートボードに関しては、迷惑防止の観点から、大きい横断幕を掲げていると思うのです。それと、あとコーンでスケートボード禁止とうたわれております。これはこれで、本当に若者がやれないようにというか、利用できないような啓発においては有効だと思うのですが、もしスケートボード禁止などという表記があったところの横などに、「八潮北公園にスケートボード場がありますよ」などといった啓発もあったほうが良いと私は思うのですけれども、ぜひ今後、そういった啓発を含めて公園課とも連携していただきたいと思いますので、何かあればご答弁をよろしく願いいたします。

**○大友公園課長** 区内の公園へ行ってスケートボードを、認めている形ではないのですが、やっているとこがあり、苦情等もあり、その関係で「禁止」という表示をさせていただいているところがございます。そこに併せて、今、委員からご提案いただいた形等々も踏まえまして、「八潮北公園にスケートボード場があります」という表記も併せて設置していきたいと考えてございます。

**○高橋（伸）委員** ぜひ今後、何かイベントなどを行うときに、例えばボルダリング場を使用した中でスポーツのイベントをやるときに、本当にお子様、初心者向けでもいいので、小さいランページをつくって、教室ではないけれども、体験の場を広げたりというのも絶対有効だと思いますので、ぜひスケートボード禁止のコーン・横断幕を含めて、「スケートボード場もあります」というのも、改めて啓発、ポスターなり告知をしていただいて、要望で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○新妻委員長 次に、田中委員。

○田中委員 私は、60ページの特別区財政調整交付金で、時間があれば67ページ、荏原文化センターの使用料についてお伺いします。

これまで、本会議、委員会等々で財政調整のことが取り上げられておりまして、時には私に矛先が向けられることもありますので、そこも踏まえながら何点かお伺いしたいと思います。議論を進めていきたいと思います。

財政調整はもう、言うまでもなくて、東京都と特別区の間での都区財政調整制度、特別区は普通公共団体ではなくて特別公共団体として、ある意味、特別な自治体として存在しています。その財源調整をする上で、東京都に固定資産税や特別区民税の法人分が入りまして、都区間での財政調整が行われ、そしてさらに特別区間同士の水平調整が行われるという制度であります。

これは、よく議論されているのは、本来、固定資産税などは区に入る財源なので、都から区に戻してということで強く主張されることが多いと思います。そのことに対しては異は挟まないのですけれども、私はやはり都区制度の流れもしっかり踏まえた上で対応すべきだと思っております。というのは、東京都の内部団体として品川区はそもそもありましたが、そこから自治権の拡充というようなことで、内部団体としてではなくて普通公共団体にということで、ずっと運動がなされていきました。その当時は、まさに戦場的な視点で東京都との激しい議論が行われておりましたし、それはそうだという思いをしておりました。私も平成11年に区議会に入りまして、平成12年のときに1つの成果として、内部団体から基礎自治体として、きちんと法的にも明記されて、財政調整の割合も44%が52%になりました。このときに大きく移管されたのは清掃事業でありました。

当時としては、厳しく東京都に対して財源をとということで、区にと。その後もこの制度の協議が進みまして、平成19年に三位一体改革で、今度、52%が55%にと配分が変わりました。このときは、区が要求した以上に、国の方針も三位一体改革の流れもあって、私の感覚では区が求める以上の財源が配分されたのかという印象を持っております。このときに、要は区は区民の立場で考えて、都は都民の立場で考えるのですけれども、そこに住む住民は、時には区民であり、時には都民であると考えたときに、行政同士で財源を求め合うとか仕事を求め合うということではなくて、私は今後は、ある一定の、もう三位一体改革も終わった後の今日においては、区民でもあり都民でもある、都民でもあり区民でもある住民の視点に立った中で、東京都として、あるいは品川区として、どのような行政を行うべきなのかという視点に立った上での財政調整協議ということを進めていくような段階になってきているのかと私は思っております。

一方で、例えば濱野区長がいらっしゃった頃に東京都が行った町会・自治会の支援で、今は地域の底力発展事業と言っておりますけれども、最初は違う名称でしたけれども、これが出たときに、当初、濱野区長の受け止めは、東京都は大都市事務を担うべきであって、地域事務には出てくるなというようなお考えから、私の感覚ですが、東京都の町会支援は使わなくていい、余計なことをするなというような受け止めで、あまり使っていただけなかったのですが、今や大分使っていただけるようになった。それは、区民目線、都民目線ではなくて住民目線の視点で、私はその当時から濱野区長の考え方も少しずつ変わってきているのかという印象を受けております。

それで、もう時間もないのですけれども、例えば清掃事業について、昨年第3回定例会で清掃事業に絡んでの財政調整の質問を致しました。これは平成12年に都から区に移管されて、そのとき何があったかという、それまではずっと東京都から受けた体制のままで清掃事業を行ってきたけれども、



その後は清掃体制を再編することによって、まさに品川区独自の清掃体制を築いて、より効率的な清掃事業が行えるようになったということで、それを踏まえて質問を致しました。そのとき、委員会での説明もあったのですが、ようやく東京都からの呪縛が解けて、品川区が完全にそこで、平成12年のときの都から区への移管が、ある意味、達成されたタイミングだったという思いから私は質問も致しました。

ただ、そのとき私以外の方からの質問はなかったのですが、私はそういう財源配分ということだけを捉えて取り組むのではなくて、その先、では区に移管されたことによって、区民にとってどのような成果を上げることができたのかということまでしっかり踏まえた中で、財政調整協議に臨んでいく必要があるのかと。だから今後でいうと、児童相談所業務も昨日から始まりましたが、区がまだまだ55.1%増やすというような話もありますが、そこは今までのような財源を分捕るというような強硬的な視点からではなくて、子どもにとって、品川区として児童相談業務を最大の最高のものにしていくという視点からの中での、都よりも区で事業を担ったほうがよりいいのだという視点での協議に臨むべきだと私は思います。

では質問。平成12年のときに、44%から52%になりました。8%が財源に入りましたが、その結果、今現在、財政調整に換算したときのどのような予算配分で清掃事業が行われているのか。そこを確認させていただきたいと思います。

**○加島財政課長** 令和6年度財政調整交付金の中でのお話をさせていただきますけれども、現在、清掃関連経費というのが約56億円でございます。恐れ入ります。今現在、当区の基準財政需要額については1,075億円ほどということになりますので、清掃の占める割合については5.2%となりますけれども、ただ、こちらにつきまして、全て清掃に係る経費が100%算定されているわけではございません。今、当区のリサイクル経費や清掃費の予算につきましては68億円規模でございます。これにつきましては、区に移管されてから、各戸収集や拠点回収の充実、そして今、プラスチック製品の回収などといったことに、種々取り組んでいるところでございます。そういったもので、住民に身近なサービスについては、基礎自治体である区が担うという姿勢で、この清掃事業をはじめ、区の行政サービスに向き合ってきているところでございます。

**○田中委員** 今の説明の私の受け止めとしては、平成12年のときにトータルで8%分の財源が区に移って、品川区として清掃事業を行ってきたけれども、今はさらにそれを上回るような財源も活用して、東京都でやっていた以上の区民サービスが、区に移管されたことによって成果を上げられているということだと思います。

だから今後は、単なる財源を奪うということではなくて、特に児童相談所は、都がやるよりも区がしっかりやることのほうがという、戦場的な交渉ではなくて、住民の子どもを扱う行政体として、しっかりソフトの面での視点を踏まえた財政調整協議にぜひ臨んでいただきたい。それが区民のウェルビーイングにつながると思っておりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げ、このテーマは今後も続くと思いますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

**○新妻委員長** 次に、吉田委員。

**○吉田委員** 私からは、99ページ、国庫支出金、ヤングケアラー支援事業と、それから124ページ、保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業費補助金、それから129ページの0歳児見守り・子育てサポート事業で見守りおむつ定期便について伺います。

最初、見守りおむつ定期便から行きます。午前中のひがし委員の質疑の中で、利用率などについては

把握させていただきました。私から伺いたいのは、この事業の始まる前に、かなり議論になったと私は理解しているのですが、これはおむつを配る事業ではないと。それを通して、見守りにつながる、子育ての悩みや、そのお子さんの状況などを把握して支援につなげる事業であるということを確認させていただきました。その辺についての、本来の目的に沿った、区としての検証や成果、課題などありましたら教えていただきたいと思います。

**○石橋品川保健センター所長** 委員ご質問の見守りの趣旨と言っているが、この件についての成果についてのご質問と捉えました。

こちらは、毎月同じ支援員の方がご自宅に訪問することで、相談も継続的に実施しておりまして、毎回、一から相談するというのではなくて、5分程度の時間でもありますが十分に話せたという声も、区民の方からもお伺いしておりますので、しっかりと見守りができていると認識しております。

**○吉田委員** この事業を始めるときに、かなり生活者ネットワークとしてしつこく質問しているのですが、本当に悩みなどを引き出すには、それなりのスキルが必要であると。どういう方たちがこの事業に、直接、区民の方と会う仕事に取り組まれるのかということ、何度も確認させていただいております。

それで要綱を読みますと、見守り訪問は、区長が必要と認める研修を受けた者、その他、区長が支援を行うに当たって必要な知識および経験を有すると認める者となっております。どういう研修が行われているのか、どういうふうにスキルを判断されているのかについて伺いたいと思います。

**○石橋品川保健センター所長** 見守り支援員の研修の内容とスキルの判断というご質問だと捉えております。

見守り支援員の方には、従事される前に2日間かけまして、研修の内容としましては、訪問時の見守りのポイントや気づきの視点、虐待の発生予防や早期発見についての理解、育児に関する習得、区の子育て支援の紹介、保護者対応などのコンプライアンスについての研修をしっかりとさせていただいております。また、支援が始まってからに関しましては、定期的に支援員の方が意見の交換や、こういった事例があったということを情報共有しておりまして、ブラッシュアップしていると伺っております。また、定期的に区と定例会も開催させていただきまして、実際あった事例などといったことも区と情報交換をさせていただいております。

実際、私も支援員の方と、訪問の際に何回か同行させていただきまして、状況も確認させていただいているところになりますが、しっかりと保護者の方の声に耳を傾けて、お子さんに会って状況の確認をされているということは、しっかりとこの目で確認もさせていただいているところでございます。

**○吉田委員** しっかりやっているということですが、やはり課題というのでも抽出していく必要があるかと思えます。それが今後のスキルアップにつながると思いますので、その辺を教えてください。結局、資格ということについては全く問わないということなのではないでしょうか。その辺も確認させてください。

**○石橋品川保健センター所長** 課題につきましては、その場でご質問されたことにお答えが即答できない場合などは、区にお問合せを頂いて、その後、区から対応させていただくなど、今はしておりますが、支援員がその場で直接しっかりと対応できるようにということで、課題については洗い出しをしてからマニュアル等に反映させて、しっかりとその場で対応できるようなスキルをブラッシュアップするようという形で努めております。

資格についてですが、当初は有資格者ということで、保健師や保育士、助産師といった資格を持って

いる方を募集していたのですけれども、実際、やはり有資格者を確保するということが難しいというところで、併せて子育て経験のある方ということも条件にしておりましたので、子育て経験が何かしらある方を今採用しているところになります。

**○吉田委員** 私も資格が全てではない、やはりその方の資質というところがあると思いますので、この点については、これからも事業を積み重ねていく中で、どんどんブラッシュアップしていただければと思います。最初、子育て経験のある方ということが条件として挙げられていたので、子育て経験だけでできるのかというのをすごく不安に感じたところです。これについては、今、基本的にはうまく順調にやっているというご認識だと思います。これからもいろいろなブラッシュアップをしながら継続して行っていただきたいと思います。私も私なりの視点でこれからも見守っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ヤングケアラー支援事業について伺います。ヤングケアラー支援について一番最初に思い起こせば、2018年に取り上げて、それから6年かかって、ようやくここまで来たのだということ、本当によかったと思っております。

それで1つ、調査です。子どもたちの調査をしてくださったということも、ずっと求めてまいりましたので、やっていただけて本当によかったと思うのですけれども、4年生以上という区切りがよく分からない。いろいろ話を聞くと、もっと小さいときからでも、例えば具体的なケースで伺ったのは、お母さんが少し精神的に困難な立場にあって、自分が学校に行っている間にお母さんが自殺してしまったらどうしようと思って学校に行けないなどというお子さんがいらっしゃるという話を伺いました。そうすると、具体的に家事支援や介護ということをやっているわけではないけれども、お母さんの見守りをしているという中では、その子もやはりヤングケアラーなのではないか、支援が必要なのではないかと思います。もっと年齢の低い子どもたちへの調査などを考えておられたら伺いたいと思います。

**○染谷子ども家庭支援センター長** ヤングケアラーの実態調査に関するご質問でございます。

今、委員からお話がありました、いわゆる精神疾患をお持ちの親御さんの心のケアやお話を聞くという部分につきましても、やはりヤングケアラーの定義に当てはまってくる部分かと思えます。

調査につきましては、今回、令和5年度に実施したものにつきましては小学校4年生以上ということでやらせていただいておりますけれども、実態を把握するに当たって、調査以外にも、今、関係機関と連携する中で、あと学校の教職員との連携、研修や啓発といったところを進める中で、いかに気づくポイントを見つけられるかということが重要なところになってくるかと思っておりますので、コーディネーターが中心になりまして、関係機関との連携の中で、そういった幼いお子さんの状況などにもきちんと対応できるような体制を取っていきたいと考えております。

**○吉田委員** 分かりました。小さな子どもたちの実態をつかむとなると、余計難しいというのはもう重々承知なのですけれども、でもその子たちほど、やはり自分でケアラーだと思っていなくて困難な立場にある方が多いのではないかと考えて、大変、心が痛むというところです。ぜひ今後とも、その子たちが、明らかになるという言い方は変かもしれないのですけれども、きちんとしかるべき支援につながるようなことを考えていただきたいと思います。

それで、配食のサービスも始まったということで、本当によかったと思っておりますけれども、その配食のサービスを求めるときに、特に理由などは必要ないでしょうか。自分たちはこういう状況で配食を求めると言えば、誰でもサービスが受けられるのか、その辺についても確認させてください。

**○染谷子ども家庭支援センター長** ヤングケアラーに対する配食支援サービス事業でございますけれ

ども、こちらにつきましては、基本的な配食を入れるに当たっての流れといたしましては、まず区のほうで子ども家庭支援センターのケースワーカー、それからヤングケアラーコーディネーターが実際にご家庭の状況確認をさせていただく中で、支援計画を作成させていただきます。その支援計画の中で、配食支援が必要なのか、あとまた、ほかにも家事援助の訪問支援などの事業も実施しておりますので、そういった中で配食支援が必要だと、こちらの支援計画を作成する中で判断させていただいたご家庭に関しましては、そのお子さんとご家族全員分の食事をご用意してお届けするというような流れを取らせていただいております。

**○吉田委員** ヤングケアラーへの具体的な家事支援については、私たちは子どもの権利という視点から求めてまいりました。子どもたちは本来、遊んだり、休んだり、部活をやったり、お友達と楽しく談笑したりという権利がある。遊ぶ権利、休む権利があるという前提で求めてまいりましたので、この家は自分たちで何とかなるだろうみたいなハードルは、もう限りなく下げさせていただきたい。やはり、休むため、部活に行きたいから、友達と遊びたいからという理由でも家事支援が求められるように、制度を整備させていただきたいと思います。家事支援は、もちろん食べるということはすごく大事ですけれども、様々な家事支援があります。その辺についても今後は整備されていくことを求めますが、その辺について現状はどのようなのでしょうか。例えば掃除とか洗濯などという支援はあるのでしょうか。

**○染谷子ども家庭支援センター長** 現在行っております家事支援の訪問支援事業でございますけれども、食事の世話のほか、住居の掃除、身の回りの世話、乳幼児・児童の保育といったところも含めまして実施するような形になっておりまして、今、委員がおっしゃられた、お子さんのいわゆる子どもらしく過ごす権利というところが侵害されているという視点につきましては、こちらとしても重々認識しているところでございまして、お子さんがきちんと子どもらしく生活できる状況というところの中の判断で、導入の可否については決定させていただいているというところでございます。

**○吉田委員** 私たちが求めてきたことが少しずつ実現できていると思って評価しております。どうぞ、これからも子どもたちの権利を守るという視点で進めていっていただきたいと思います。

時間がないので次に行きます。保育所の質の確保向上のための巡回支援指導事業補助金について伺います。品川区のホームページには、この事業について、のびしな支援隊ですか、成果が出ているのですけれども、実施回数しか出ていないのです。具体的にどういう支援事業になって、成果としてどのようなものが上がっているかということについて、簡単でいいですので、お答えください。

**○芝野保育入園調整課長** のびしな支援隊の簡単な概要と成果についてのご質問でありましたので、お答え申し上げます。

のびしな支援隊は、令和4年度から業務委託ということで、巡回支援指導員が各施設を回っておりまして、令和5年度は認可保育所220回、認証保育所40回、認可外保育所38回など合計300回実施しております。巡回の中で、必要な保育士の配置状況や、そろえるべき書類の作成状況や、安全対策の実施状況などを確認しまして、また園運営や職員の姿勢、保護者対応などの悩みも聞かせていただいているものであります。

成果といたしましては、事業者から巡回支援報告書というものを受領いたしまして、全件、職員が確認しております。その中で支援が必要な案件につきましては、保育施設運営課と連携して、園に訪問指導を行うなど、区内保育所の質の確保に資するものとなっております。

**○吉田委員** これからも保育の質の確保に向けてぜひ頑張っていただきたいと思います。お願いします。

○新妻委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時03分休憩

○午後3時20分再開

○新妻委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。若林委員。

○若林委員 64ページの中小企業センター等管理費負担金で、社会福祉協議会から歳入がございまして、ここに関連して、入院中の紙おむつ代の助成について特に伺ってまいりたいと思います。

社会福祉協議会支え愛・ほっとステーションでは大変にお世話になっております。また、高齢者の心配事のご相談に乗っていただいたり、区民のボランティア、地域支援員などという方とも、区民とも共同して、ほっとサービスを提供したりということで、社会福祉協議会の地域福祉に関わる位置は大変に大きいと思っております。その中での入院中の方への紙おむつ代の助成も、2015年からスタート、開始いたしまして10年ということで、そろそろ見直しを図ったほうがよろしいのではないのでしょうかという観点でございまして。

2015年にスタートして、翌年に早速、私も予算特別委員会で議論をさせていただきました。スタートした当初は介護要件がついていたのです。介護度が3以上の方々。そして、大きくはもう一つ、所得制限。住民税非課税の方ということで、この2つが大きく、所得制限を設けられておりました。それで、私も議論をさせていただいた中で、特に、そもそも入院中の紙おむつ代の助成事業については、低所得者の支援の目的であったのに、介護度でサービスに差を設けるのはどういうことなのかという角度でございました。現在では介護度要件は取り払われております。

一方で、10年が経過して、社会状況も大きく変わってまいりました。特に物価高騰が続いている近年でございまして。2040年に向けても、一般質問でもやりましたけれども、ますます高齢者が増えたり、また単身者も増えていくと。今の社会保障制度の下での暮らし、また家に戻れば家族、また親戚等とお付き合いの中で、いわゆる可処分所得もなかなか厳しい状況だと伺っております。

そこで、入院中というのは、退院後は在宅に戻られる方がやはり多くいらっしゃると思います。そういう意味では、入院中と、いわゆる在宅の紙おむつの支給については、あまり段差をつけない、凸凹をつけない、シームレスなほうがいいということを改めて申し上げた上で、所得制限については一昔前、10年たちましたので、しっかりと見直しをしたほうがいいと思われましたので、ここで要望させていただきます。これについてのお答えを頂きます。

もう一つ、同時に月額上限が今5,000円となっております。これについても、事務事業概要等で調べてみますと、昨年度の実績では割り返すと月の平均が4,791円でございました。平均で4,791円ですので、上限を超えた分について自費で負担している方々も多くいらっしゃるのだろうと想像に難くないところでございます。

そこで、所得制限について、また併せて月額上限の見直しについても、品川区の今後の取組、お考えについてお願いいたします。

○菅野高齢者福祉課長 それでは私からは、社会福祉協議会で実施しております、入院中の紙おむつ代助成事業についてお答えさせていただきます。

入院中の紙おむつ購入費の助成事業については、病院に1か月以上入院し、非課税世帯に属する方に

助成をしているものです。委員が先ほどもおっしゃったとおり、平成27年度から要介護3以上の条件を撤廃してということで対応させていただいております。社会福祉協議会では、入院中以外にも在宅の方の紙おむつの宅配という事業も自主事業として実施しております、それらの事業に対して区では積極的に支援を補助金という形で出させていただいているところです。

ところで所得制限につきましては、ご指摘のとおり、紙おむつの製品価格がまずは上昇しているというところで、まず5,000円の支給限度額の部分につきましては、そこを超過して負担して利用している方が多いというお話も聞いております。ちなみに、23区中14区が、5,000円を超える支給額をしているというようなお話も聞いております。そして、入院中の紙おむつの購入費助成事業については、所得制限を設けているのは本区のみという実態もございます。

所得制限については、低所得世帯の負担軽減の観点から、非課税世帯として今まで実施してまいりましたが、昨今の物価高騰により区民の負担感が増していることは様々な面で感じているところです。事業開始から約10年が経過しまして、高齢者を取り巻く状況も大きく変化していることから、いま一度、紙おむつ事業の助成額や所得制限については見直す必要があると考えているところです。

事業を実施している社会福祉協議会には、その辺りのところ、社会経済情勢に応じた見直しを検討してもらうように働きかけをさせていただき、区としましては、その事業経費に係る支援を積極的に行ってまいりたいと思っているところです。

**○若林委員** 入院中の紙おむつの助成事業については、前向きにしっかりと捉えていただいたと思います。どうぞよろしく願いいたします。

今後のまたさらなる課題というところで、入院中・在宅の方へのサービスということを一定拡充していただきたいと今要望させていただきまして、会派の中でこういったことを議論いたしますと、実は特別養護老人ホームや介護老人保健施設は介護保険内の事業として負担なしというところですが、一方で、いわゆる特定施設有料老人ホームというのでしょうか、そちらの方々にも、多くの方が入所されていて、こちらについての自己負担も、経済的な状況は、特別養護老人ホームなどというところに入られる方とはまた違うとは思いますが、やはりこの物価高の中での状況は厳しいというようなお声も聞いている議員もおりましたので、また今後のさらなる検討の1つの課題としてご提案させていただきたいと思います。

いずれにしても、第3回定例会の一般質問では、「今、本当に所得制限を設けない、また無償化を目指す、いわゆる誰もが必要とする行政サービスを全ての人に提供していきたいというベーシックのサービスの考え方を積極果敢に展開してまいります」と、区の姿勢も区長の姿勢も披瀝されましたので、ぜひそういったところについても後押しをお願いしたいと存じます。

**○菅野高齢者福祉課長** 今、委員からお話のありました特定施設有料老人ホーム、あとはグループホームなどにつきましては、現段階では紙おむつが自己負担という形で徴収させていただいているとは聞いております。それぞれの例えばグループホームですと、特別養護老人ホームに比べて少し介護度の軽い方がご入居されているというところの中で、ホームによっては紙おむつを使用しないという形で対応しているなど、いろいろな施設によっての状況もございますので、その辺りの検証を図りながら、今後も研究していきたいと思っております。

**○新妻委員長** 次に、西本委員。

**○西本委員** 私からは、主要施策の成果報告書の8ページ、今までもいろいろ質問が出ていましたが、3つの無償化に対してお聞きします。

3つの無償化、第2子保育料、学校給食、高校生等医療費無償という形なのですけれども、まず補助金関係です。国と品川区の負担がどうなっているのか。それから、今後どういう方向性に行くのか。特に品川区の負担というところから見ると、どうなっていくのかの動向を教えてください。

**○加島財政課長** 保育料の第2子無償化につきましては、先ほども答えましたが、10月から東京都より補助金が入っているところでございます。学校給食の無償化につきましても、同じく東京都の補助金が補助率2分の1という形でございます。もう一つ、高校生の医療費等の助成化につきましては、たしか国補助から手当があったと記憶しております。

今後の方向性というところですが、区といたしましては、ウェルビーイングの向上という観点で、それぞれを各施策に落とし込んだとき、義務教育については無償化であるべき、そしてまた誰もが子どもを産み育てやすい品川区として子育て世帯の負担軽減を図っていく。そのようなことが各施策の柱として、ビジョンとしてございます。

**○西本委員** それぞれ動向を聞きたかったのです。なぜかという、スタートは、例えば先ほどのように、第2子の保育料については、東京都に先駆けて品川区がやっている。だけど、補助金が出てきた。学校給食もそうです。そういう流れの中で、品川区は今後どういう考え方でいこうとしているのか。その負担額です。子育てしやすい環境の品川区というのであれば、これからは無償化という、今までもさんざん無償化するべきだと言っていました。出ていました。そういう方向に行くのかどうか。そうすると、品川区の負担はどんどん増えていきはしませんか。特に東京都との関係が一番深いと思いますけれども、その動向が財政調整にも絡んでくるかとは思いますが。そういうものを含めると、品川区はこういう考え方で補助金を使い、品川区独自の負担をなくすという方向に持っていこうとしているのか、してないのか。そこを教えてください。

**○加島財政課長** まず初めに無償化についての考え方をすけれども、教育に関することにつきましては、義務教育はそもそも国の責任において無償化であるべき。ただ、そこがなかなか進まないというところで、先ほどもございましたが、住民に身近な基礎自治体としてできることというところで進めているのが、令和5年度に進めたものが3つの無償化でございます。そこ絡んで、財源が逼迫してくる、圧迫されてくるのではないかというお話がございましたけれども、この間、財政課で、今回、令和5年度決算につきましては、都市計画事業等の前倒し算定により普通交付金が減となりましたけれども、特別交付金での算定上、そちらの獲得に動いたり、全庁的には特定財源の獲得、補助金を使えるものの獲得、それからクラウドファンディング等、様々な手段を用いて財源の獲得に動きまして、必要な施策に必要な財源を投入できるように、区として考えを持って動いているところでございます。

**○西本委員** このお金の使い方の中で、優先順位はどうなっていますかということなのです。なぜ3つの無償化が、優先順位が高いのでしょうか。もっとやらなければならないことがたくさんあるのではないのでしょうか。なぜこの3つに絞ってやろうとしているのか。そこがよく見えないのです。それと、この3つの無償化に対して考えて、これは考え方として福祉ですよ。負担をなくすということで、福祉ですよ。なので、学校給食、例えば教育感に関する、教育ではないですよ。だから、福祉を充実しているからという認識でよろしいのでしょうか。ほかの政策、例えば学校教育、子どもたちの教育をどうするのだというような柱の中に発生したものではないと。教材もそうなのです。教材もどちらかというと福祉ですよ。教育ではないのです。そう考えると、品川区のこれからの施策は、やはり福祉のほうに特化していくのかというふうには私は感じるのです。だったら、教育の柱とは何かということ。特に今、教育のほうでやっていますけれども、子どもたちの教育をどうするのかというところから、補

助金を使おうではないかという形で持ってくるのだっいたらいいのですけれども、そこが見えないのです。

例えば今回、上程されました補正予算。その中の「すくわくプログラム」は10分の10なのです。だけど、何のためか。だって中身を聞くと、もう既に幼稚園や保育園などやっています。なぜそれをあえて持ってくるのかということもよく分からないのです。要は私からすると、つまみ食いしているのではないのか。いろいろな自治体のやっていることをつまんできて、それをやっているにすぎないのではないか。品川区は何をしようとしているのか。柱はあるのか、ないのか。そういうところからの補助金の出し方や活用の仕方というのが、最近見えないのです。その考え方を教えてください。

**○加島財政課長** 令和6年度当初予算でもお示ししましたとおり、区としての柱は区民のウェルビーイングの向上です。区民の幸福をこれからも向上させていくために、区として何をしていくべきかというのが、まず予算の形としてございます。そして教育につきまして、こちらは教材や給食費など福祉的な考え方に傾いているのではないかというご指摘がございましたけれども、区としては、先ほど申し上げたとおり、義務教育に関することについては本来は国が無償化すべきですが、基礎自治体として、区としてできることを財源を使ってやっていこうというところで、今、無償化を進めているところでございます。

福祉は福祉といたしまして、先ほど申し上げたように、特別養護老人ホームのハード整備の議案も上げさせていただいておりますし、障害者グループホームの整備なども進めているところでございます。福祉的な施策は福祉的な施策、教育は教育の施策として、区としてきちんとそれぞれビジョンを持って進めているということは申し上げさせていただきます。

それから、「とうきょうすくわくプログラム」ですけれども、10分の10、こちらが既に先行実施しているものに対して、区として補助金をつまみ食いしているのではないかというご指摘を頂きましたけれども、区として補助金を使って財源を獲得できるのであれば、それは財源獲得に動いてまいります。そして、一般財源をまた別の事業に、新しい施策に振り向けていく。それは、自治体として常に更新していくものでございますし、今後もその動きの心については変わりはありません。

**○西本委員** ここで区民のウェルビーイングというのが出ました。区長が替わってウェルビーイングと言っていますけれども、ウェルビーイングが何かは分かります。言っていることは分かっても、品川区政に対して、では何をどうするのですかと、さんざん私は言っていますけれども、少し見方を変えていきたいと思うのです。今までのやっていることというのは、今まで皆さんがやってきたことが結構入っているのです。企画部の方はどう思っているのか分からないですけれども。今まで、先駆的に品川区はやっていることがたくさんあった。例えば学校選択もあったし、一貫教育もあったし、ぷりすくーもそうです。いろいろなところを、もう先駆的にやっていた品川区。そういう品川区のやってきたことを、またかぶせるような形でやってきてしまっているというのが今の私の印象なのです。そうではなくて、今までやってきたそれを先進的に、これから10年後、20年後、30年後を見たときにどういう施策が必要なのか。だから今の軸をつくって、それに対してやっていこうではないか。学校「プラン21」からルネサンスになって、いろいろ変わってきました。それは、子どもたちの環境が変わってきているから。これは高齢者でも一緒です。変わってきているから。だから、いろいろ変えていかなくてはいけない中で、もう全然見えないのです。それで、補助金の使い方、10分の10、そこに出してきた、もう横流しで来たのではないのかというぐらいの、説明不足でしたと言われればそれまでかもしれませんが、これからどういう考え方で区政運営をしていくのかをお答えください。

**○加島財政課長** まず、今までやってきたことについて特定財源が獲得できるのであれば、区として



獲得に動いてまいります。そして、この財源を使って、区として有効的に区民のウェルビーイングの向上を図っていくということが、まずビジョンとして区の柱でございます。私どもといたしましては、後からまるで都の補助金を使って、つまみ食いをしているというようなご指摘もございましたけれども、言わせていただくのであれば、先駆的に進めたことに対して、区として区の施策にやっと周りが追いついてきたと自負しております。

○西本委員　品川区の皆さん、理事者の皆さん、今までやってきたことを、もっと自信を持ってやってください。そして、未来のある、希望のある品川区の運営というか、事業の展開をお願いして終わりたいと思います。

○新妻委員長　次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員　歳入について、大体全体的なことをまず聞きたいのと、最終的には使用料や、64ページの使用料等に入りたいと思っておりますけれども、決算が……。

でも財政調整の話が先ほど出たので、少しだけさせてください。清掃があったという、それはもちろんそう。私はどうして、財政調整というのは基本的には東京都の行政部が、めちゃくちゃ、やはり行っている方がいらっしゃるのだらうと思っています。そこに仕掛けられたものを、23区はどうやって受け止めて、それに乗っていくのか、戦うのか。それをうまく活用されて、金額が見えないまま終わってしまうのか。これはもう、行政部の人には勝てないと、いつも思っています。この中でどうやってお金をしっかり手当てしてくるかというのが、私は勝負だと思っています。その中で、例えば清掃もそうだった。3区はそれだったら結局、自区内処理でも工場を造らなかった。444事業も、やろうではないかということになったけれども、結局、そんなに簡単ではないわけです。児童相談所も、22区設置です。「設置していいよ」です。それで、そのときやろうといったときは、多分2%程度だと思うという話をしていたけれども、今、財政調整も2兆円を超えるようになってきたら、算定残や調整残など、その辺で見えなくなってしまうから、実績をどこでやるのだというのを行政側がしっかりやっついていかないと、もう行政部など、区がどういうふうに横串を刺してやってくるかと見ているだけなのです。そうしたら練馬区があんなことになる。大田区もそう。目黒区もつからない。もう、こんなのを見ている行政部は、やはり仕掛けてよかったと思っています。その中でいかにどうやってやっついていくかということ、やっついていかななくてははいけない。

だから、私はそのところをやるのであれば、目黒区や大田区など、品川区に児童相談所の場所があるのだから、場所はもちろん東京都のものだけれども、しっかりその分を品川区がお金をもらうとか、何か取りにいかなくてははいけない。もっと言うと、私は財政課長もしっかりやられていると思っているけれども、横串を刺して、いかに取りに行くかというときに、ある区のおじさんと言っておきますけれども、結構、23区のある区の有名な方がいて、その人が行くとどういうわけか、うまく行政部も金をつけるのだと。横串もうまく刺していくのだという方がいらっしゃると聞いたことがある。これは聞いたことがだから、半分、90%間違っているでもいいでしょう。そういう方がいて、でも、そういう人がいないと取りに行けない。それは私は、新井副区長に取りに行けるのかなと思ったけれども、行政部はあまり担当していないから難しいかなと思っている私もいる。こんな状態です。こんな状態の中の行政。この行政部を、全体を捉えてどういうふうにしていくかというのを、財政調整をこれからどういうふうにしていくかというのをまず聞きたいと思います。これは、それだけでいいです。

もう一点、ほかのは、この決算は非常によくやれていると思っていますし、私はいいい形で出すものも出して、今、行政評価も20億円、今年も20億円を目標としてやってきているけれども、ではこれは

いつまで続くのですか。これは予算の問題になってきてしまうから、今度、予算をどう組み立てるのですか。最初からそう言われてしまうから。

そうやってきたときに、それはいいです。基金の話をしませんが、基金が、品川区は2億円ぐらいしか増えていない。23区で1,300億円ぐらい増えているけれども、みんなそのまま算定残など、いろいろ多かったりして、それがぼんと増えているのかどうか、私も分かりませんが、それは増えているけれども品川区は2億円ぐらい。これはどういう形なのかと思ったりもします。その中で、先ほど石田しんご委員の話があったように、財政調整基金。これは私は使っていていいと思っているのです。財政調整基金、品川区は、私もぱっと聞いたときはあれだったけれども、少ないのが23区で22位ぐらいなのです。それだけ使っているということなのです。それはいいのです。投資的経費はどんどん使ってもいいけれども、翌年から経常経費になってくるわけで、その経常経費との見合いをどう捉えていくのか。私はこの決算は非常によくやれていると思っているので、基金残高も3位ぐらいだった。今は多分、十二、三位で、だから人口規模と同じぐらいになってきている。私も、これはこれでもいいと思っているのだけれども、もう少し基金が増えたのではないのかと思ったりもしている。そういう形でいうと、基金や、その辺のところを踏まえて、この決算をどう捉えているか、どう評価しているかということをお話いただけます。

**○久保田企画経営部長** 私から財政調整のお話についてお答えいたします。

今、石田秀男委員からお話がありましたように、財政調整の問題は古く、昭和50年以前からいろいろな制度の変遷を得て現在に至っているといたるところでございます。昭和50年や平成12年、また平成19年など、それぞれ節目の年に、東京都と特別区が粘り強く交渉しまして、一定の成果を上げてきたというところは我々も思っています。ただ、これで十分かということではありませんので、まだまだ特別区としては、都区の在り方、特に仕事の配分に関しては、東京都と特別区の間で大きな乖離がございますので、この辺に関しましては粘り強く交渉して、きちんと特別区の事務に見合った財源を配分していただけるように、これは本当に粘り強く交渉していかなければならないと考えているところでございまして、こうした中で、区長会が先頭に立って東京都と交渉していただいていますので、これを引き続き粘り強く続けていく。それが私どもの考えでございます。

**○加島財政課長** 私につきましては、基金の考え方についてお話をさせていただきます。

財政調整基金のお話がございますけれども、こちらにつきましては法令等の規定は特段ございませんが、基礎自治体として機動的な財政出動が図られるよう、標準財政規模、こちらは今、現時点では約1,100億円程度ですけれども、こちらの10%程度を2年間分として200億円程度の確保が必要だと考えているところでございます。

機動的な支出の1つの例といたしましては、令和2年度にコロナ禍においてしながわ活力応援給付金を実施いたしましたけれども、こちらは財政調整基金から約130億円を取り崩して実施したところでございます。財政調整基金につきましては、積み立てるだけではなくて、必要なときに必要な支出を行えるよう、そのような考え方で、今現在の現在高につきましては194億円となっております。特別区は景気の変動を受けやすい歳入構造でございますので、景気後退による区税等の減収にも対応できるよう、今後も計画的に積み立ててまいります。

**○吉岡政策推進担当課長** 私からは事務事業評価についてご説明させていただきます。

まず、今年度の削減目標額というお話を頂きました。こちらにつきましては、委員のご発言がございましたとおり、令和7年度予算編成に係る基本方針、いわゆる依命通達におきましても、その旨、明記

させていただきます、全庁において事業の見直しを行いまして財源の確保を行っていくことといたしまして、改めて事務事業評価の目的・目標について、共有、意思統一を図ったところがございます。次年度以降も20億円削減するののかというところにはございますけれども、この事務事業評価は適正に継続・実施していくことで、事業の改善・見直しが進めば、見直しできる部分が少なくなっていくようなところもございますので、今後の実施につきましては、実施状況を整理させていただいて、次年度以降の削減目標額の設定も併せて検討させていただければと思っております。

**○石田（秀）委員** 私は事務事業評価もよくやられていると思っているし、そうなる、今度、入りをどうするのかという話が必ず出てくると思っています。カットする部分と、どうするのか。そこで、ぜひこれは見直してほしいというか、やってほしいのは、使用料に手をつけてほしいと思っています。様々、使用料という範囲がすごく広いのですが、これは利用されている方のビッグデータが役所には必ずあるわけです。それに対する見直しをして、今、物価高騰もしているわけです。もう水道光熱費から何から、かかる費用も、まちもしているかもしれないけれども役所もしているわけです。そのときに、免除団体も含めて見直しは一回するべきだと思うのです。値段はただ上げろと言っているわけではないけれども、免除団体になっているところも、お金をいっぱい持っているところもある。これは、なかなか手をつけられない。我々も変な話、選挙の前の年なら、やばいと思うかもしれないけれども、だけど、変な話、ここは今はチャンスしかないような気がする。

それは、プラスもつくってほしいと思っています。この前、ある方に図書館の話があった。品川図書館だけでも、図書館で静かな場所をつくってくれないか。そこで、何ですかと言ったら、ある一角つくってくれば、2時間で1,000円とか1時間500円とか、そこにお金を払ってもいい。そういう場所がないのだという。それはそれでいい。そういうこともある。例えば天王洲球場で、3時から5時は開いているのだから、そのときに管理している団体はあるわけだから、そこを子どもたちのボールが使える場所として開放してしまうとか、今ある施設を有効活用していく。これはもう、いろいろな形でやっていくというのがあります。

変な話、地域センターの部屋も、三、四人の方でいろいろな楽器をやっていらっしゃる方もいるけれども、これは微妙でできないのだけれども、例えば発想として学校の音楽室を使ってしまおうとか、いろいろな使い方がある。20人ぐらい入れるところを、ほんの三、四人で使っていていいのかなど、いろいろな発想もあるじゃないですか。こういう、いろいろなことを全て見直す。町会も、町会の会館を持っていらっしゃる方と、持っていない町会がある。それで免除団体になっているのだけれども、町会の会館を持っている人たちも、持っていてコストがかかっているわけです。だけれども、持っていないところは、ちょうど地域センターが近いからばんばん使って、いろいろほかの持っているところは何とかしろみたいな話が出てくるなど、これはいろいろな考え方があります。だから、それはいろいろな考え方があって、今まで手がつけられなかったのは事実なのですが、私はこの使用料の部分を一回全部見直して、ビッグデータもあるのだから、利用率、そういうことから、こうやって、もっと活用してこうとか、役所の中だけではなくて、ほかの外の方を入れて、こういうふうにやったら魅力ある品川区になるのではないかと。ウェルビーイングはまさにそうだと思っていて、全ての人が幸せになるには、このランクの人もいるわけです。そういう人たちも、この施設にお金を出していいというものもあると思っているので、ぜひその辺を考えていただきたいというのが今日の質問の主眼なのですが、ぜひお考えをお聞かせください。

**○崎村企画課長** 施設使用料、施設全体の在り方というのを、かなり大きなお話を頂きました。

財源確保という点で言いますと、確かに公共施設を管理運営して、施設、例えば公共サービスを提供するためには、当然、施設の管理運営経費に人件費もかかってまいります。これらを、負担を一部、施設使用料という形で頂いておりますけれども、それで賄えない部分については区民全体の税金で負担していただいているということになっております。そういった観点からすると、施設を利用する人と、施設を利用しない一般の普通の区民の方の負担の公平性、受益者負担の適正化ということについては、課題意識を持って取り組んでいるところでございます。

確かに、今、委員からお話がありましたように、光熱水費が上がっていたり、またそこで働く人件費が上がっているということで、かなり管理運営経費が上がっていて、他区においては施設使用料を見直したり、施設の利用の在り方全体から見直している区もあると伺っておりますので、そういった大きな課題について、企画課を中心に全体的に検討してまいりたいと考えております。

**○石田（秀）委員** 他区というのはあまり好きではないのだけれども、大田区などは去年見直してやろうと行って、結構やりました。だから、こういうことも必要だと思うし、あとは、きゅりあんも、あれだけ大規模改修したのに、私の意識は、値段が上がるのかと思ったら上がらなかった。そうすると、指定管理料の話にもなったりするわけじゃないですか。だから、指定管理を今こうしている。これでうまくやれている。人も来ている。だけれども、あれだけ大規模改修をして、それで値段を上げたら、こういう指定管理料に変わっていく。我々は指定管理料の部分の中身はあまり見えない。けれど、そういうことは、全体を見ていけば必ずあるはずなので、きゅりあんなども含めて、ぜひ私はそれをやっていただきたいと思いますので、お願いで終わります。

**○新妻委員長** 次に、高橋しんじ委員。

**○高橋（し）委員** 144ページ、歳入の財産収入利子、そして171ページ、議会費です。

先に議会費のほうをお尋ねします。議会運営費の決算の中で、各委員会でのどのような案件に関して、品川区議会会議規則第77条の8に基づく、参考人の出席に対して費用弁償を行った実績があれば、私は見つけられなかったので、お伺いします。また、予算ではどの程度の額を計上していたのでしょうか。

**○大澤区議会事務局長** 参考人の費用弁償につきましては、予算計上もしておりませんし、今まで実績もございません。

**○高橋（し）委員** 予算計上していないし、決算でも出てこないということです。

あと、品川区の条例で、調査・審査等に出頭した者および公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例というのがありまして、参考人および公述人の方に費用弁償ができるという条例があります。何をお話したいのかというと、区議会の会議規則にも参考人が出席できることになっています。従来から当区の人事案件の同意については、本会議において候補者の所信を伺うということがなく、区長による候補者の履歴による提案説明を頂いて議決してきました。議会の同意権については、私の知る限りにおいては、副区長、議会議員選挙監査以外は監査委員、それと教育長、教育委員、それから人権擁護委員の推薦の同意。この認識で正しいでしょうか。

**○大澤区議会事務局長** 委員のご認識で合っているかと存じます。

**○高橋（し）委員** 今、申し上げた方々の同意が議会で行われています。これらの役職に関する同意については、それぞれ法的に定められておりまして、それで首長の独断を防止する。独断するという意味ではありませんが、それを防止するための区民の代表としての同意が求められているものであります。その意味で、私たち議員の責任は非常に重大なものだと思います。

今年の予算特別委員会において、教育委員の任命に対して、理事者の答弁として、「議会の中で、選

任同意に当たっては、地方教育行政の組織および運営に関する法律の規定等に基づいて議会の同意を得るということで、例えば議会運営委員会での説明や、それを今までもやっていますし、より丁寧な手続、法にのっとって説明させていただき、任命の同意を得ていきたい。このように考えているところでございます」ということでした。

例えば教育長と教育委員は、地方教育行政の組織および運営に関する法律の第4条で、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術および文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると定められています。教育委員会は、学校そのほかの教育機関を管理し、そして学校の組織編成、教育課程、教科書そのほか教材の取扱い云々ならびに社会教育、非常に多くの執行する業務を持っています。高潔で、教育、学術および文化に関し識見を有する者というものを判断することになりますが、先ほどお話ししたように、履歴だけではなかなかすることが困難であります。つまり、日本の品川区の教育委員は、区立学校の運営、人事、教育方針、学術、文化にわたる非常に重要な役割を担っていらっしゃいます。言い換えれば、子どもたちの将来の人格形成やスキル、そして人生に大きく影響を与える可能性がある根幹をなす重要な議論をなされています。このように重要な仕事を託さなければならない教育長および教育委員の方々は、議会の同意により区長によって任命されるわけですから、議会を構成する議員に示される情報が履歴だけというのはあまりにも判断材料として乏しく、その人物がどのような物の見方、考え方をしているのか、人物としての輪郭がつかない状態では、区民の方にとって説明はなかなか難しい状況です。区民の方々に理解していただける仕事をしていただくということは、対象の人物をしっかり確かめる必要があります。教育長と教育委員を例としましたが、ほかの同意関係者についても同様です。

都内他区の議会における選任および任命同意について少し調べたところ、江戸川区においては教育長が、同意審査については本会議で議決前に、候補者を参考人として出席を願って、熱い思いを述べられています。そして、所信の表明が行われています。その後、議員代表者との意見交換をしております。川崎市は、教育長候補者の方が意見表明を行い、その後、議決しています。多くの自治体がほかにも実施しています。江戸川区は、教育長の候補者の方に、教育行政の先頭に立っていく決意はいかがですか、江戸川区が目指す学校の姿をどう考えますか、江戸川区における教育のビジョンの考え方はいかがですか、不登校の増加の課題にどう取り組みますかというような議員の質問に、明快にお答えになっております。区議会として、人事案件に関する参考人招致をする際の議会の手続について、ご説明をお願いします。

**○大澤区議会事務局長** 委員のご提案のような、議会として参考人からの聴取ということであれば、どのような手続が必要か、今後、詳細に研究してまいりたいと思います。

**○高橋（し）委員** 具体的な手続についてはあれですが、これはもともと地方自治法の第115条の2にあります。そして、文部科学省の通知の中でも、教育長の任命の議会の同意に関しては、新教育長の担う重要な職責に鑑み、新教育長の資質、そして能力を十分にチェックするため、例えば候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を行うことが考えられるとあります。地方自治法にあります。そして、今の文部科学省の通知にもあります。そして、品川区議会の規則にも参考人のルールがあります。そして、条例で費用弁償も認められています。ということは、参考人は当然、招致することができる。もちろん、これは議会の内部での問題であります。こちら側がどういうふうに考えるかというところがありますが、その点を踏まえて区にお尋ねしますが、このような、先ほど予算委員会での理事者の答弁ですが、議会運営委員会での説明など、それは今までもやっていますと。より丁寧な

手続、法にのっとって説明をさせていただき、任命の同意を得ていきたいと考えているところですが、今後の人事案件について、今お話ししたような状況の中から検討の余地があると考えますが、区としてどのように進めていくのか、お考えを伺います。

**○勝亦総務課長** 人事案件の任命に伴いましては、丁寧な説明が必要であること。これは、昨今にかかわらず従前から必要なこととございます。そちらにつきましても、手法等々につきましても、またご議会でご議論いただく部分はあろうかと思っておりますけれども、従前からも、今後も、引き続き丁寧な説明をしてご理解を頂くような形で、説明、情報提供をさせていただければと考えております。

**○高橋（し）委員** 初めに申し上げましたが、もちろん議会側の問題でありますけれども、議会側で、今お話があったように、参考人の方に所信表明あるいは思いを述べていただき、そして、教育長だとすると教育的な、選任同意するための必要な情報を、区で準備をしていただきたいということになった場合は、今お話にあったようなご協力というか、体制を整えるための状況は整えていただけるわけでしょうか。

**○勝亦総務課長** そういった趣旨で必要な対応を取ってまいりたいと考えてございます。

**○高橋（し）委員** 先ほども長々と説明して申し訳なかったのですが、非常に重要な人事案件であり、品川区の区民の方々にとって大きな意味を持つ形の議決です。私たちに大変責任があるわけですから、今お話ししたように適切な情報、もちろん、素晴らしいことをやって考えていただいているということをご議会でご表明していただくという意味において、ぜひお願いしたいと思っております。

**○新妻委員長** 次に、松本ときひろ委員。

**○松本委員** 私からは、52ページ、特別区民税、161ページ、生活保護弁償金について伺います。

生活保護弁償金ですが、生活保護法の第63条返還金と第78条の徴収金があると思っております。前者は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、後者はいわゆる不正受給の場合に、渡した保護費等を返してくださいと徴収を求めていくものです。それぞれの収入未済額、不納欠損額、あるいは割合について伺います。また、第63条返還の資力、第78条徴収金の不正の手段について、当区の傾向があれば伺います。お願いします。

**○豊嶋生活福祉課長** 第63条、それから第78条の件数等々について、今お尋ねがございました。

令和5年度でございます。第63条を適用した件数は205件、第78条を適用した件数は35件となっております。そして結局、205件、適用した件数に対しまして、その金額は1億1,274万5,155円となっております。また、第78条、35件に対しまして適用した金額は、1,281万3,599円となっております。

品川区の傾向でございますが、第63条、第78条、ともにお金を返していただく必要のあるお金でございます。そうしたものがなぜ発生するかと申しますと、当区の場合は遡及年金の額が多かったものと、あとは遺産相続をしたケースが7割から8割を占めている。そんな現状でございます。

**○松本委員** 今の遡及年金と違反分割、移管の話というのは、どちらかというとなら第63条なのかと思っていて、本当は第78条のほうが不正な手段、だまして、やったということなのでこちらも大事なのかなと思います。また、この辺りは別の機会に伺っていきたいとは思っておりますけれども、弁償金について過去の決算書を拝見すると、収入未済額は大体毎年7億円台ぐらいで推移しているのですけれども、不納欠損額については結構変動があると見ております。平成30年度から見たのですけれども、平成30年度は1,700万円、令和元年度が3,500万円、令和2年度が4,500万円、令和3年度が6,400万円、令和4年度が6,800万円、令和5年度が6,100万円と、ある程度丸めて、約

の数字で申し上げておりますけれども、恐らくほかの弁償金というのはこの項目の中にそんなに額としては含まれていないので、これはほぼ生活保護の弁償金の傾向を示していると思うのですが、平成30年度と比べると、やはりある程度、高くなっているというか、ここ数年、不納欠損になっているものが高止まりしているのではないかと思います。この高止まりの理由、あと、先ほどもおっしゃられていたとおりで、回収しないとイケないお金ではあると思うのですが、この回収に向けた取組について伺えればと思います。

**○豊嶋生活福祉課長** 高止まりの原因でございますが、やはり遺産相続、それから遡及年金の額がそもそも大きくなっているのに加えて、遺産の額が、やはり遺産はもう、額の多寡がありますので、年度によって、たまたま額が増えているようには見えますが、通常、凸凹するようなものではございます。とはいえ、増えているというところは、やはり遺産の額が増えているということ。それから遡及年金の額が増えているということ。2つから考えられるのは、やはり高齢化しているということが1つ言えるのではないかと考えてございます。とはいえ、我々も回収しなければいけません。そこで、その事実が発生したから、なるべく早く回収できるような事務処理を行うことと、それからまだ受給中の方であれば、保護費の中から返還していただけるように、口座振替等々を使うことによって返還に努めているところではございます。とはいえ、毎月の保護費というのは当然決まっているものでございまして、そこから、額が大きいからといって、たくさんの金額を回収することも当然できません。分割という形になる場合も当然ございます。その辺りは、状況を見ながら適時適切に行っているというところでございます。

**○松本委員** これは多分、すごく債権回収が難しい分野だと思いますので、頑張って取り組んでいただいているところでございますけれども、また債権管理については別の機会に、必ずしもこの弁償金に限らず取り上げていきたいと思っているのですが、今日は、第63条の返還金、先ほど遡及年金の話というのも出てきていましたので、これと、所得税や特別区民税の関係をお伺いしたいと思います。

事前に私は、税金の関係はすごく難しいということで、税務課に、「私の理解で合っていますか」という話でお伺いしたのですけれども、そうしたところ、税務課が部会資料を作ってくださいまして、ご説明いただきました。正直、これはもう私のほうが完全に不勉強なところを聞いているのに、部会の資料まで作ってご説明いただいたということで、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

その上で、先ほどもお話が出ていました第63条返還金でよくあるのが、年金の遡及受給かと思いません。これは、年金の受給権をお持ちの方は、65歳になると受給することができるようになるのですが、では皆さん受給しているかといったら、そうではなくて、中にはやはり請求していなくて、払われていないという方もいる。これは、後々70歳になってからもらおうと思っている方もいらっしゃると思うのですが、ここで生活保護の特徴というところもあるかと思っていて、いろいろな困難を抱えていらっしゃる方が、やはり生活保護は受けていらっしゃるのだと思います。そうすると、受給権がある、65歳になったら支払われるのだということを知らない、気づかない、認識できていない方もいらっしゃるのです。これは、実際に私が弁護士として相談を受けている中で、そういう方がやはりいらっしゃるって、今日こういう質問にしていきたいと思っているのですけれども、そういう方たちの場合というのは、65歳に気づかなくて、その後しばらくたってから、行政から教えてもらって気づくというパターンがあります。

そのときに、ではどう対応するかですけれども、大きく2つあると思います。例えば70歳でもらえ

ることに気づいたら、70歳以降の年金に上乘せしていただくという、繰下げ受給と言われるものと、あと、例えば70歳の方だったら、5年分一括してもらい、一括受給という方法があると思うのです。今回、問題にしたいのは、一括でもらう遡及受給なのですけれども、これをやってしまうと、例えば5年間もらえる人だったら、5年分というのが一気に口座に入ってくることになると思うのです。そうすると、この一気に返ってくる場合の税金の関係がどうなるのかというのが、実はこれが、生活保護の担当とは別のところの、税務課との関係で問題になってくるということを思います。

そこで、まずお伺いしたいのですけれども、遡及受給における所得税、特別区民税がどのように認定、請求されていくのかということをお願いいたします。

**○吉野税務課長** こちらは、年金事務所に一括で申請しますと、それぞれの年度で源泉徴収票が作成されます。それぞれによって賦課されるという形になります。国税、いわゆる所得税のほうは、遡って5年まで請求が可能でして、地方税のほうは3年までという形になっております。

国税のほうは、こういったところでも確定申告を行ってくださいというような形になりますので、確定申告を行いますと、そこで税金が発生しまして、かつ延滞税も納付が発生いたします。それから住民税のほうも、この確定申告のデータを基にしまして、3か年賦課を決定するような形になります。ただ、住民税の場合は、実際にもらったときの1期目に賦課という形で、そこで一括で請求させていただくような形になります。

ただ、この件なのですけれども、例えば年金収入が、それぞれの年度が400万円以下であれば、この辺の申告はしなくていいということに、申告、扶養制度というのは国のほうでうたっております。

**○松本委員** 今日はもう本当に導入ということで、また引き続き、民生費あるいは総括でもやっていきたいと思っているのですけれども、これは、生活保護法第63条返還金というのが生じるのはしょうがないのですけれども、ただ1か年に全部収入が入ってしまうことによって、その年の収入として上げられるわけではないというのは理解できたのですけれども、それを払ってしまった場合に、受給者の方がどうになってしまうのか。これは結構、大きな問題になってくるかと思っておりますので、またちょっと別の機会にやらせていただきたいと思います。

**○新妻委員長** 次に、藤原委員。

**○藤原委員** 52ページ、区民税、54ページ、たばこ税について伺いますが、品川区の区民税は、23区の中で毎回上位だと思うのですけれども、今回は何位ぐらいでしょうか。それと、上位に上がるのは、預貯金照会システムというのを何年か前に導入しましたよね。あれの効果は出ていますか。あと、たばこ税は減っていると思うのですけれども、その減った分析は含めないで、減ったことについてどういう感想があるか、教えていただけますか。

**○吉野税務課長** まず最初の質問ですけれども、去年に引き続きまして、23区で1位になりました。それから、預貯金システムなのですけれども、これまで、かなり多くの時間がかかっていまして、1つご照会するたびに、二、三か月かかっていたのです。それが、二、三日でということになりましたので、そういった部分で、納税交渉といったところにつきましては、大分早く対応できるようになった次第です。それは去年から導入しているところになります。

それからたばこ税なのですけれども、令和4年度のときの答弁では、いわゆるコロナ禍で在宅勤務があつて、それでかなり増えたというようなことだったのですけれども、今年度は1億円ほど減っております。これは、恐らくコロナ禍が5類に明けて、それで社会に皆さんが出られてというところで、買う先が品川区ではなくて勤務先になったものと思われる。



○藤原委員 1位ということで、これは職員の方の努力もあると思います。課長、職員の方に、今日委員会でこういう話が出たと。本当に職員の方に感謝申します。

たばこ税なのですけれども、実は、たばこを品川区で基本は買ったださる方が減ったということや、禁煙する方が増えたというのを、私は思っています。ある「がん」という名前がついた病院に行くと、そこの待合室に、「がん予防は禁煙から」と貼ってありました。私はまさにその言葉を見たときに、感銘を受けました。それで、たばこという意味で、健康関係で健康課長がいらっしゃったら……。健康課長、たばこ税が品川区は減っているのですって。それについて、健康課としてはどう思いますか。

○若生健康課長 委員ご指摘のとおり、喫煙につきましては、がんの発症リスクを高めるようになっていること、また、それ以外にも心疾患や脳血管疾患、COPDなど、多くの疾病の原因になることが明らかになっておりますことから、私どもとしましては、喫煙している方の割合を減らすということや、あとは受動喫煙をなくす取組というのを進めているところです。

健康課の立場としましては、たばこ税の是非については申し上げにくいところではございますけれども、喫煙率の減少につきまして、区民の健康増進、ひいては医療費の削減にも寄与するというものですので、引き続き努力してまいりたいと考えております。

○藤原委員 健康課として、これは進めてください。実際、健康診断で血液検査をして、その数値が悪かったときに、そうなった方がどう感じるか。ここがやはり私は大事だと思うということを、今この場でお話ししておきます。

次の質問に行きますが、104ページ、136ページで、埋蔵文化財。これは国と都から来ていますけれども、令和5年でいいので、どのぐらいの件数をやりましたか。そして、教育委員会庶務課の中に係があると思うのですけれども、どのぐらいの方でやられていますか。

○船木庶務課長 埋蔵文化財に関するご質問ですが、令和5年度の実績は5件でございます。国や都の補助金を使って、埋蔵文化財の包蔵地と指定されているところをした調査の実績になります。

体制につきましては、会計年度も含めて、係長を含めて、学術の専門の4名で対応しております。

○藤原委員 その人数は、私は本当に少ないのではないかと思っています。昔、歴史館の学芸員の方が常勤ではないときに、私は何回も訴えました。それは文化観光への軽視ではないかと。おかげさまで、1人の常勤の学芸員が増えました。こういう文化や観光などについては、あまりすぐ効果などという形では出ないと思うのですけれども、私はここを増員して、やはりこれからやっていかないといけないと思っています。長期基本計画の政策目標に、伝統文化を継承する環境づくりという形で入っています。ですから、ここの人数をしっかりと増やしていかないと考えておりますが、この辺についてはいかがでしょうか。これから50年、100年先の品川区。伝統、観光をどう守っていくかということは物すごく大事なことだと思っておりますので、改めて今日訴えさせていただきたいと思っておりますので、ご答弁をお願いします。

○船木庶務課長 文化財というものは、長い歴史の中で生まれ、そして今日に至るまで守り続けられてきたものという意味では、地域の歴史や文化などの正しい理解をするためには欠かせないもの。また、今後の文化向上・発展の基礎となるものでございます。こういったものをしっかりと継承して守っていく、そして活用していくためには、それに必要な人員体制というか、業務体制も必要かと考えておりますので、この辺りはしっかりと、現状のところの課題も含めて、必要な人員体制というか執行体制について検討してまいりたいと考えております。

○藤原委員 今、教育委員会から答えていただいたのですけれども、これは文化観光課も関わって

くと思うのです。今、文化観光戦略課長がお見えになってきていますけれども、初代戦略課長ですよ。それで、戦略課長というのは、「戦略」がついて何が変わったのですか。それで、課長。課長は今、幹部職員ですけれども、一般の職員のと時から、その課は長いですよ。ですから、その時から多分、自分が管理職になったらこうしたいのだ、ああしたいのだという思いがあったと私は思うのです。その辺についても、品川区の文化観光をどういうふうにやっていくかという思いがあると思うので、その辺を答弁していただけますか。

**○大森文化観光戦略課長** 「文化観光」に今年度から「戦略」がついたという形で、地域の活性化という部分と、あとは、地域にお金落ちていくというところを1つ大きなところとして、戦略的に考えていくという必要があるかと思っております。

それから、意気込みの部分につきましては、つなぎ役となりまして、オール品川の実現を目指していくというようなところを掲げたいと思っております。

まちには、まちを元気にしようと活動しています、情熱を持った、キーとなる方たちがたくさんおりまして、そういった方たちに、地域を越えて皆さんつながっていただいて、そういった情熱の炎といいますか、イベントそのものをどんどん大きくして行って、活性化して行っていただいて、また職員につきましても、そういった地域とつながりを持っていただいて、パイプ役となることで、つながった同士がウィン・ウィンとなっていったところのお役に立てたことで、充実感や達成感などを感じていただくと。そういうところに私が率先して取り組んでいくことが重要ではないかと考えております。

**○藤原委員** 期待しています。

次は、60ページの財政調整についてお伺いしますが、まず財政課長、前に児童相談所の担当の課長でもいらっしやったと思うのですけれども、実際、児童相談所が出発しました。それで、この55.1%で、児童相談所をやっている財政課長をやられた方がどういうふうに感じていますか。

それと、企画経営部長は、故高橋久二区長のときに秘書役でしたよね。それで、ずっと高橋区長についてやられていて、財政調整の協議というものを、もう目の前で見ていたと思うのです。それで、今の協議について、答えづらいことはあると思うのですけれども、率直にどう思うか、答弁していただけますか。

**○加島財政課長** ただいまご案内がございましたとおり、管理職になった一番初めの役職が児童相談所開設準備の担当課長でございました。当時、開設したらどれぐらいの運営経費が必要になるのかという中で、今回、令和6年度当初予算16億円という数字が出てまいりましたけれども、本当はかなりとても大きな数字、当初予算に占める割合も大きいと考えております。55.1%ということで、特例的な対応で、今、0.1%上がりまされたけれども、区が今現在9番目の開設です。また、もう既に9区が児童相談所の開設・運営に乗り出しておりますので、また今後も12区程度続くと見込まれる中では、この0.1%の中で、児童相談所の運営費というのは、私はもっと財源を確保する立場として動いていかなければならないと考えております。

これから令和7年度に向けての都区財政調整協議が始まりますけれども、先ほど企画経営部長も答弁したとおり、区といたしまして、そして特別区として一丸となって、児童相談所の安定的な運営が図られるよう、財源確保に粘り強く、そして力強く協議してまいりたいと考えております。

**○久保田企画経営部長** 藤原委員の質問にお答えいたします。

高橋区長でございますけれども、平成17年5月に区長会の会長に就任されて、それ以前からも、副会長の時代からも、都区制度改革、主要5課題の解決に全力で取り組まれておられました。特に会長に

なられてからは、東京都との厳しい交渉を重ねられていたようでして、連日のように昼夜を問わず、区長会事務局の幹部の方々が高橋前区長のもとを訪れまして、長時間にわたり協議されていたということをよく覚えています。また実際に、高橋区長は自ら先頭に立ちまして、病気の身でありながら、東京都の副知事とのトップ交渉や、都議会の各会派を回られて、圧倒されるような気迫で交渉されていたということをよく記憶しているところでございます。

こうした高橋区長以外の方々も、歴代の会長も全力で都区制度改革に取り組まれてきたということも私も聞いております。そして、そうした皆様方のご努力が現在に至っているということでもございまして、私も企画経営部長という立場になりまして、23区の部長会に出席させていただいておりますけれども、それで定期的にご報告を受けておりますが、皆様はすごい気迫を持って、熱心に交渉されておまして、特別区のためにそれぞれ取り組まれているということも思っておりますので、そうした思いは現在でも受け継がれているものと考えているところでございます。

**○藤原委員** 私の前に委員が財政調整の質問をしていました。そのときに、区長、副区長のことを私は見詰めていました。どの場面で一番うなずくかを見詰めていました。でも、少し私と違うところうなずいていた場面が多かったので、あえて質問します。区長、副区長、私は一円でも多くお金が欲しいのです。だって、常任委員会でも、こういう委員会でも、本会議でも、いっぱいこうやって要望が出ているじゃないですか。だから、お金が欲しいのです。そして、一番区民に身近な議会としてお金を使っただけでいいのです。予算をつけたい。そういう思いで、いつも一般質問でもしてしまうのです。ぜひ、区長、副区長、この思いを受けていただいて、交渉していただきたいと思いますと思うのですが、いつまで私も質問できるか分からないので、ぜひ何か答弁いただければ幸いです。

**○新井副区長** そうですね。財政調整もそうですし、それ以外の特定財源もそうだと思うのです。トータルとして、いかに使えるお金を確保していくか。国もそうですけれども、都から引き出していかかというのは、戦略的に考えていかなければいけないと思っていますし、一円でも多く、都民のために使える財源を確保していくという思いは同じです。

**○新妻委員長** 続きまして、鈴木委員。

**○鈴木委員** 私からは、129ページの0歳児見守り・子育てサポート事業で、見守りおむつ定期便についてと、それから90ページや123ページの介護保険負担金、また福祉人材確保について、それから133ページの不燃化特区支援事業について伺いたいと思います。

まず、見守りおむつ定期便についてなのですが、0歳児で保育園に子どもを預けている方からご相談を受けたのですが、この制度を受けるためには、受け取り日の日中に、家で赤ちゃんと一緒に待機して、配達員に赤ちゃんを見せないとおむつが受け取れないということで、そのために、わざわざ、おむつの受け取り日に子どもを保育園から連れてきて、そしておむつの宅配を待つ、午後は家で子どもを見ながら仕事をしなければいけないという状況になっている。これは本末転倒ではないかということでのご相談です。

保育園に行っているという実績によって支援を受け取ることができないかということなのですが、この方はやはり働いていない親の子どもしかサポートされず、働いた人のほうが損をしたり負担が大きくなっていると。働いて、税金を多く払っているのにおかしいと思いますというご相談なのですが、事業実施要綱の目的には、見守りとともに経済的支援を行うことというのがあると思うのですが、保育園で既に保育士という専門職から見守りは受けていますし、相談や何かもしっかりとできるという状況になっていると思うのです。ということなので、こういう相談者の方のような、0歳児

で保育園に預けている方に対しても、この支援がぜひとも受けられるようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうかということです。

1歳過ぎまで育児時間を取れる方は、この制度を使えるわけですね。だけど、0歳児から保育園に預けている人は受け取れないということであれば、この制度そのものが少し不公平ということになるのではないかと思うのですが、この点についても伺いたしたいと思います。

**○石橋品川保健センター所長** ただいま委員がご指摘の0歳児見守り子育て・サポート事業の、保育園に通園された方の利用についてのご質問になります。

特にこの事業は、保育園に行っている方を対象から外すという制度ではありませんので、今、日程が、養育者の方から都合のいい日を選べるようになっておりますので、そちらで選んでいただいてご利用していただくような形をお願いしているところでございます。

また、経済的支援というところの部分になりますが、あくまでもこの事業については見守りが趣旨で行っていきたくと考えている事業になりますので、今後その点については、また別の視点から、利用者の方の声を把握して検討してまいりたいとは思っております。

**○鈴木委員** 選べるといっても、9時から17時までの平日の中で選べるということなので、基本的にその時間は保育園に預けて働いているということになるわけです。それなので、これを受け取るには休みを取るということをしないと受け取れないということになるので、それであれば、もっと、帰った後でも受け取れるというふうに時間を延長するとか、土日も受け取れるというふうにしてくれるとか、そういうことであれば可能になるのではないかと思うのですが、その辺のところも含めて、ぜひ、誰もが受け取れる、保育園に0歳児で預けている方でも受け取れる。休みを取って受け取りに来るというのは本末転倒だと思いますので、そういう方向でぜひともご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○石橋品川保健センター所長** 今、平日の9時から18時までの時間帯で設定させていただいておりますが、こちらにつきましては、保健センターが実施している時間帯、保健センターが開所している時間帯でありまして、実際、見守り支援員から保健センターに緊急時、連絡が取れるような体制を整えておりますので、平日、月曜日から金曜日の9時から18時までの見守りという形で設定させていただいております。日時につきましては、今後そういった体制をしっかりと整えた上で、どうしていくべきかを検討してまいりたいと考えております。

**○鈴木委員** 基本的に、保育園で専門の保育士からしっかりと見られていると思いますので、この見守り事業というのは、子育て経験のある人というだけですね。そういう点でいえば、もっと専門的な方から日常的に見守られているので、そんなに緊急のことがあるということにはならないと思いますので、ぜひ、ここの中の目的の一つでもあります経済的支援を誰もが受けられるようにということで、ご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

時間もないので、次に移らせていただきます。訪問介護の報酬が今年4月から引き下げられて、本当に訪問介護事業所が、人材不足と経営難で大変な苦境に立たされているという状況になっていると思います。第2回定例会の中でも介護報酬引下げを求める請願が出され、議論もされてきたところですけども、でも、まだ報酬は、国でも調査すると言っているながら、引き下げられたままなわけです。そういう中で、本当に人材不足と経営難というのが、ますます深刻な状況になっています。品川区が居住支援手当を月1万円支給するという制度をつくられたことに対しては、本当に大きく評価するものです。しかし、まだまだこれだけでは大変な状況というのは、解消されるというところにまでは行っていないと思

います。それで、改めて、もう本当に事業所の収入も大幅に減収になっているという中で、どんどん事業所を閉鎖せざるを得ないという状況も全国的には広がってしまっていて、一か所もない自治体というものも100近くの自治体に上るし、1事業者しかないというところも300市町村に上るというような状況に広がっているわけです。品川区でも、私も改めてホームページを見ましたら、幾つもの事業所がこの1年間でなくなっているのです。そういうところで、区として訪問介護の事業者が閉鎖されているところがどれぐらいあるのか、把握されているところがありましたら教えていただきたいと思います。それから、閉鎖した理由というの、捉えられているものがありましたらお聞かせください。

**○菅野高齢者福祉課長** 私からは、訪問介護の基本報酬が引き下げられたことによる事業者の影響等についてお話しさせていただきます。

委員からご質問がございました、区内の事業者の閉鎖の部分につきましては、私どもが調べたところによると、令和5年度については5事業者が廃止、1事業者が休止となっております。そして、令和6年度は1事業者が廃止と捉えております。

理由としては、全ての事業者が辞めるときに聞けるわけではないというところもございますので、把握はし切れないところはあるのですけれども、やはり人員不足や赤字経営などというような理由が主だと捉えております。

**○鈴木委員** 介護報酬は3年に1回の改定なので、このままずっと3年間続けていくということになると、本当に大変な状況がもっと広がっていくことになっていくと思うのです。そういうところからしたら、やはり区でも国に対しても声を上げていただきたいという思いがしていますし、また介護事業者の実態把握とか実態調査というの、区としてもぜひやっていただきたいと思っているのですが、厚生委員会でも課長会などを捉えて上層部に意見を上げていくようなことも検討していく、また情報収集していきたいということでも、課長からも答弁を伺っていますけれども、その辺のところはどういう状況になっているのかも伺いたいと思います。

それから、実際にすごく減収になっていて、仕事はどんどん来ているのだけれども、それを人材不足で受け切れないという状況だということで、事業者から伺っているのです。その中で特に総合事業が、単価が低いために、人材不足と経営のことを考えると受けられないということでも聞いているのですけれども、そういう点でいえば、品川区は要支援の割合が全国平均よりも14%近く多いのです。特に品川区は軽く出る要支援が多いという状況になっているので、要支援の方の総合事業の単価というのは区で決められるわけですが、そこをアップさせていくという検討もぜひ必要なのではないかと思うのですけれども、その点についても伺います。

**○菅野高齢者福祉課長** 総合事業の単価について等のご質問についてお答えさせていただきます。

総合事業につきましても、3年に1回の介護報酬に伴いまして、区で改定を、それに準拠した形で行わせていただいております。今回の改定で、細かい単価は今、手元になくて言えないのですけれども、前回、国の基本報酬は、訪問介護については下がったにもかかわらず、総合事業の予防訪問事業等についての単価は下げずにそのままというところで、他区とそろえた形で決定したと、こちらは隣の課の事業だったりもするので、決めさせていただいてはおります。

そういった中で、4月以降の訪問事業の事業者がどのような売上げ等の影響が出ているかというの、まだ二、三か月の部分しか分析できないというところもございます。処遇改善加算が6月から始まったというところで、その部分も反映させた部分で見ますと、引込みとか、やはりマイナスになっているところも、確かに委員がご指摘のとおり、ある部分もありますが、そうはいつでも、やはり回数

を増やして、もちろん事業者の努力というのもあると思うのですが、売上げが伸びているという事業者もあって、まだ二、三か月のサンプルでは、区外の事業所がどういう影響を受けているかというのは、やはり効果検証の最中かなというところでは。

国も実態調査を行うというような情報も入ってきておりますので、その辺りのところ、そして課長会での情報等も捉えながら、今後も注視していきたいと思っております。

**○鈴木委員** 3年間続かずに、介護報酬の引下げはぜひ撤回に向けて、区でも、課長会を通してということでもいいのですが、そういうことで手を挙げていただきたいということで、改めて求めておきたいと思っております。

それから、住居手当を1万円というのは本当に大きく評価するところなのですが、それに加えて世田谷区では、訪問介護報酬が引き下げられた分、2.5%を補填する給付金を事業所に出すということを、今回の補正予算で組んだということで聞きました。1事業所当たり88万円ぐらいということで、ぜひ事業所が潰れないようにということで組まれたということなのですが、こういうこともぜひご検討いただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

**○菅野高齢者福祉課長** 世田谷区が介護報酬に絡んでというところで、そのような補填をしたという事業を始めたというのは、課長会を通して私も情報としては入ってきております。そこについては、他区についても、どのような形で動いていくかということを見ていかなければいけないのですが、区としましては、1万円の居住支援手当というのを他区に先駆けて行っているという部分もございます。その辺りは世田谷区ではまだ行っていないところもありますので、区の独自の部分、いいところも伸ばしつつ、ほかの補助については研究していきたいと思っております。

**○鈴木委員** 本当に介護保険料を払ってもサービスが受けられないという状況にならないように、ぜひ支援もよろしくお願ひしたいと思っております。

あと、不燃化特区は時間がなくて質問できなかったのですが、令和7年度末でこの事業が終了するというところなのですが、これはぜひとも、引き続き制度を延長するようにということで、強力に東京都に求めていただきたいということで、要望だけさせていただきたいと思っております。

**○新妻委員長** 続きまして、大倉委員。

**○大倉委員** 139ページ、学校ICT活用経費、同じページの指導課職員給与費、93ページ、学校改築推進経費、141ページ、クラブ部活動指導員経費でお願いします。

まず、ICT活用経費は、この間も質問をさせていただいたのですが、今、学校現場はGIGAスクールが始まってもう数年たってきて、インターネット環境を整備しなくてはならないということで、各学校、整備は進んでいく中で、タブレットがやっと、うまく教員の先生たちも活用できるようになってきて、子どもたちも活用して、授業が今、円滑に進んでいるというところだと思います。

課題として、授業で使っていると、オンラインでつないだりして授業をする際に、データが重くて動きが止まってしまうとか使えないとか、また、この間のご答弁の中でも、朝の立ち上げる時間帯が一緒になると、動画を閲覧する際にネットワークの遅延が発生するなど、学習の部分で少し課題が出てきているというところだと思います。これからそれを、4年たってタブレットが更新されてというところと、またGIGAスクールが次のステップに行くというところで、またさらに学校の教科書等の授業で、動画や様々な学習ソフトみたいなものが更新されて、どんどんいいものになっていけばなっていくほど容量が重くなっていくというところ、これからどうしていくかというところを教えてください。

次に、指導課職員給与費のところ、これは多分、SSS、エデュケーション・アシスタントや副校

長補佐のところでは伺いたいのですが、これは今、品川区でも見てみると、SSSなどはもう随分前から取り組んでいってもらって、学校の先生の負担軽減だということで、品川区も今、全校以上に配置して進めているということと、副校長補佐も2年前から試行が始まって、今年度から全校配置になってきているというところで、エデュケーション・アシスタントも今年度試行でというところで、2年後ぐらいにはまた全校配置などという期待を持っているところなのですが、その中で1点、学校地域コーディネーターという、学校の先生の支援というところで、こちらのコーディネーターも含めて教えていただきたいのですが、今の給与のところなのですが、東京都の資料を見ると、給与で、スクール・サポート・スタッフ1,200円程度、エデュケーション・アシスタント1,500円程度、副校長補佐1,500円程度ということで書いてあるのですが、自治体によって多少、値段の差が出るのだというところで、特に聞きたいのが学校地域コーディネーターとSSSの費用について教えていただきたいのと、改めて地域コーディネーターの重要性、役割というところも併せて教えてください。

学校改築経費なのですが、こちらは改築する際に、トイレの個室の部分が、人感センサーで何分たつと消えるなどというところがあるかと思うのですが、これは何分なのか、細かいところは聞かないのですが、何でこんな質問をするかというところ、この間、品川コミュニティ・スクールDAYというところで参加する機会がありまして、様々これを見てみると、子どもたちが、去年からこれは始まっていて、令和5年4月に施行されたこども基本法の理念を踏まえ、子どもの声を聞く機会をつくるため、公教育共同委員会に児童・生徒が参加する品川コミュニティ・スクールDAYを各校で開催しますということで、「より良い学校にしていくために」というテーマで、地域住民や職員、児童・生徒が熟議を重ね、幅広い意見を取り上げて行っているということなのですが、まさにそんなすてきな取組で私も参加したときに、子どもの意見として「学校のトイレの時間が早くてすぐ消えちゃって」などというお話があって、もう少し長くしてほしいみたいな声があったので、まさにこういったことを実現していくと、コミュニティ・スクールDAYの成果がフィードバックされれば子どもたちも、きちんと意見を言って実現していくのだというところの取組としてすごくいいと思ったので、関連にはなりませんが伺いました。まず、そこをお願いします。

**○柏木学務課長** それでは、私からはICT活用経費についてお答えをさせていただきたいと思いません。

委員がご指摘のとおり、また定例会で答弁をさせていただいていますように、朝の全校がほぼ一斉に立ち上げる時間帯、あと授業で一斉に外部の動画を閲覧する際等に、ネットワークの遅延といたしますか、一斉に開けなかったりというのは実際起きているという報告は受けてございます。

これにつきましては、ほかの自治体も、聞きますと同じような状況が起きているということも聞いておりまして、本区だけではなく、他の自治体も同じ課題で、今後それについて解決していくという方向になってございます。今、様々検討させていただいているのですが、例えば通信料を大きくするなど、インターネットへの出方を、今、1つのところ、センター式で、そこからセキュリティーをかけて出ていくなどというような仕組みをしているのですが、それを様々組合せをして、ネットワークの遅延については解消する必要があると考えているところでございます。

また、引き続き、学校にも運用面ではお願いをしながら、快適な環境にしていきたいというふうなことで、今、様々な検討を進めております。

**○中谷指導課長** スクール・サポート・スタッフと地域コーディネーターの役割というご質問だったかと思えます。

まず、スクール・サポート・スタッフにつきましては、教員の授業での指導の支援というところで、主立ったところとしましては、教材づくりに関してお手伝いしていただいたり、あとはペーパーで配るものについての印刷をしていただいたりといったものになっております。時給が1,272円というところになっています。

学校地域コーディネーターに関しましては、例えばもう進んでおりますけれども、職場体験での人材の調整や、イベント的なものに関して企画というところで、人と人の調整役というようなところで大きく尽力いただいているところです。時給は1,250円となっております。

**○荒木学校施設担当課長** 私からは、コミュニティ・スクールDAYの意見について回答させていただきます。

コミュニティ・スクールDAYの意見につきまして、ご紹介いただきまして、ありがとうございます。この意見につきましては、学校を通じて庶務課にも上がってきておりまして、実際に、人感センサーの時間を15分間に延長しております。このように、子どもたちの意見に関しましては、コミュニティ・スクールDAYの場に限らず、様々な場を活用して収集していきたいと思っておりますし、ぜひ委員からもこのような意見をご紹介いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○大倉委員** ICT環境のほうなのですが、なるべく早くこれから対応していく必要があると思っ、どのぐらいの検討がされていて、どう進んでいくのかというのが知りたかったのですが、複合的に合わせてやっていくというところで、建て替えが終わった学校や、これから建て替える学校などは、これから対応していく部分と、それまでの対応と、あとはもう建て替えてしまったところ、また、さらにデータを大きくしていくためには館を大きくしていかななくてはいけないなど、またハード面の部分などあるのかなと思うと、早めの対応をぜひしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

地域コーディネーターとスクール・サポート・スタッフのところ、費用を教えてくださいありがとうございます。1,250円と1,272円ということで、コーディネーターがいろいろな地域との連結役というところで、コミュニティ・スクールの核かと思っております。その中で、本当に地域との関わりというのは、特にイベントでいうと土日が多くて、そういったときはコーディネーターはきちんと出て、むしろ積極的に子どもたちと一緒に取り組んでいただいて、本当に地域が子どもたちとつながる、学校が地域とつながる役割をすごく果たしていただいているというところで、でもそれを見ると、どうしてもボランティアになってしまうというところで、費用的にも、ご説明いただきましたけれども、事務などをやって、教材のコピーなどというのをやってくれているSSSと比べると、かなりコーディネーターというのは、その方の地域での関わりにすごく影響が起きて、属人的になりがちでというので、一般質問では、もう少し継続してできるようなマニュアルづくりなどと言いましたけれども、それぐらい多分大変なことをされているというところでは、この金額をもう少し見直すことができないのかというところについて伺いたいと思います。

コミュニティ・スクールDAYはありがとうございました。まさにこういった子どもたちの声が行政に届いて、15分ということでしたが、実現していくというところでは、まさに子どもたちがよりよい学校にしていくためにというところで、すぐく意見を出した子たちも、私が言った意見が通って、こうやって変わっていったのだという、主権者としての教育という部分にもつながっていくかと。主体的に学んでいく、取り組んでいくなどということになるのだと思うので、まだ始まって2年目ということで、フィードバックや、学校での話をどう実現していくかなどというところと、商店街や地域町会、地元の人たちと、そういった子どもたちの意見をどう実現していくか、解決していくかみたいな取組まで進め



ていけると、学校への愛着や地域への愛着などといったものの醸成につながると思うのですけれども、そういったところを見据えた取組をしていていただきたいと思うのですが、その件についてお考えをお聞かせください。

**○中谷指導課長** まず学校地域連携コーディネーターのお話からさせていただければと思っております。

今、本当に全校で配置することで、皆さん、どの学校でも活躍いただいております、内容も深まっていると感じております。例えばご指摘いただいたような、土日も多く活動されているという部分も鑑みて、例えば活動日、従事していただく活動時間を増やしていくことや、また時給を上げていくというようなことも含めて、人事課と協議の上、進めていきたいと思っております。

それから、コミュニティ・スクールDAYについてでございます。昨年度、こども基本法が施行されたことを背景としまして、品川区教育委員会として、子どもたちの声を聞く機会をつくりたいということで始めました。昨年度から実施しております。よりよい学校にしていくためにはということで、全校で今年も行いましたけれども、地域の方々からは、大変子どもたちが堂々と意見を発表できている。子どもたちからは、身近な大人たちがこんなに自分たちの学校のことを考えてくれている。そんな気づきもありまして、とてもよい感触を受けているところです。

ご指摘いただいたとおり、目指していることは、子どもたちが主体的に問題解決に参画していく態度を育てていくところにあります。その意味で、今、解決できたこと、改善が図られたことで例を挙げますと、いじめのない学校生活を目指した取組としてポスター作りを行う。また、服装などの決まりについて改善を図っていく、見直していくなど、進めているところです。今後、例えば1日だけで終わらないということが、1つ、課題になっています。十分な準備をして練り上げて、そして本番を迎えて、対話的な取組を増やして、テーマに対する考えを深めていくといったところで、また改善案や解決案というものも広がりを見せていけるのかと思っておりますので、そのような支援をしてまいりたいと思っております。

**○大倉委員** コーディネーターは、ぜひ活動時間の柔軟な対応や、時給を上げていただくなども含めて、ぜひ検討していただければと思います。

**○新妻委員長** 次に、あくつ委員。

**○あくつ委員** 私からは、134ページ、都支出金、災害対応力向上支援事業補助金、163ページ、水と緑の市町村との交流事業参加費から伺ってまいります。

まず、都支出金、災害時応急物資確保費、450万円ですけれども、補助金の用途・目的について、まず教えてください。

**○羽鳥防災体制整備担当課長** 私からは、都補助金についてご回答させていただきます。

こちらは、携帯トイレを区として備蓄するものに関しまして、2分の1の補助金、上限額450万円ということで事業が行われましたので、そちらの補助金を活用して携帯トイレを備蓄したものでございます。

**○あくつ委員** いよいよ10月から携帯トイレの輸送がスタートいたします。関連してトイレ問題について伺ってまいります。まず今後、災害対応として導入されるトイレトラックについて確認してまいります。品川区では、森澤区長のご英断で、6月の補正予算で23区初となるトイレトラックの購入費用として約3,000万円を計上し、全会一致で成立しております。審議の際に説明されたスケジュールでは、7月の議決後に契約締結、2月下旬に納車、助けあいジャパンと協定締結式、職員研修とあり

ます。これはどこで契約を締結し、トラックは何月何日に発注されたのか。そして納車はいつなのか、伺います。

**○羽鳥防災体制整備担当課長** トイレトラックについてです。

こちらは、助けあいジャパンというところに発注いたしまして、7月30日付で契約締結になってございます。納車日は2月の末を予定してございます。

**○あくつ委員** 今回、一般的に知られた名称のトイレトレーラーではなくて、進化型である最新型のトイレトラックを購入しています。発注先である助けあいジャパンに確認しましたところ、この仕様のトイレトラックは全国でまだ一台も納品されておらず、間もなく大阪府交野市での納品が全国初になるであろうということでした。

大きな特徴として、これは自走式であるため、トレーラーでは必要であった牽引免許が不要なのがメリットです。一方で、準中型免許、もしくは平成19年6月以前に取得の普通免許が必要となります。ちなみに私は、大学卒業の平成8年に普通免許を取得しましたので、トイレトラックは私は運転できるということになります。これまでも何度も確認してまいりましたが、区内はもちろんのこと、災害大国である日本各地でいざ発災した場合、被災地からの要請を受ければ、今後は品川区からトイレトラックが出勤する日が、遠からず、そして必ずやってくると思います。ちなみに元日の能登半島地震の際には、被災地から要請のあった京都府亀岡市では、その1日後の1月2日には自治防災課の副課長ら職員3名が運転するトイレトレーラーが約360キロ先の能登半島に向けて出発し、出発から9時間をかけて石川県七尾市へ到着しております。到着は1月2日深夜1時半頃。亀岡市のトイレトレーラーが一番に現地に入りました。平時は花火大会などのイベントで活用しているため、その設置作業は楽だったそうです。

まず、防災課の職員のうち、運転可能な職員は何人いらっしゃるのか教えてください。また、その際、誰がトラックを被災地まで搬送するのか。また、防災課の職員は同乗するのか。平時の際のイベントでの活用も検討されていると思いますが、その際は誰が運転するのか教えてください。

**○羽鳥防災体制整備担当課長** トイレトラックの運転についてでございます。

まず、防災課の職員を調べました。約40名ほど、会計年度任用職員も含めて職員がおりますが、約半数がトイレトラックを運転できる免許を所有しているというところでございます。

ただ一方で、実際に災害時、被災地派遣の際に、トイレトラックを防災課の職員が運転するかというところでございますが、今想定しているものは、災害時協力協定に基づいて、民間事業者、輸送事業者の協力を得て輸送するというところを考えているところでございます。過去の能登半島地震の物資支援の際も、災害時協力協定に基づいて輸送事業者に協力いただきました。

一方でその際、区の職員も必ず2名体制で同行いたしました。といいますのも、トラックを届けるだけ、また物資を届けるだけが被災地支援ではないと考えてございます。被災地に実際に職員が行って、目で見て肌で感じて、現地のニーズも聞き取って、次の支援につなげたり、区の今後の災害対策につなげる。そういったところまで、区の職員として役割があると認識してございますので、実際に被災地派遣の際はそのような体制を取ろうということで、今、調整しているところでございます。平常時に関しましては、訓練のときに、地震体験車と同じようにトイレトラックも輸送するというところを想定しますと、区の防災課の職員が運転するというところは考えられます。

**○あくつ委員** 1月1日に発災して、1月2日に到着した亀岡市。これは、やはり協定を結んだ民間の事業者が果たしてこれだけ早くできたのかということもあると思いますので、これは、いつ起こる

か分からない災害に対してぜひ備えていただきたい。これからですけれども、よろしくお願ひいたします。

次に、災害時のトイレ計画について確認します。本年3月の予算特別委員会におきまして、災害時のトイレ問題について伺ったとき、私ども公明党は、現場第一主義、調査なくして発言なしということで結党60年を迎えておりますけれども、私を含む会派有志議員3名で、本年5月に能登半島、珠洲市に災害ボランティアとして現地に入りました。10名のチームに編成された後に、数軒の個人の住宅の災害廃棄物の撤去作業などを行いました。その際、実際に鎌倉市など4自治体から派遣されたトイレトレーラーを丸一日、実際に使用して、その快適性・有効性を確信したところでございます。

先般の一般質問への答弁で森澤区長は、8月の特別区長会でトイレトラックの導入と災害派遣トイレネットワークの取組をご説明され、被災地支援の助け合いの場を築いていくことの重要性を共有されたとのことでございました。そして、10月から携帯トイレの各家庭への郵送も始まります。予算特別委員会でも申しあげましたけれども、内閣府では、阪神・淡路大震災、東日本大震災での教訓を経まして、2016年に避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインというものを策定し、市区町村へ通知しております。例えば災害発生当初は、避難者約50人当たりトイレ1基。避難が長期化する場合は約20人当たり1基が必要だと。トイレの平均的な使用回数は1日5回。多目的トイレの設置や外国語の掲示物などの目安を示した上で、各自治体に平時から災害時の必要トイレ数を試算し、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ等の整備の推進、災害時にトイレを調達するための手段の確立等を計画的に実施することを求めています。そして、各自治体に対して、災害時のトイレ確保・管理計画の策定が望ましいとされています。

残念ながら、現在自治体の中で策定しているところが24%、策定していないところが75%。少し前の新聞記事ですが、2020年11月の毎日新聞の記事で、「政令市特別区調査、災害トイレ6割計画なし」との大見出しで、「東京23区で感染症を招くおそれ」とのサブタイトルとなっています。23区で策定済みなのが、墨田区、荒川区、世田谷区、杉並区、練馬区、江戸川区となっています。予算委員会の答弁では、品川区では現状、策定していないということで、職員としてもトイレ対応の責任者は定まっていないということでした。

こうした中で、やはり現在、品川区というのはトイレトラックを、23区初でこれから導入する。その旗振り役を今やっただけでいる。そして、携帯トイレもこれから配るという中で、トイレ問題というものを非常に重要視しているはずでありますけれども、やはりトイレ問題を設備の問題と捉えずに、災害関連死を防ぎ、区民の尊厳と公衆衛生を確保するための緊急事項として位置づけるべきであると、繰り返し訴えてまいりました。ぜひトイレ問題への危機感をさらに共有していただいて、品川区としての具体的な災害時のトイレ確保・管理計画の策定の検討に、ぜひ入っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○羽鳥防災体制整備担当課長** トイレ確保・管理計画についてでございます。

品川区では、単独のトイレ確保・管理計画は定めておりませんが、内閣府の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインに基づきまして、各計画を作成しているところでございます。昨年度、大規模修正いたしました地域防災計画、また今年度見直しを行っております避難所運営マニュアルといったところで、トイレの確保・管理について、しっかり記載してまいっているところでございます。引き続き、トイレの確保・管理計画につきましては、他自治体、他区の状況なども参考にさせていただければと思います。

あと、委員から先ほどお話がありました、区のトイレについての責任者というところでございますけれども、本部といたしましては、物資調達課というところが責任する部署になりまして、その責任者は防災体制整備担当課長である私になります。

**○あくつ委員** またやります。すみません。

もう一つは、水と緑の市町村との交流事業参加費のところ、飯田市との交流について伺ってまいります。

この「水と緑の市町村との交流事業」、根拠は「水と緑の市町村との交流事業基本構想」ということになっています。区民に、水と緑に象徴される自然環境の豊かな市町村との交流事業を通じて、健全で潤いのある区民生活の実現を図るということで、現在、山北町と早川町の2町で交流を図っている。

本年4月の予算特別委員会で、リニア中央新幹線、神奈川県駅が設置される予定の飯田市につきまして、2014年から10年にわたり民間交流を積み重ねてきたことも踏まえまして、災害協定や文化・観光等の交流を求める質問を致しました。先日の公明党の一般質問で、初めて南海トラフ地震臨時情報が発令されたことなどを受けまして、災害時相互支援協定の早期締結を求める質問に対して、協定を締結できるよう、引き続き協議をしていくとの答弁を頂いたところです。報道によれば、先月9月18日に飯田市の佐藤市長が森澤区長を表敬訪問し、懇談をされたということですが、協議が整ったのか、そして協定締結がいつになるのか、また協議がいつになるのか、簡潔に教えてください。

**○平原防災課長** ただいまご質問にございました長野県飯田市との災害時相互援助協定でございますが、この間、先方と協議してきたところ、内容につきまして整いまして、明日10月3日に協定の調印を行う予定でございます。

**○あくつ委員** あしたということで、いよいよ調印式が行われるということになりました。ただ、静岡県の前知事による着工の許可が得られなかったことに起因しまして、開業は、予定されていた2027年から2034年へと延伸となりました。開通までちょうど10年あります。

そこで、この10年の間、私は両自治体で、防災以外でさらなる交流を図っていくべきだと考えております。非常に飯田市のポテンシャルは高いと考えております。今年1月に出版されました『田舎暮らしの本』という本では、住みたい田舎ランキング2023年第1位。「東大王」というテレビ番組でも、今移住したいまちランキング1位となっております。東に南アルプス、西に壮麗な中央アルプスがそびえまして、豊かな自然を誇る飯田市の面積の8割は森林であって、天竜川に沿って日本一の谷地形が広がっていると。こうした中で、各所管に伺っていきたくと思います。

まず、品川区民の顔の見える交流先についてということで、私も今日、SDG'sバッジ。これは、飯田市の特産である水引でできているバッジをつけさせていただいておりますけれども、やはり飯田市の地名というのは、結び、結の田。「結」というものが語源になっていると。それがなまって「飯田」になっているということでございますが、今回こうしたことで未来のご近所として、飯田市とは明日の調印以降、防災協定以外の部分で、これからの10年をかけて、人と人の顔が見える関係をつくって、じっくりと各種の交流を深めていけるかと思っております。例えば町会・自治会、地域の区民の交流先として、今後、飯田市を含めていくということはいかがでしょうか。また、環境先進都市ということで、飯田市も国の指定を受けておりますので、ここについて、もし環境課が何か今後、連携していけるところがあれば教えてください。

**○宮澤地域活動課長** 飯田市の町会・自治会と地域との交流というところでの答えでございます。

現在も青少年対策地区委員会では、山梨県の早川町に小学生が宿泊で行くというような事業を行って

おります。また、町会・自治会もバスハイク事業というのを行っております。現状では距離的な部分がありますけれども、課題があるかと思っておりますけれども、互いのメリットがあるように、町会・自治会を含めまして周知していきたいと思っております。

**○中西環境課長** 環境面での連携といったところでございます。

飯田市に関しましては、一昨年ですか、脱炭素先行地域にも選定されております。また、過去には環境モデル都市にも選定された、非常に環境面で前向きに取り組んでいらっしゃる自治体だと認識してございます。

環境面で申し上げますと、交流自治体とは、例えばエコルフェスで高知県にブースを出していただいたり、早川町の間伐材を使った積み木等を使ったブースも出したこともございますので、そういった面で、飯田市がどういった取組ができるかといったところも調査させていただきながら、何か面白いマッチングができないかといったところは検討してまいりたいと考えてございます。

**○新妻委員長** 最後に、まつざわ委員。

**○まつざわ委員** 私からは、64ページ、使用料全般、関連させて、公有地や区有施設のバランスについてお聞きしたいと思っております。

まず、旧荏原第四中学校の跡地活用についてお伺いたします。旧荏原第四中学校については、昨年度、跡地活用方針策定委員会を設置しました。ワークショップやパブリックコメント、住民説明会なども開催しまして、地域や区民の皆さんの意見を幅広く聞きながら、今年度の4月、跡地活用方針を策定されました。策定された活用方針を拝見しますと、コンセプトは、多様な人々が集い、学び、助け合い、心と体の健康を育む交流拠点ということで、非常に夢のある、わくわくするような施設ができるのではないかと考えております。

今年度は基本計画の策定に向けて、今までにない品川区の大型複合公共施設の整備検討も進めていらっしゃいますが、ぜひこの整備に向けて、引き続き検討を前に進めていただきたいと思っておりますが、これまでの検討状況や今後の進め方などを教えてください。

**○吉岡政策推進担当課長** 旧荏原第四中学校の整備に向けた検討状況でございますが、今年度は外部有識者3名を交えた庁内検討会を開催いたしまして、先進的な大型複合施設の事例を参考としながら、導入機能、施設のモデルプラン、整備・運営手法等の検討を進めているところでございます。

また、昨年度同様、ワークショップを実施いたしますが、今年度は公募区民向けだけではなく、高校生、大学生向けについても行う予定でございます。さらに、12月頃に基本計画素案のパブリックコメントの実施に合わせたオープンハウス方式説明会の開催、翌年3月には住民説明会の開催など、昨年度に引き続き、地域や区民の皆様にも、本跡地活用の検討状況を知っていただく機会、ご意見を賜る機会といったものを設けていく予定でございます。

**○まつざわ委員** 今後のご説明、ありがとうございます。これらの整備に向けた議論というのがより具体化していくと思っておりますが、ご答弁にもありましたワークショップ、そしてパブリックコメント。引き続き、区民の皆様の声を拾い上げていく取組を行っていただきながら、魅力的な施設の整備、そして運営手法の検討を深めていっていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

こうした新しい施設の整備が進められる一方で、この4月に改定されました、公共施設等の総合計画では、区有施設におきまして、築40年以上の施設が156施設、全体の割合でいうと46.6%。そして、築50年以上の施設というのが90施設、これは全体の割合ですと26.9%と、築年数が経過した施設、老朽化した施設というのが大変増加しているということが分かります。先ほど触れました、

旧荏原第四中学校の周辺も、私もしつこく言っていますが、例えば、ゆたか図書館、保育園、児童センター、また教員寮、そして贈与地といった、同じような築年数の古くなった施設が、ぐるっとひとまとめになっている。そういった大きな活用や、例えばそういった検討や、要は築年数が一定程度経過した施設の数、たくさん数から数えると、例えばこういったエリアに限らず、今後更新が必要だと思われる施設というのは区内には多く存在していると思いますが、区として、この区の施設の状況、そして今後の整備の在り方、考え方について、ご見解をお聞かせください。

**○吉岡政策推進担当課長** 区内の公共施設の状況あるいは今後の整備の考え方、全体的な考え方というところでございますけれども、まず区内の公共施設につきましては、改定前の公共施設総合計画、平成29年の策定時におきましては、築40年以上の施設が全体の割合で36.5%。そして、そのうち築50年以上の施設は全体の割合で8.3%でしたが、今回の改定におきましては、委員がご案内のとおり、築40年以上の施設が全体の割合で46.6%というところで、10.3%の増。そして、そのうち築50年以上の施設につきましては全体の割合で26.9%と、18.6%の増となっております。この間、学校や保育園等で改築が進んでいるものの、計画改定前に比べて全体的に老朽化が進行している状況でございます。

今後の整備の考え方でございますが、昨今の社会情勢の変化によりまして、建物の修繕や更新等の将来コストの見込みが高まっておりますけれども、既存施設を適切に維持管理していくことを基本といたしまして、当面の人口増加といったものも踏まえつつ、財政の負担を考慮しながらも、子育て支援施設や福祉保健施設等の新たな行政需要には適時適切に対応いたしまして、適正な行政サービスの水準維持をしていくという必要があると考えてございます。

**○まつざわ委員** 区の考え方をありがとうございます。理解しました。

旧荏原第四中学校の跡地の施設同様、新たな行政需要にも対応していくということで、今後も地域の声、区民のニーズをしっかりと把握していただいて、審議して本当に必要なもの、求められているものの検討、そして整備を進めていただきたいと思います。

一方で、課長から財政負担というお話がありました。存外の施設におきまして、建物の老朽化が著しく進んでいる施設は、ぜひとも計画的に改修や改善というのは行っていただきたいのですが、例えばシルバーセンターや文化センターといった、利用者が要は例えば固定されているような施設については、今の施設の形で例えば改築するよりも、施設の在り方そのものを一旦整理しまして、一定まとめていくというほうが、改築費用の低減、そして各施設を所管する職員の負担軽減にもつながると思いますが、ご見解をお聞かせください。

**○吉岡政策推進担当課長** ここの施設の在り方に関するご質問だと思いますけれども、施設の利用に当たりましては、建築当初から利用状況、また区民ニーズが大きく変化してきたという施設もございませう。こうした状況におきましては、施設で提供するサービスが、建設当初の目的や役割を果たしているか、区民ニーズの変化に対応できているか、あるいは施設は有効に機能しているか、民間施設と競合していないかといった多様なところで、施設の必要性や存在意義をゼロベースで検証しながら、他機能への用途転用や、近隣施設の統合、複合化、廃止といったところを様々幅広く検討していくことが必要だと考えております。

また、従来の目的別・対象別に利用者を固定した施設の在り方につきましても見直しを行いまして、幅広く区民の皆様にご利用していただくような条件整備についても検討してまいりたいと考えております。

**○まつざわ委員** 前向きなご答弁をありがとうございます。品川区の人口もしばらくは増え続けてい

くと思っておりますが、年齢の構成、そして区民ニーズについても大きな変化が出てくると思っております。ぜひ品川区にとって貴重な公有地、そして区有施設のバランスについて十分に検討していただきまして、今後も将来にわたる財政負担のバランスを考慮しながら、品川区にとって本当に、そして品川区民にとって本当に必要な施設を整備していただきたいと最後要望しまして、質問を終わらせていただきます。

**○新妻委員長** 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、明日午前9時半から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後5時25分閉会

---

委 員 長 新 妻 さ え 子